

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

2 計画の位置づけと計画期間

第1章 計画の策定にあたって

I 策定の趣旨

高齢化や人口減少が進むわが国では、社会的孤立や8050問題、虐待、こどもの貧困や育児と介護のダブルケア、障がい者本人や家族の高齢化など、複雑化・複合化する課題を抱える世帯が増加し、従来の社会保障制度では解決を図ることが困難なケースが増えています。

また、人口減少や高齢化により、多くの地域で地域コミュニティを支える担い手の減少や、介護・福祉分野における人材不足という問題が深刻化しています。さらに、人と人とのつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手の確保が課題となっています。

そこで、国は「地域共生社会の実現」に向けて、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりに向けて改革を進めています。

本市においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように福祉分野の上位計画となる「第2期大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。本改定より地域福祉計画と地域福祉活動計画の二つの計画を市と社会福祉協議会の一体的な計画として策定し、それぞれの強みを生かした地域共生社会の実現を目指してまいります。

地域共生社会や地域福祉の考え方

地域共生社会とは

制度・分野の枠組や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために住民が主役となって、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などと連携して、人と人とのつながりを大切に、お互いに支え合える関係を築きながら”共に生き、支え合う社会”を実現することです。

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める、市町村が策定する計画です。だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合える地域を目指して市全体の「理念」や「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画とは

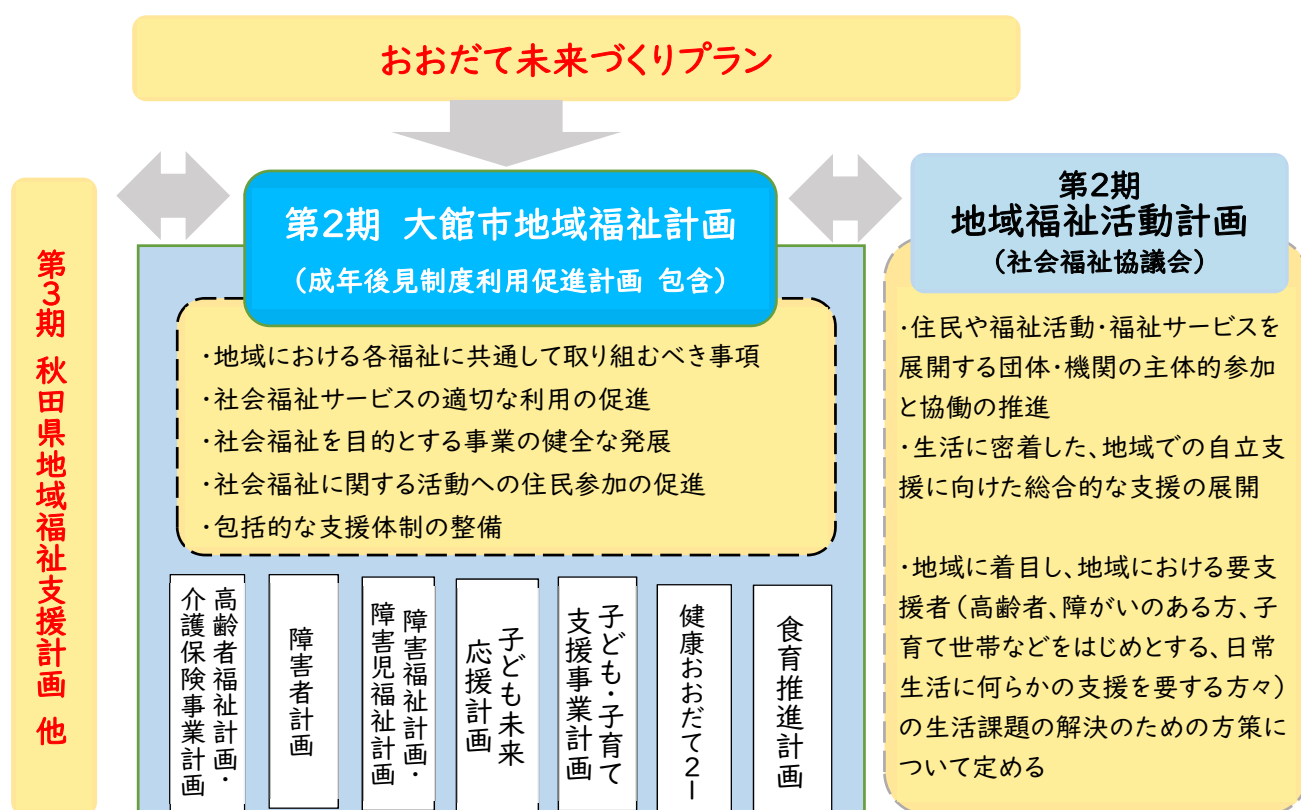
地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、社会福祉協議会が呼びかけを行い、地域住民、社会福祉に関する活動者、福祉関係団体が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。

2 計画の位置づけと計画期間

「**地域福祉計画**」は、社会福祉法第107条の規定に基づき本市の最上位計画である「おおだて未来づくりプラン」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また福祉分野の「上位計画」として“地域福祉”の視点から、共通する取り組みや今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。また、地域福祉計画には、「**成年後見制度利用促進計画**」を包含して策定します。

「**地域福祉活動計画**」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、民間の立場から住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して、地域福祉の推進に取り組むうえでの基本事項を定め、本改定より二つの計画を一体的に策定します。

計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。



↑ 関連する計画 ↓

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
地域福祉計画・地域福祉活動計画										
高齢者福祉計画・介護保険事業計画										
障害者計画							※計画年未定 一体化予定			
障害福祉計画・障害児福祉計画										
子ども未来応援計画								※計画年未定		
子ども・子育て支援事業計画										
健康おおだて21				※R6～R17(12年間)						
食育推進計画										

【参考】社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第2章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

2 計画の進行管理

第2章 計画の推進に向けて

I 計画の推進

市、社会福祉協議会、地域福祉の担い手である市民、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、相談支援機関等が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことにより、地域共生社会の実現を目指します。

●期待される市民の役割

地域活動やボランティアなど、参加しやすい活動から積極的に参加するなど、地域での支え合い、助け合いの関係をつくるとともに、課題を抱える近隣住民の発見・つながりなど、地域課題を自らの問題として受け止め、自身が取り組めることから、具体的な地域福祉活動へつながっていくことが期待されます。

●期待される地域団体等の役割

地区の福祉員や民生委員児童委員、自治会や地区コミュニティ、老人クラブ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、様々な事業を展開する NPO 等は、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりや地域課題を発見し、地域で解決を試みるなどが期待されます。市民への積極的な情報発信や団体間における交流、社会福祉協議会や市との一層の連携強化が望まれます。

●期待される相談支援機関の役割

自らの分野の相談支援機能を充実させることはもちろん、制度の狭間にある世帯への支援や、複雑化・複合化した生活課題に対応するため、分野を超えた相談支援を充実させることなどが期待されます。地域共生社会の推進において中心的な役割を担うことが求められ、各分野の相談支援機関同士や関係機関・団体との一層の連携強化が望まれます。

●市の役割

社会福祉協議会や福祉活動を行う団体等と連携・協力を図りながら、市民が地域福祉活動に参加する機会の提供に努めるとともに、地域の各種団体や相談支援機関のネットワーク化と情報提供の充実を図り、持続可能な地域づくりに向けて、身近な地域でのセーフティーネットの強化に努めます。

●社会福祉協議会の役割

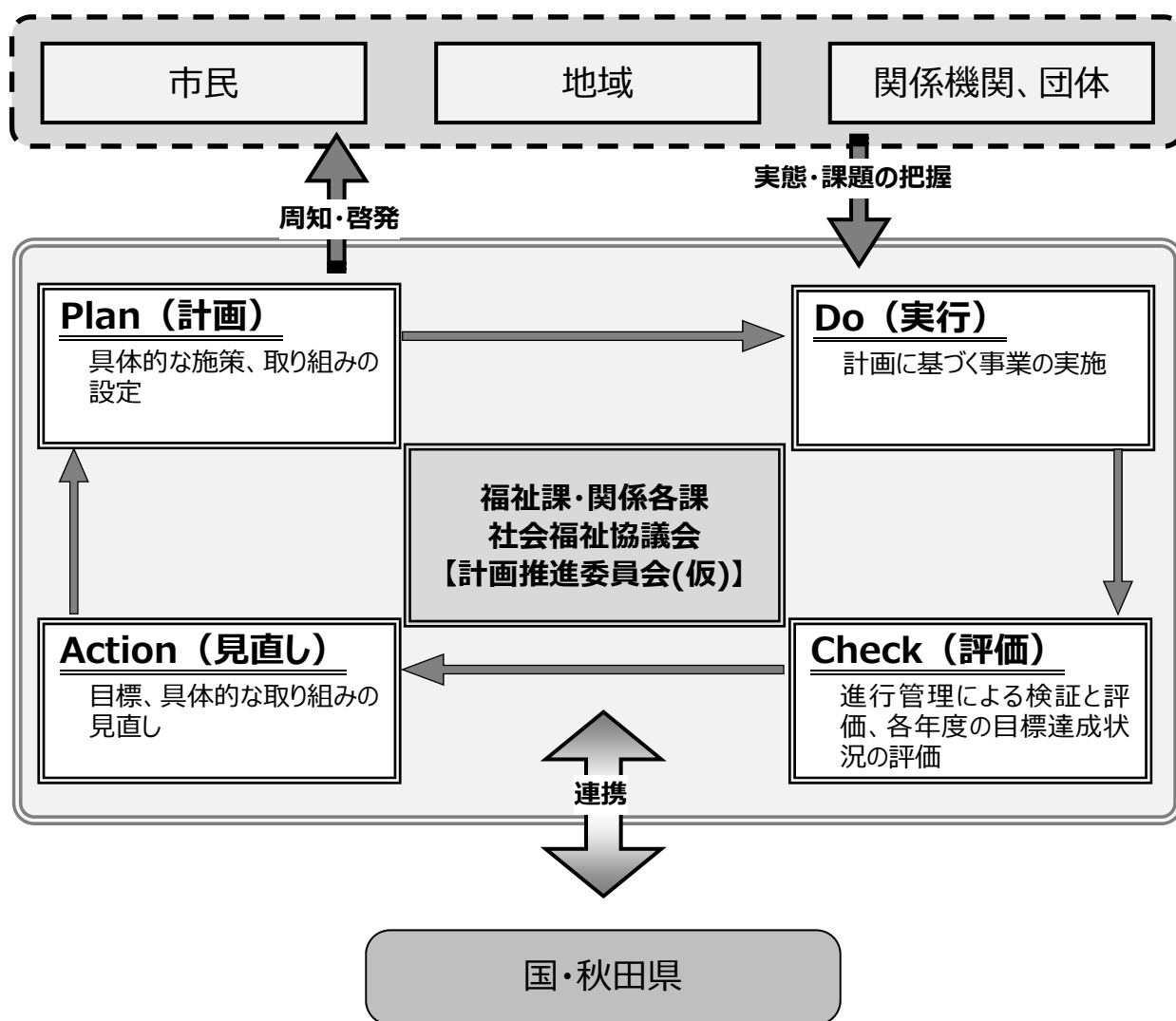
市とともに、地区の福祉員や民生委員児童委員、自治会や地区コミュニティ、ボランティアや NPO、福祉施設等と連携のもと、地域福祉活動を実践するボランティアや地区役員の育成を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手づくりのため、講座や事業等を実施します。

2 計画の進行管理

本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため市と社会福祉協議会は緊密な連携を図りながら、各事業を推進していく必要があります。

そこで、市と社会福祉協議会では、諮問機関となる「計画推進委員会（仮）」を設け、定期的に取り組状況の評価、提言を行います。評価、提言にあたっては、定量的な評価にとどまらず、多角的な視点で総合的な評価を行うこととします。

＜計画の進行管理体制＞



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「実行」(Do)、事業の進捗を確認する「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「見直し」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

事業の進捗の評価にあたっては、進行管理・評価シートを事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

<地域福祉計画 進捗管理・評価シートのイメージ>

事業名	●●事業
担当課/関係課	●●課
事業の実施状況	①.実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業
事業の進捗評価	1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) ③. 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない)
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業にかかわる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 ③. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
今後の取り組み内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人が参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。

<地域福祉活動計画 進行管理・評価シートのイメージ>

活 動		内 容				
		・				
		<評価指標> ●				
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
【令和○年度の状況】 ・ 【成果】 ・ 【課題】 ・						
点数	評価基準					評価
5	完了（目標達成）					
4	順調に進んでいる					
3	概ね順調だが不十分な点が少しある					
2	実施されている部分もあるが不十分な点が多い					
1	実施方法も含め改善が必要					
【次年度の取組内容】 ・						

地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省HP

第3章 大館市の地域福祉を取り巻く状況

- 1 大館市の概況
- 2 大館市の人口と世帯の状況
- 3 地域福祉を取り巻く法制度の動向
- 4 重層的支援体制整備事業について
- 5 大館市の地域福祉をめぐる主な課題

第3章 大館市の地域福祉を取り巻く状況

1 大館市の概況

本市は、昭和26年に大館町と釈迦内村が解体合併し、人口3万56人という、当時としては全国最小の市として誕生しました。

その後、周辺町村との合併を繰り返し、平成の大合併で、比内町、田代町の2町を編入合併し、平成17年6月20日に人口**8万 4,701**人（旧大館市 6万 5,736人、比内町 1万 1,463人、田代町 7,502人）の新大館市が誕生しました。令和6年8月31日現在の人口は**6万 5,860**人です。

これまでの先人の取り組みによって、本市の発展の礎となってきた自然の恩恵や人々の暮らし方、生業を築くための知恵や技術といった地域資源・特性を生かし、市民とともに「ひと」、「暮らし」、「まち」が相互に関わり合いながら、本市の未来につながる「ものがたり（歴史）」をつくることをまちづくりの基本的な考え方として、令和6年4月に「おおだて未来づくりプラン」が策定されました。

少子高齢化による人口減少やそれに伴う経済規模の縮小、地域活力の低下など、本市を取り巻く情勢は大きく変化し、これからの時代にふさわしいまちづくりが求められています。

2 大館市の人口と世帯の状況

本市の人口は、平成17年の合併時と比べて**1万 8,841**人が減少し、平成25年から毎年1,000人前後の減少が続いています。また、世帯数は約3万1千世帯で、ほぼ横ばいで推移しています。これにより労働力人口の減少や経済規模の縮小、生活の基盤となるインフラや公共施設の老朽化による将来負担の増大など、本市の地域経済、財政基盤に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

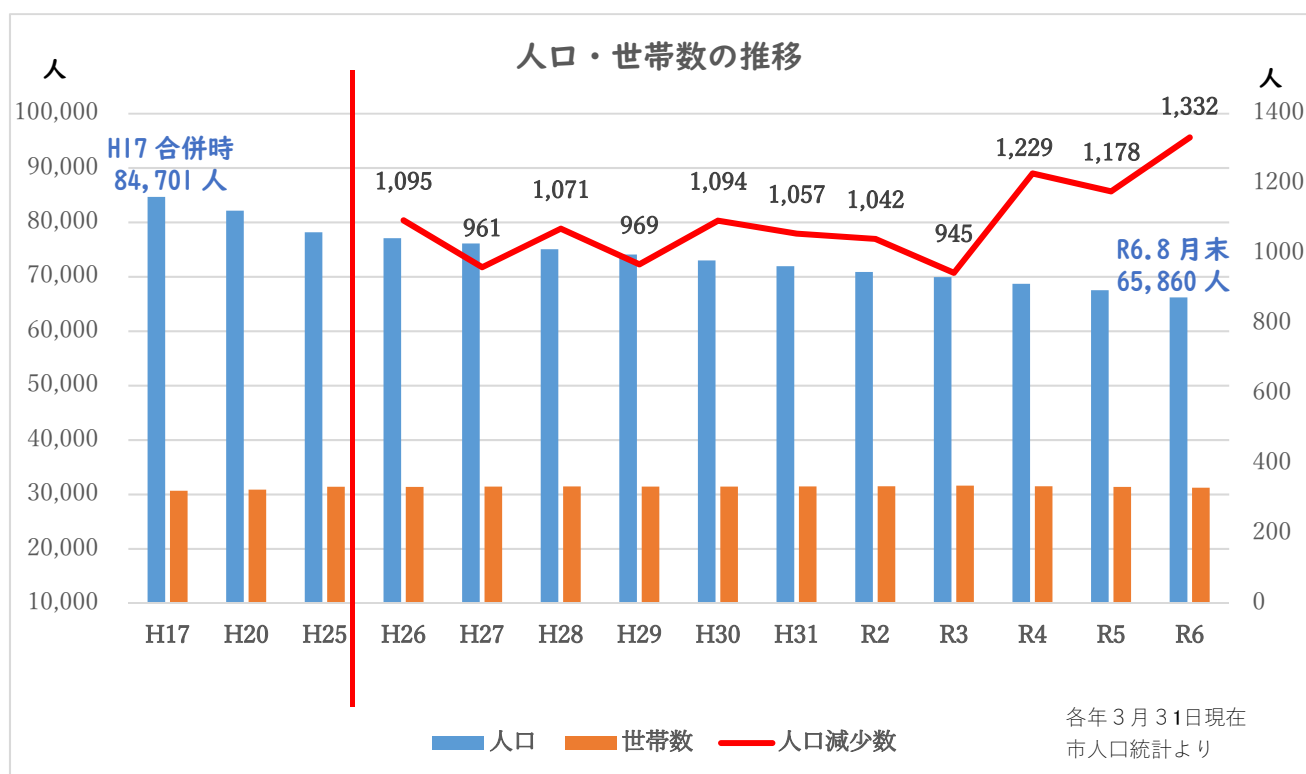
また核家族化や単身世帯の増加が今後さらに見込まれることから、日頃のちょっとした手助けが得られず、生活の支援が必要となる世帯の増加や買い物や通院等の様々な生活課題が浮き彫りになることが予想されます。

こうした人口減少や少子高齢化に対応した持続可能な社会を築くため、ハード・ソフト両面から、将来の人口規模や世帯構造に合わせた地域づくりを推進していく必要があります。

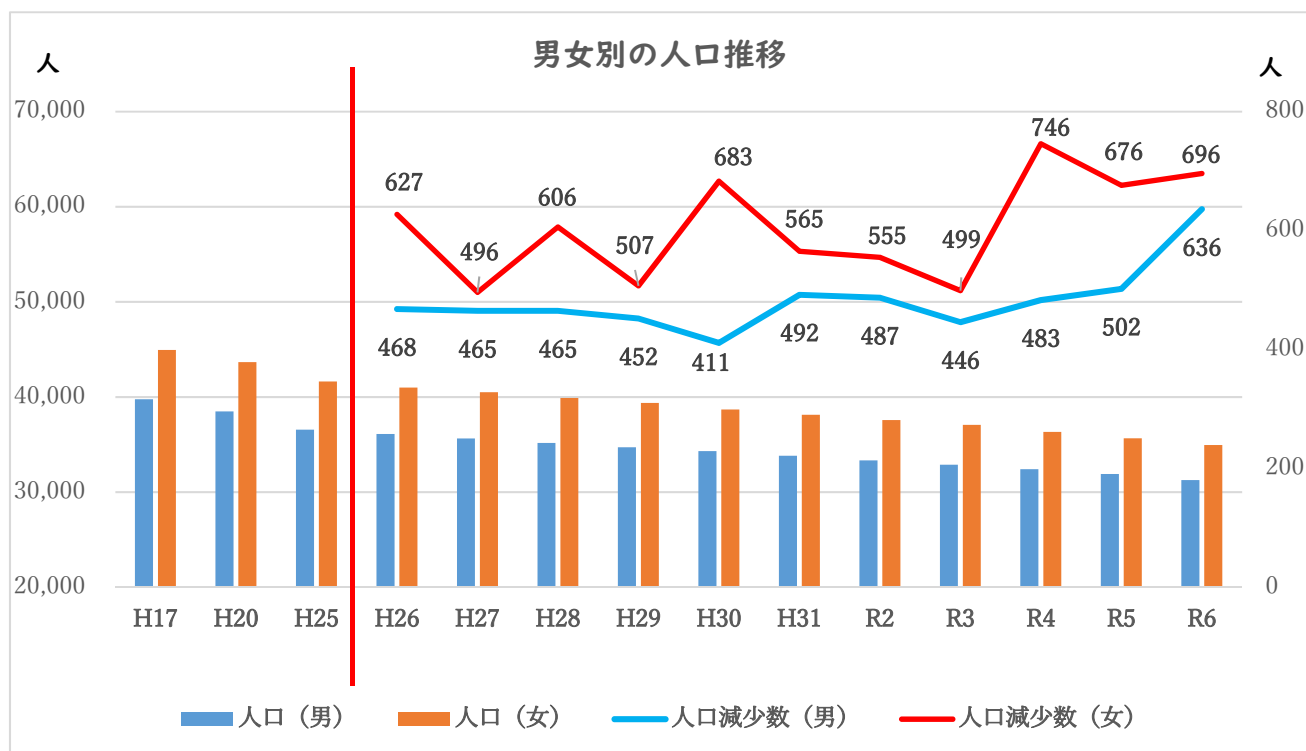
【大館市の人口・世帯数・人口減少数の推移】

	H17	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
人口	84,701	82,149	78,191	77,096	76,135	75,064	74,095	73,001	71,944	70,902	69,957	68,728	67,550	65,860
世帯数	30,677	30,900	31,410	31,384	31,457	31,489	31,452	31,443	31,474	31,515	31,615	31,505	31,390	31,251
人口 減少数	-	-	-	1,095	961	1,071	969	1,094	1,057	1,042	945	1,229	1,178	1,332

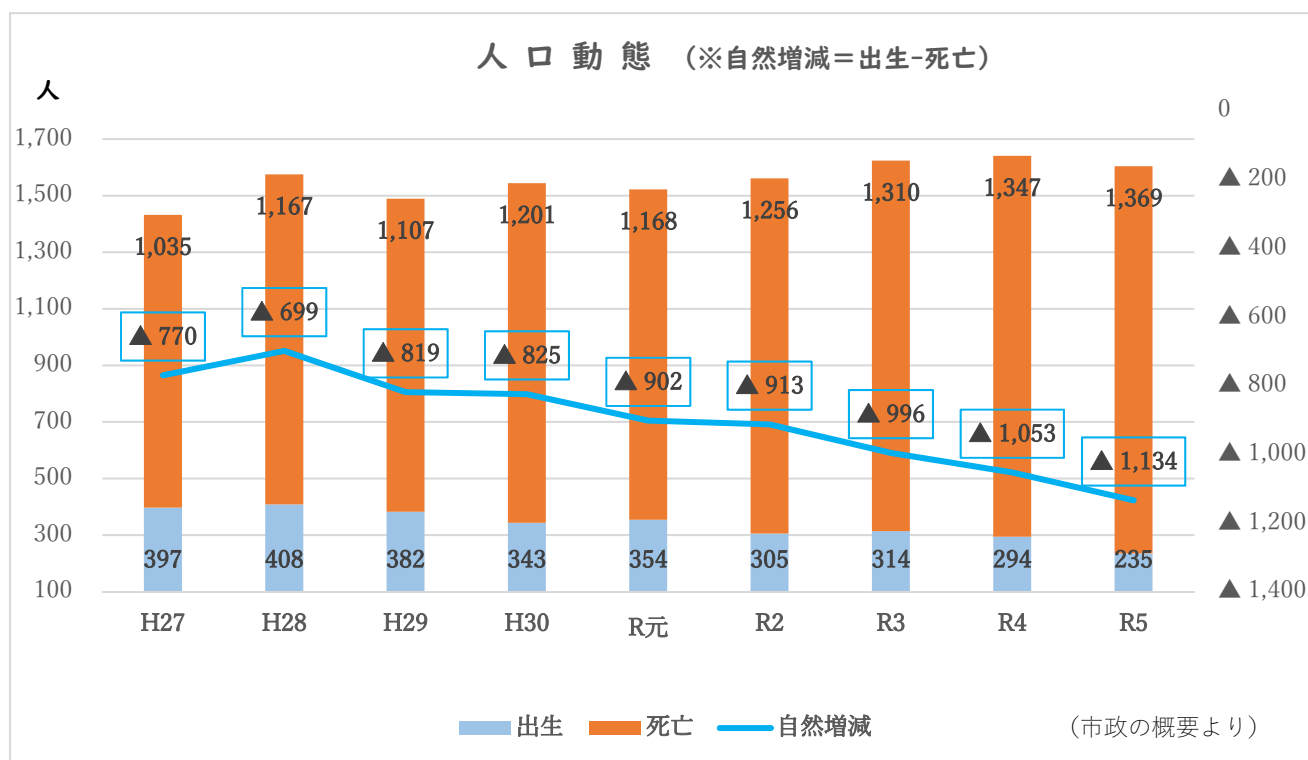
※市人口統計より



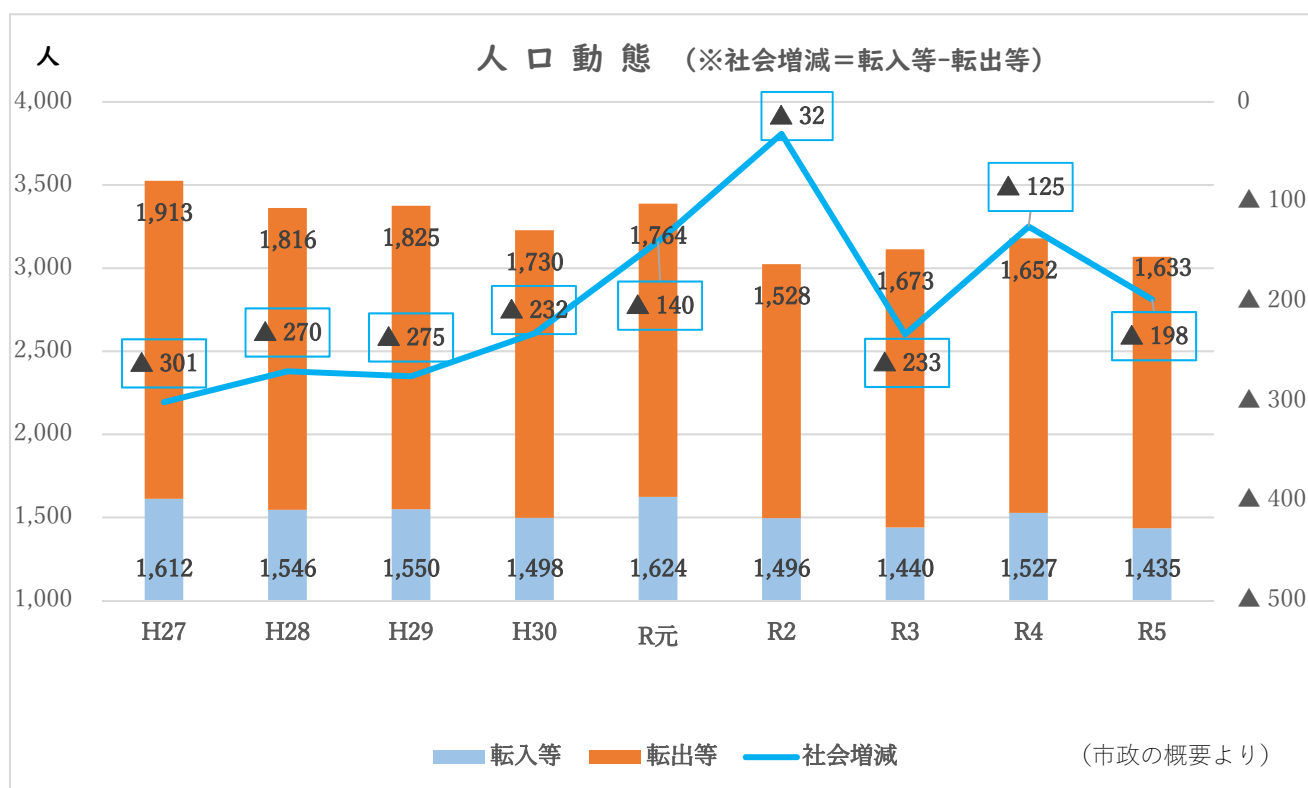
※人口は毎年約 1,000 人ずつ減少し、特に令和4年から減少数が増加しています。一方で世帯数は約 3 万 1 千世帯で、ほぼ横ばいで推移していることから、核家族化や単身世帯の増加が見込まれます。



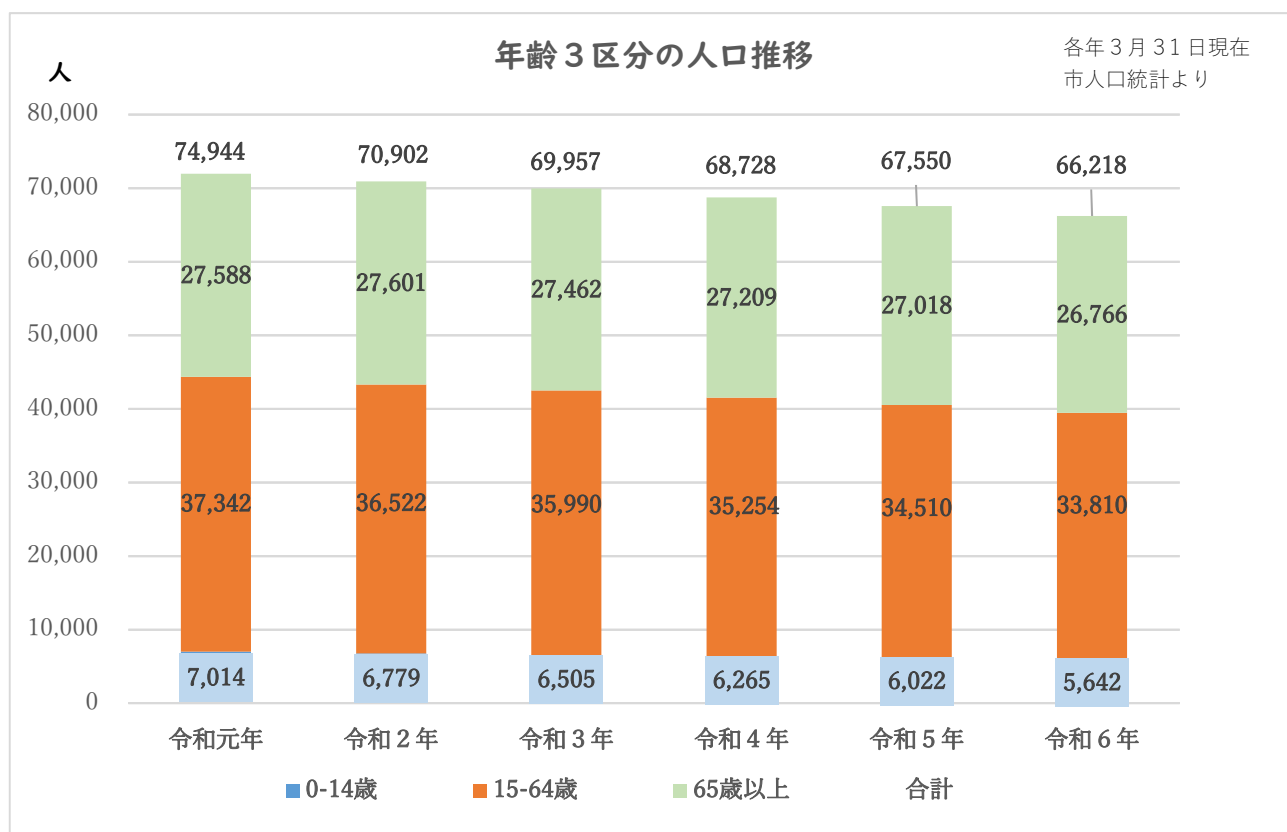
※本市の人口は、男性より女性の割合が多く、男女ともに人口減少が続いています。特に女性の減少割合が高く、令和4年から減少数が増加しています。



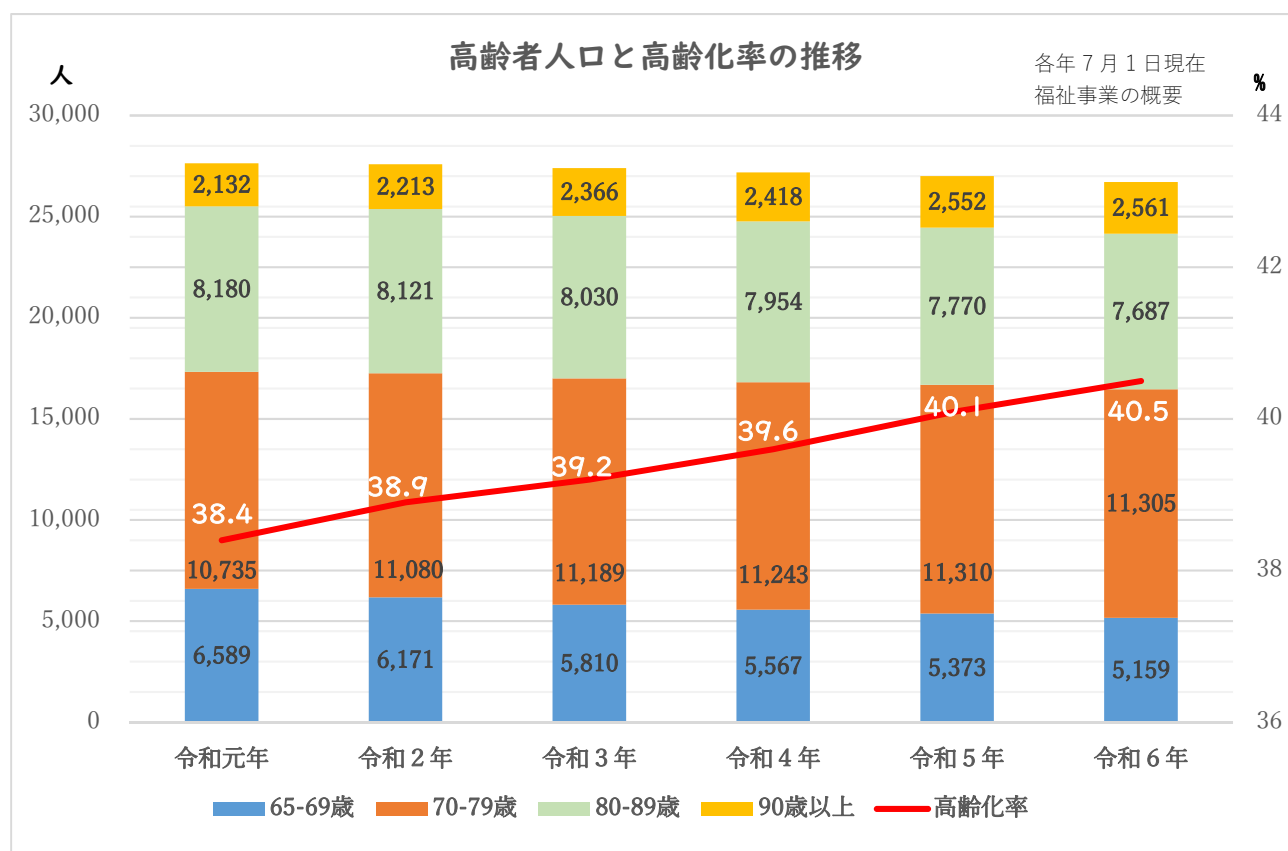
※出生は平成 27 年から令和 5 年までに 40%以上減少し、死亡は 30%以上増加しています。今後もこの傾向は続くものと見られ、死亡が出生を大幅に上回り、自然減が進行しています。



※転入等は横ばいで推移していますが、転出等は増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症等のまん延により一時的に社会増減に変動がみられますが、転出等が転入等を大幅に上回っています。



※各年齢区分で減少が続いています。特に稼働年齢層（15-64歳）の減少が進行しています。



※65-69歳、80-89歳は減少傾向、70-79歳、90歳以上は増加傾向にあります。また高齢化率は、令和元年から2%以上上昇し、国の将来推計とされる高齢化率38%台を大幅に上回っています。

3 地域福祉を取り巻く法制度の動向

日本は少子高齢化により、2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されています。一方、本市の令和6年8月末現在の人口は65,860人、高齢化率は40.5%で、日本の将来推計を大幅に上回っています。

さらに、2040年には単独世帯が約4割となり、生活の支えが必要となる高齢者世帯が増加することが見込まれています。このような課題と背景を踏まえ、社会福祉法の改正が進められています。

○平成29年(2017年) 社会福祉法改正

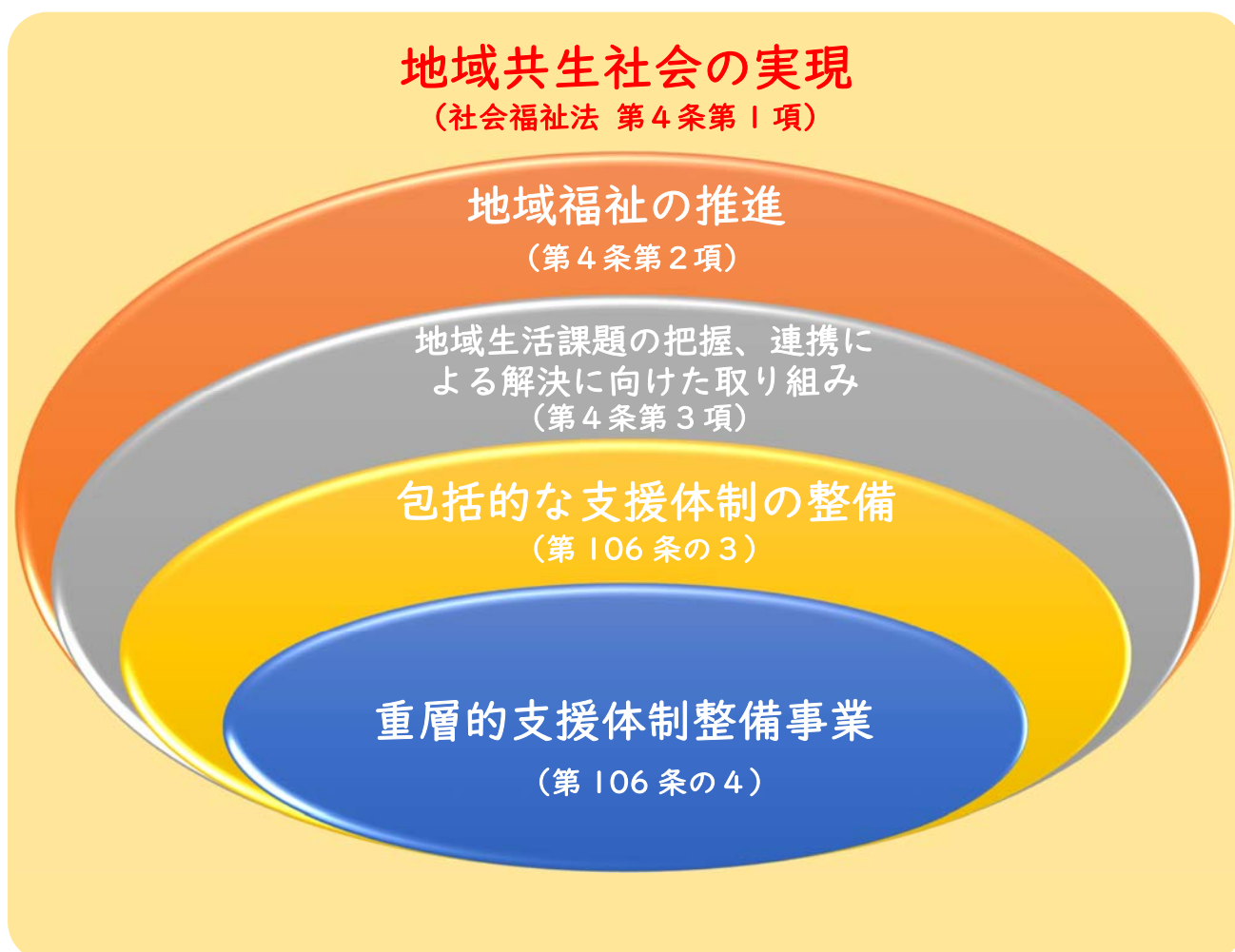
地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。

○令和2年(2020年) 社会福祉法改正

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民が抱える課題解決に向けて包括的な支援体制の整備を行うために「重層的支援体制整備事業」を創設。

○包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(改正社会福祉法第106条の3) (改正社会福祉法第106条の4)



地域福祉の推進 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第4条

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となって、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、
地域社会を構成する一員として日常生活を営み、
様々な活動に参加する機会を確保されるように努
めなければならない

【参考】「社会福祉」の定義

「社会福祉」とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標を指すものである。

（出典：「社会福祉法の解説」2001年 社会福祉法令研究会編）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

包括的な支援体制の整備 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

平成29年6月改正（新設）

（包括的な支援体制の整備）

第六十条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

4 重層的支援体制整備事業について

○重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティーネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

○重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包摂的な地域社会をめざす

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（地域共生社会）をめざす。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

・共同体（家族・地域・職場など）機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。

・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体やまちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

○重層的支援体制整備事業の支援のかたち

- (1) 尊厳を守る支援 社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守る
- (2) 自立に向けた支援 自らの生き方や社会とのつながりを追求できるよう、本人の自立を支える
- (3) 伴走による支援 本人に関わりエンパワメントできるよう、本人と周囲との関係を広げる
- (4) 包括的な支援 市町村全体で包括的な支援体制を構築する
- (5) 地域づくりに向けた支援 地域住民の主体性を源として、地域の持続可能性を高める

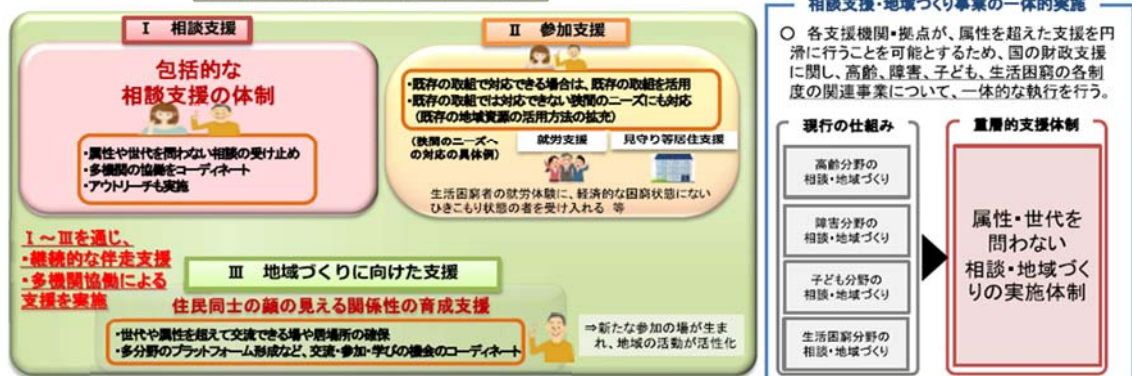
重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では**数箇のニーズへの対応**などに課題がある。
（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- ・ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**を実施。
- ・ 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- ・ 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- ・ 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村（予定）

重層的支援体制整備事業の全体像



5 大館市の地域福祉をめぐる主な課題

(1) 地域のつながりの希薄化

近年、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加等、世帯の少人数化が進行し、地域のつながりが薄れ、社会的孤立等が全国的に課題となっています。大館市においても、近所との人付き合いが少なくなっている地域が多くなっており、子ども会や老人クラブの活動を縮小または休止しているところ、町内会の運営に多くの課題を抱えているところが増えてきています。

大館市が行ったアンケート調査では、「近所づきあいの程度」について、『会えばあいさつをする程度』が4割近くを占め、『困ったときに助け合うことができる』との回答はわずか2割程度となっています。

その一方で、「地域での支え合いにおいて大切なこと」としては、『隣近所の住民同士の普段からのつきあい』が6割を超え、次いで『一人で暮らしている高齢者の見守りなどの活動』が5割近くとなっており、隣近所の付き合いや見守りの重要性を感じている方が多いことがうかがえます。日常的な住民同士の交流を活発にし、顔の見える関係づくりに取り組んでいく必要があります。

(住民の声)

- 町内行事が減り、集まる機会が少なくなっているため、何かを企画して集まったらよい
- 町内全体でコミュニケーションを高める機会を増やす必要がある
- 地区内の交流ステーションや掲示板、誰でも集える場をつくれたらよい
- 地域の人との交流で人とのつながりをもつことが重要だと思う
- 年齢、性別関係のない交流の場があってもいいと思う
- まずは自分の住んでいる町内の方との交流が大事だと思う
- 芸術関連の活動など、もっと創造的なコミュニティ活動があればいいなと思う
- 自分自身や自分の家族に関心のない家庭が増加している
- 町内会の役員をしているが、協力的でない人に手をやくことがある
- 行政まかせにするのではなく、一人ひとりができることを取り組もうとする姿勢が必要

(2) 地域の活動に対する支援の不足

近年、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者等、支援を必要とする人の問題が多様化する中で、地域に暮らす人が抱える生活上の課題を自分事として捉え、解決に導くことができる、地域の課題解決力の向上が重視されています。大館市においては、町内会役員や民生委員、福祉員の成り手や後継者がいない地域や、ボランティア等の地域の担い手の不足・高齢化が課題となっており、人材の育成に向けて持続的に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

大館市が行ったアンケート調査では、「地域活動への参加状況」については、『参加していない』との回答が『参加している』を上回っており、「地域活動に参加する際に支障になること」として、『年齢の問題（高齢であること）』が最も多く、次いで『仕事の都合』が多く挙げられています。

また、「今後必要な地域活動」については、『高齢者を支援する活動（家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出時付き添いなど）』が5割程度で最も回答の割合が多くなっており、次いで『地域を元気にする活動（地域のつながりづくりや交流活動など）』、『周辺環境を整備する活動（道路・公園の清掃、除雪、リサイクルなど）』が約3割となっています。

さらに、「地域の人々が取り組むべき課題や問題」としては、『高齢者世帯の生活支援』への回答が5割近くと最も多く、次いで『高齢者の社会参加や生きがいづくり』が約4割となっており、各地域で最も割合の多い高齢者に対する活動に優先的に取り組まなければならないと考えている方が多いことがうかがえます。

「ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと」として、『ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する』が4割超で最も多く、次いで『企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする』、『ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する』、『学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う』の3項目が3割前後となっていることから、有償ボランティアの推進やボランティア休暇の推進、福祉教育としてのボランティア活動など、働く世代や子育て世代を含め、子どもから高齢者まで幅広い年代が気軽に身近な地域で積極的に地域活動に参加するための支援が求められていることが分かります。

（住民の声）

- 若い人の参加も取り込むことで、課題解決が始まっていくと思う
- 行事等、強制ではない巻き込み方を考え、参加の門戸を広げる
- 人材育成が一番の課題
- 地域福祉を支える人材が不足している
- 70歳以上の人には、定期的に訪問するなど見守ってくれる人が必要
- 高齢者が増えて若者が地元を離れていく状況が続く、福祉が弱体化していくのでは
- 他人事と思わず何事にも関心をもち、皆兄弟のように考える力をもつべき
- 他人事から自分事ととらえる意識を日頃からもつようにしていく
- 地域が主体となって取り組み継続できるものを探る
- 自分の地域に対して誇りがなく、強みが分からないため、地域用 SNS で発信する

（3）包括的な支援体制の必要性

地域における多様な支援ニーズに対応していくためには、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応し、関係機関の連携のもと、総合的な支援を提供することができ体制づくりが重要となります。包括的な支援体制を構築するためには、行政が主体となる福祉サービスについて、適切に利用するための情報提供や相談体制を充実させるとともに、住民や地域団体、事業所、社協等との連携が不可欠となります。

アンケート調査では、「大館市の福祉サービスへの満足度」について、『満足』という評価（45.4%）が『不満』という評価（43.2%）をわずかに上回っていますが、年齢別にみると、18～39歳では6割の方が『不満』と回答しています。「福祉サービスに関する相談先」としては、42.0%が

『行政の相談窓口』、次いで『家族や親類』と回答しており、相談先として行政の窓口が期待されています。支援を必要とする人を適切な支援に結び付けることができる体制づくりに取り組む必要があります。

（住民の声）

- 家から出られない人もいるため、市から公民館などにきて色々な情報を教えてほしい
- 不安や悩みがあったときに、どこに伝えたらいいのかすぐわかる仕組みがあるといい
- すべての市民が日常的に評価・相談できるような簡単なシステムがあればいい
- 何かあったら訪れる場所があると安心につながると思う

（4）各関係団体との連携体制の必要性

地域における多種多様な支援ニーズに対応していくためには、多種多様な機関が連携し、対応していくことが求められます。これまでも大館市では、市内の自治会、大館市民生委員児童委員、大館市福祉員、ボランティア団体、社協、社会福祉法人等の各関係団体と連携して事業を行ってきましたが、新たな課題に対して一層の連携を図り、共に既存事業の見直しや新たな事業の実施を行っていく必要があります。また、人材不足が深刻化する中、より柔軟で効率的・効果的な事業運営を推進していかなければならない状況です。

（住民の声）

- 地域の末端まで行政が目を通す体制づくりから始めてほしい
- 町内活動の内容が十数年変化ないため、時代に合わせて簡略化するなどが必要
- 高齢化や過疎化が進んでいるため、若い人が離れず人を増やす対策が必要だと思う
- 交通弱者は僻地にいることを忘れないでほしい
- 災害に強い街づくりを進めてほしい
- ホームヘルパーの増員、自宅介護の推進を希望
- ひきこもりの方への支援、地域との連携が必要
- 障害者と一緒に避難訓練、避難所での生活、その場合の対応について支援が必要
- 公的サポートの条件から漏れているがサポートが必要な人にも目を向けてほしい
- 地域見守りの団体が高齢者や子育て世帯の家を回ろうと思っても、個人情報の問題で世帯を知ることもできない
- プライバシーが邪魔して活動しにくい

(5) まとめ

全体的な課題を整理すると、以上4つの課題が挙げられました。

さらに、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるためのご意見・ご要望」についての自由記述欄には、様々な回答があり、「若者支援に関すること」、「移動支援」、「在宅で最後まで暮らすためのサービスの充実」、「医療の充実」、「子育て支援」、「道路状態の改善」などが、多くの方から挙げられていました。

地域活動の基盤となる町内会については、活動内容や参加者、世代や考え方の違いなど、様々な問題が挙げられており、「町内活動の内容が数十年変わっていないため、時代に合わせて簡略化したり外注してほしい」、「行事等、強制ではない巻き込み方を考え、参加の門戸を広げる。最初は告知、周知、興味を抱かせる」など、新たな活動のあり方が必要であるという意見もみられました。市内では、令和5年度から町内会の解散が課題となっており、地域社会を支える組織がなくなることに対する対応が議論されています。

若い世代の減少や、高齢者の就業率上昇により、地域活動に参加できる方が少なくなっていることや、活動に参加したくない方が増えている現状の中、「地域活動に参加する際に支障になること」という問いには、「前役員による批判が多すぎて、若者の参加が少なくなっている。昔と今の考え方の違い」、「参加しやすい環境をつくる必要がある」、「老若男女、皆が興味をもって集まってくれることが大事。若い人は遠慮しがち」、「楽しくないと次のステップにつながらないと思う」といった回答もあり、新たな形での活動に変えていくことを求める意見もありました。若い世代の方も協力して活発な町内会活動が行われている町内もあることから、町内会同士の情報交換等によって運営方法を見直すなど、連携により解決できる課題もあると考えられます。

現状の生活については、地域のサロン運営者への感謝の気持ちや、「一日中一人で家にいるのは本当に寂しい」という孤独感を訴える意見もあり、身近なところで誰でも集える居場所づくりや住民同士の生活支援の活動、声をかけ合う見守り活動などが必要とされていることが分かりました。

今後に対する意見の中には、「地域主体となって取り組む活動を」という意見や、「活気ある若い人たちの活動支援」を求める意見がありました。行政に対する意見として、「アンケートの集計のみで終わらず、形にしてほしい」、「市の職員には先を見通す力を高めてもらいたい。真剣に考える人が一人でもいてくださることを願う」といった切実な意見もあり、行政を含めた多機関連携による住民活動への支援が必要とされていることが確認できました。

今回の計画の改定においては、これらの現状・課題分析から、体系的に福祉課題を整理した上で、現在の福祉関連の施策や関連事業、住民主体の福祉活動、社協が実施している事業等を統括し、改善すべき点や新たに取り組むが必要な点について推進目標を設定し、それに基づく実施事業を導き出すことで、計画に反映しています。

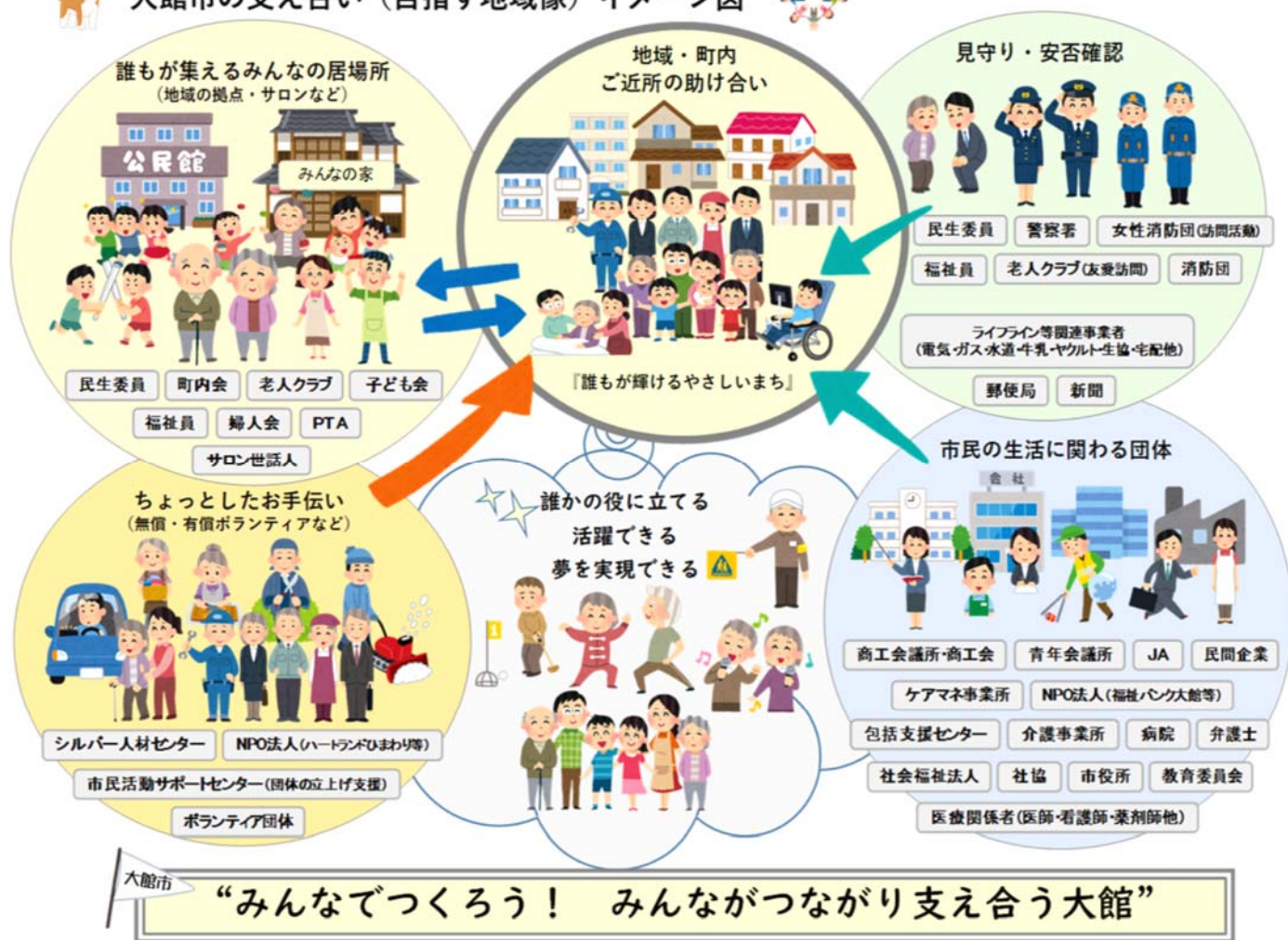
第4章 計画の基本理念と体系

1 計画の基本理念

2 計画の体系



大館市の支え合い（目指す地域像）イメージ図



第4章 計画の基本理念と体系

Ⅰ 計画の基本理念

基本理念

みんなでつくろう！

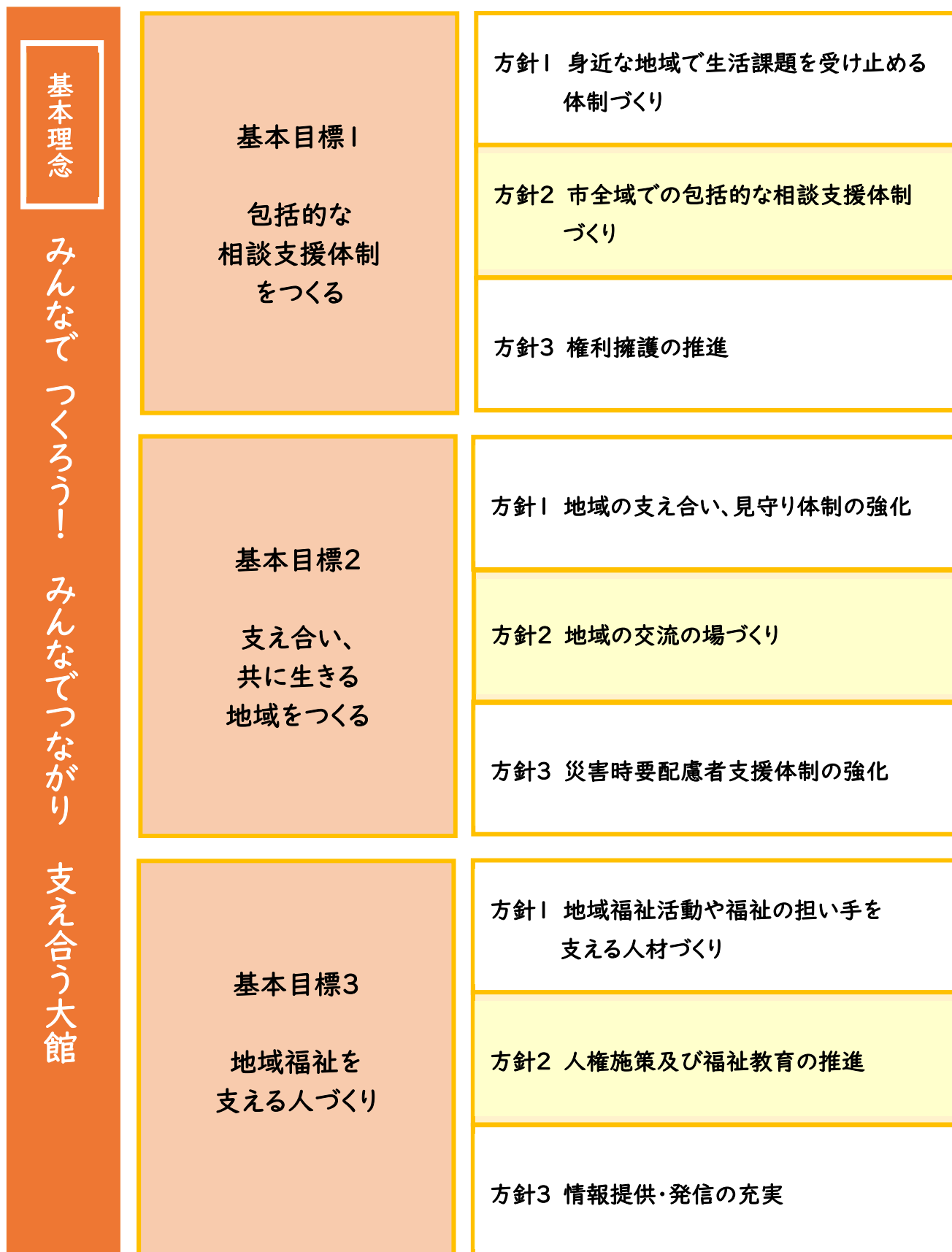
みんながつながり 支え合う大館

市政を進める最上位計画となる「**おおだて未来づくりプラン**」（令和6年度から令和9年度）では、目指すべき将来像として、「**匠と歴史を伝承し、多様性（ちがい）を力に変えていく『未来創造都市』**」を掲げています。

これは先人の英知と努力によって培われた匠の技をはじめ、今日の地域の発展を支える様々な歴史を未来へ継承しながら、多様性を尊重し個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創出につなげ“好循環”を生み出す力に変えることで、計画的かつ総合的に推進しようとするものです。

大館市と大館市社会福祉協議会は、市民をはじめ、地域の各種団体、ボランティア、福祉施設、各相談支援機関等と連携・協力し、これまで取り組んできた地域福祉や各分野の福祉施策をさらに推進することにより、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ「地域共生社会」を実現していくために、第Ⅰ期の地域福祉活動計画から掲げてきた基本理念である「**みんなでつくろう！ みんながつながり 支え合う大館**」を引継ぎ、推進することとします。

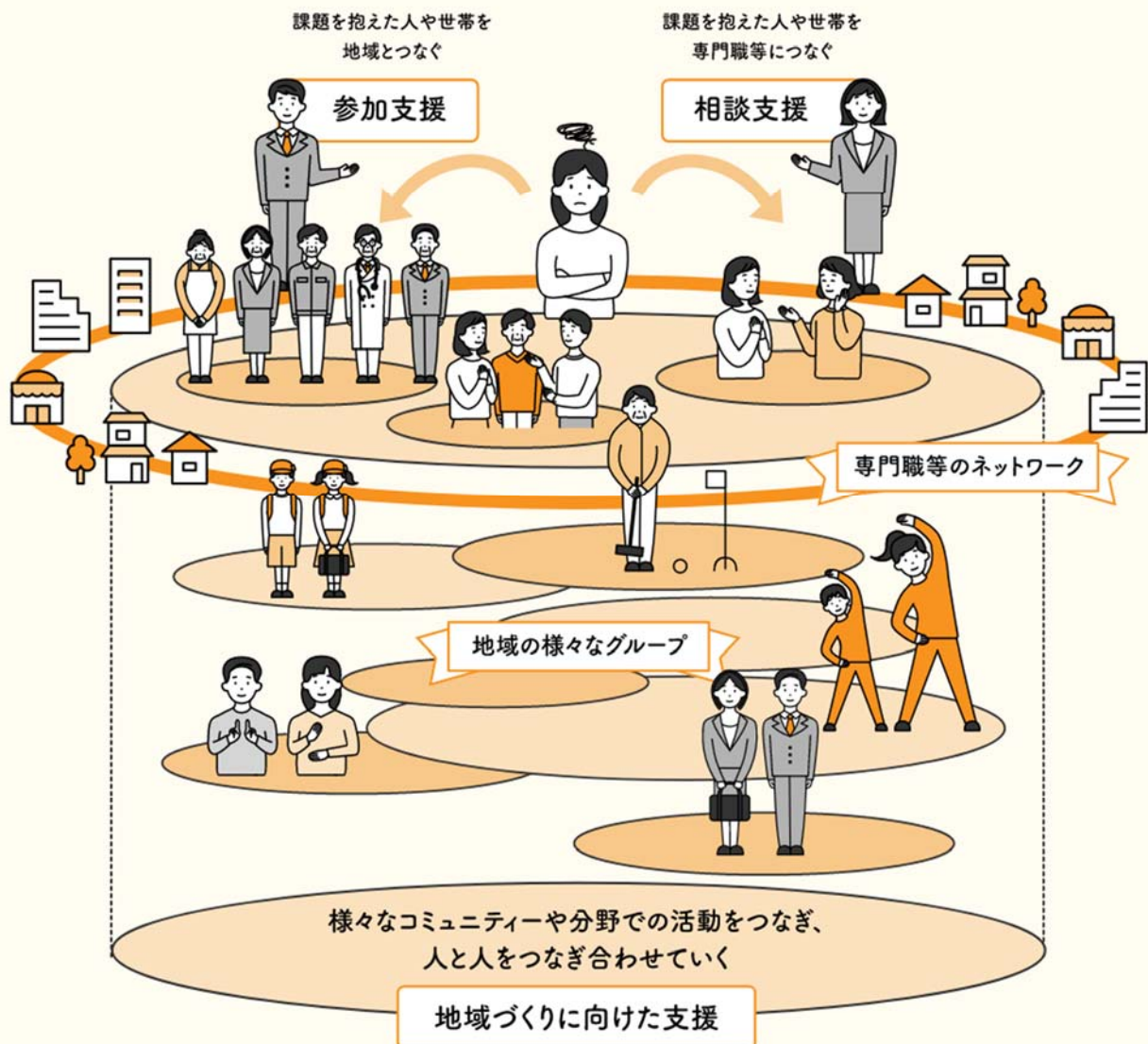
2 計画の体系



地域福祉計画 (市の取組)	地域福祉活動計画 (社会福祉協議会の取組)
①地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり ②地域で生活課題を受け止める体制への支援	①支援を必要とする住民を地域で支える体制づくり ②町内や地域での各種研修会開催の支援 ③生活支援体制整備事業との連携
①多機関協働によるネットワークの整備と連携強化 ②各分野における相談支援体制の充実 ③さまざまな課題を抱える住民への支援	①多様化する地域のニーズに対応した活動の充実 ②団体及び専門機関、行政との連携による支援体制の構築(まるごと相談窓口の体制整備と連携強化) ③多様な主体の交流と連携体制、ネットワークの構築 ④企業の地域貢献活動の支援 ⑤社会福祉法人との連携事業の推進
①意思決定支援の仕組みづくり ②成年後見制度等の利用促進と地域連携ネットワークの充実(成年後見制度利用促進協議会) ③高齢者、障がい者、児童等の虐待防止の取組の充実 ④「こどもまんなか社会」の実現	①多様性を認め合う地域づくりを目指した、住民の相互理解の促進 ②支援を必要とする方への権利擁護に向けた支援 ③日常生活自立支援事業や法人後見事業等の整備(権利擁護センターの設置)
①地域づくりにおける多様な主体の参加と協働の推進 ②地域での住民・団体の連携の促進(啓発) ③地域での見守り、ネットワークの強化	①地域の拠点づくりの支援 ②町内や地域の話し合いの場づくり ③小地域(小学校区)の福祉活動の支援 ④町内会、民生委員、福祉員等との連携 ⑤互いに「助けて」と言いやすい地域づくり ⑥町内会存続の支援
①地域活動拠点の利用促進 ②地域の居場所・交流の場の利用促進 ③世代間交流の促進	①地域の誰もが気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援(ふれあいいきいきサロン事業他) ②町内の多世代交流活動の促進
①災害時要配慮者の支援体制の整備 ②災害時の避難生活における二次被害の防止 ③災害ボランティアセンターの体制強化	①避難行動要支援者の情報共有の促進 ②避難行動要支援者の日頃からの見守り ③災害ボランティアセンターの体制整備
①地域福祉活動を支える人材づくりと団体間の連携促進 ②医療・介護・福祉の人材確保・定着 ③各種ボランティアの参加促進	①地域福祉活動を支える人材づくり、人材養成講座 ②ボランティア活動に関する情報収集及び情報提供、コーディネート機能の充実 ③ボランティア活動に対する支援の充実、活動者交流会の開催 ④有償ボランティア活動の推進
①学校、地域団体等と連携した人権施策の推進 ②学校、地域団体、福祉施設等と連携した福祉教育の推進 ③啓発の推進・交流の促進	①福祉教育や福祉講座の推進(学校、町内会、企業等) ②地区福祉活動への理解の促進
①福祉関連情報等の提供・発信の充実 ②デジタルを活用した基盤強化	①福祉情報の収集及び発信(社協だより、ホームページ、SNS等を活用した広報・周知活動、情報提供)

重層的支援体制整備事業のイメージ

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



出典：厚生労働省HP

第5章 地域福祉計画 地域福祉活動計画の施策

Ⅰ 基本目標と方針

第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策

Ⅰ 基本目標と方針

基本目標Ⅰ) 包括的な相談支援体制をつくる

複雑化・複合化する課題を抱える人や既存の制度では対応できない狭間のニーズに対して、地域住民や関係団体との連携により、地域の生活課題や相談を受け止めます。また、生活困窮をはじめ、高齢、障がい、こども等の福祉分野に限らず、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築に市全体で取り組みます。

基本目標Ⅱ) 支え合い、共に生きる地域をつくる

地域共生社会の実現を目指し、地域住民や多様な主体が地域の身近な困りごとを自らの生活課題として捉え、課題解決に向けて取り組むことができる地域づくりを進めます。

地域住民がつながり支え合い、助け合える関係性を強化していきます。

基本目標Ⅲ) 地域福祉を支える人づくり

さまざまな活動に関心を持つことができるような環境づくりや新たな人材の参加を促進するためのきっかけづくりを進めていきます。

また、すべての住民が地域福祉の担い手として、福祉文化・意識を育めるように、福祉教育や住民への学習機会などの充実に努めます。

基本目標Ⅰ) 包括的な相談支援体制をつくる

方針Ⅰ 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり

- ・ 社会的孤立や 8050 問題、虐待、こどもの貧困や育児と介護のダブルケア、障がい者本人や家族の高齢化など、住民が抱える生活課題が複雑化、複合化しています。様々な課題を抱えた人を早い段階で発見し、適切な支援に結びつけるため、住民が身近なところで気軽に相談を行える体制づくりを進めるとともに、相談ができる場の周知を図ります。

【市の取組】

- ①地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり
- ②地域で生活課題を受け止める体制への支援

【社会福祉協議会の取組】

- ①支援を必要とする住民を地域で支える体制づくり
- ②町内や地域での各種研修会開催の支援
- ③生活支援体制整備事業との連携

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・福祉活動専門員・民生委員児童委員関係（地域福祉：福祉課）※一部委託 ・地域生活支援事業（障がい：福祉課）※委託 ・ひきこもり支援・居場所づくり事業（ひきこもり：健康課）※一部委託 ・生活支援体制整備事業（高齢者：長寿課）※委託 ・高齢者地域支え合い支援事業（高齢者：長寿課） ・地域子育て支援拠点事業（こども：子ども課）※一部委託 ・地域自立生活支援事業（高齢者等配食サービス事業）（高齢者：長寿課）※委託 ・救急医療情報キット配布事業（高齢者：長寿課）※委託
主な活動（社会福祉協議会）
・各町内や地域の困りごとや悩み(生活課題)を話合う場づくり ・町内や地域ごとの座談会の開催 ・地域の集いの場において各種相談や情報提供ができる体制の整備 ・福祉や住民サービスに関する出前講座、社会資源・制度活用講座等の開催 ・町内会(自治会・常会)、民生委員児童委員、福祉員等との連携 ・困難を抱えた若者による地域貢献ボランティア活動

方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり

- ・ 複雑化、複合化する課題に対し、地域の支え合いや協働による「共助」の体制づくりが求められています。近隣住民や関係団体等が受け止めた相談を支援につなぎ、各分野の相談支援機関等の協働による包括的な相談支援体制の整備を図るとともに、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となる重層的支援体制整備事業等（福祉まるとネットワーク）による相談支援体制の一層の充実を図ります。
- ・ 介護保険や障がい者支援などの福祉制度にあてはまらない狭間にある人への支援や、公的なサービスでは対応できない多様なニーズに応えるための体制づくりに取り組みます。

【市の取組】

- ①多機関協働によるネットワークの整備と連携強化
- ②各分野における相談支援体制の充実
- ③さまざまな課題を抱える住民への支援

【社会福祉協議会の取組】

- ①多様化する地域のニーズに対応した活動の充実
- ②団体及び専門機関、行政との連携による支援体制の構築
（まると相談窓口の体制整備と連携強化）
- ③多様な主体の交流と連携体制、ネットワークの構築
- ④企業の地域貢献活動の支援
- ⑤社会福祉法人との連携事業の推進

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・福祉まると相談支援事業（重層的支援体制整備事業）（生活困窮：福祉課）※一部委託 ・基幹相談支援センター等継続強化事業（障がい：福祉課）※委託 ・地域生活支援拠点等の整備（障がい：福祉課） ・地域包括支援センター運営事業（高齢者：長寿課）※委託 ・子ども家庭センター事業（こども：子ども課・健康課） ・自殺予防対策事業（自殺予防：健康課）※一部委託 ・認知症総合支援事業（高齢者：長寿課）※一部委託 ・再犯防止対策（再犯防止：福祉課）
主な活動（社会福祉協議会）
・多様な主体への呼びかけによる交流会の開催等、つながりをつくるための機会の創出 ・企業への地域貢献活動の呼びかけ ・社会福祉法人と連携した生活支援の活動、困難を抱える若者の社会参加の支援

方針3 権利擁護の推進

- ・ 障がいや認知症等で判断能力が十分でない人や身寄りのない人で将来に不安を抱える人が地域生活や社会参加を継続していくため、自らの意思を表明し、意思決定ができる仕組みづくりを推進します。
- ・ 成年後見制度の利用促進に向けて、権利擁護に関する地域連携ネットワーク（成年後見制度利用促進協議会）の充実を図り、権利擁護が必要な人へ包括的な支援が適切に行えるように成年後見制度の周知や法人後見事業等の体制づくりを進めます。
- ・ 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを進め、その背景にある様々な課題解決に向けて伴走的な支援体制の構築に取り組みます。
- ・ すべてのこどもや若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもの最善の利益」を追求します。

【市の取組】

- ①意思決定支援の仕組みづくり
- ②成年後見制度等の利用促進と地域連携ネットワークの充実
（成年後見制度利用促進協議会）
- ③高齢者、障がい者、児童等の虐待防止の取組の充実
- ④「こどもまんなか社会」の実現

【社会福祉協議会の取組】

- ①多様性を認め合う地域づくりを目指した、住民の相互理解の促進
- ②支援を必要とする方への権利擁護に向けた支援
- ③日常生活自立支援事業や法人後見事業等の整備（権利擁護センターの設置）

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・成年後見制度利用支援事業（高齢者：長寿課・障がい：福祉課） ・法人後見事業（高齢者：長寿課・障がい：福祉課）※委託 ・こども家庭センター事業（こども：子ども課・健康課） ・要保護児童対策、家庭児童相談（こども：子ども課） ・放課後児童健全育成事業（社会教育：生涯学習課） ・家庭教育講座、達人講座、放課後子ども教室等の開催（社会教育：生涯学習課） ・子ども、高齢者、障がい者の虐待防止対策
主な活動（社会福祉協議会）
・権利擁護に関する講座や研修会の開催、福祉教育 ・権利擁護センター事業 ※新規 ・支援を必要とする方に関する支援会議の開催、支援ネットワークの構築

基本目標２） 支え合い、共に生きる地域をつくる

方針Ⅰ 地域の支え合い、見守り体制の強化

- ・ 住民をはじめ地域に関わる人たちが自ら考え、地域の課題発見と共有化を図り、互いに協力して地域福祉活動を行うことができるよう、それぞれの地域の住民の思いを大切に、地域に合った取り組みを支援します。行政や社協、社会福祉法人、企業など、多様な団体が連携し、住民主体の活動支援を行います。
- ・ 高齢者、障がい者、子育て世代など、「支え手」「受け手」といった関係にとらわれずに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、幅広い世代に対して意識啓発を行い、地域における支え合い、助け合いの輪を一層広げるとともに、地域への参加を促進します。
- ・ 日頃からの見守り活動を通じて住民同士がふれあう機会を増やし、地域福祉について話し合える場をつくる取り組みを進めるとともに、こどもや高齢者を事故や犯罪から守るため、警察、消防をはじめ、関係機関・団体が連携して、地域の防犯体制の向上を図ります。

【市の取組】

- ①地域づくりにおける多様な主体の参加と協働の推進
- ②地域での住民・団体の連携の促進（啓発）
- ③地域での見守り、ネットワークの強化

【社会福祉協議会の取組】

- ①地域の拠点づくりの支援
- ②町内や地域の話し合いの場づくり
- ③小地域（小学校区）の福祉活動の支援
- ④町内会、民生委員、福祉員等との連携
- ⑤互いに「助けて」と言いやすい地域づくり
- ⑥町内会存続の支援

【関係する主な取組】

主な事業（市）

- ・福祉活動専門員・民生委員児童委員による福祉活動（地域福祉：福祉課）※一部委託
- ・地域活動支援センター事業（障がい：福祉課）
- ・地域生活支援事業（障がい：福祉課）
- ・生活支援体制整備事業（高齢者：長寿課）※委託
- ・高齢者地域支え合い支援事業（高齢者：長寿課）
- ・地域ふれあい除雪支援事業（高齢者：長寿課）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（子育て：健康課）
- ・ファミリーサポートセンター事業（こども：子ども課）

主な活動（社会福祉協議会）
・住民と行政、関係機関との会議の開催、連携体制の構築 ・地域支え合い勉強会の開催 ・移動支援等、多くの方が抱える課題に関する研修会 ・働く世代、若い人が町内会活動に参加できるような働きかけ ・町内会存続のために必要な支援(アドバイザー派遣等)

方針2 地域の交流の場づくり

- ・ 地域住民をはじめ、町内会や自治会、NPO 法人、ボランティア団体等の多様な主体と連携して、地域における見守り、交流の場や居場所の確保、人と人の「つながり」を実感できる地域づくりを推進します。
- ・ 高齢者や障がい者、子育て中の家庭等、地域の誰もが交流、情報共有を行える場づくりを促進します。
- ・ 地域の人々が集うことのできる場や機会の充実に向け、コミュニティセンターや公民館の利用、地域における多様な交流事業を実施し、参加しやすい場づくり、環境づくりを進めます。

【市の取組】

- ①地域活動拠点の利用促進
- ②地域の居場所・交流の場の利用促進
- ③世代間交流の促進

【社会福祉協議会の取組】

- ①地域のだれもが気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援
(ふれあいいきいきサロン事業他)
- ②町内の多世代交流活動の促進

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・地域活動支援事業（障がい:福祉課） ・地域子育て支援拠点事業（こども:子ども課）※一部委託 ・地域共生の居場所(地域の茶の間)支援事業（高齢者:長寿課） ・こころの健康づくり・交流サロンの開催（自殺対策:健康課） ・地域づくり協働推進支援事業（まちづくり:企画調整課）
主な活動（社会福祉協議会）
・町内や地区ごとの多世代交流事業の実施 ・地域のサロン・居場所づくり支援、活動継続の支援 ・助け合い活動の拠点づくりの支援

方針3 災害時要配慮者支援体制の強化

- ・ 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者、乳幼児等で特に配慮を要する「要支援者」の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるように「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」の策定を進め、警察や消防、地域の支援者との情報共有を図ります。
- ・ 災害時の避難所等での避難生活において、生活機能の低下や身体機能の重度化による二次被害を防止するため、関係機関や災害支援ネットワーク等の連携・協力のもと、平時から要配慮者の支援体制の整備とその普及に努めます。
- ・ 市と社会福祉協議会の連携のもと、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、災害ボランティアセンターの体制の強化を図ります。

【市の取組】

- ①災害時要配慮者の支援体制の整備
- ②災害時の避難生活における二次被害の防止
- ③災害ボランティアセンターの体制強化

【社会福祉協議会の取組】

- ①避難行動要支援者の情報共有の促進
- ②避難行動要支援者の日頃からの見守り
- ③災害ボランティアセンターの体制整備

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・避難行動要支援者名簿の作成（災害対策：福祉課） ・個別避難計画の作成（災害対策：福祉課） ・社会福祉施設等災害支援ネットワーク（災害対策：長寿課） ・防災関係機関との連携（災害対策：危機管理課） ・防災訓練の実施（災害対策：危機管理課） ・防災知識の普及啓発（災害対策：危機管理課） ・緊急時情報一斉配信サービス（災害対策：危機管理課） ・災害見舞金、災害弔慰金、災害関連死関連（災害対策：福祉課）
主な活動（社会福祉協議会）
・町内ごとの日頃からの見守り体制の構築 ・災害ボランティア講座の開催 ・防災・支え合いマップづくり ・災害時の役割分担や防災関係組織との連携

基本目標３） 地域福祉を支える人づくり

方針Ⅰ 地域福祉活動や福祉の担い手を支える人材づくり

- ・ 地域福祉活動の必要性を多くの住民に理解してもらうとともに、新たな担い手の確保・育成を図り、地域福祉活動の裾野を広げていくことを目指します。
- ・ 地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターや包括的な相談支援を行う相談員等の地域福祉活動の中心となる人材の養成を図ります。
- ・ 医療・介護・福祉の関係団体や事業者とともに、高齢者、外国人等の多様な人材確保・定着と事業者等による職員の処遇改善や人材育成等に積極的な取り組みの見える化を図ります。
- ・ 各分野のボランティアの育成を図るとともに、講座等受講者へのボランティアに関する情報や活動の場の提供など、受講後の支援を行います。

【市の取組】

- ①地域福祉活動を支える人材づくりと団体間の連携促進
- ②医療・介護・福祉の人材確保・定着
- ③各種ボランティアの参加促進

【社会福祉協議会の取組】

- ①地域福祉活動を支える人材づくり、人材養成講座
- ②ボランティア活動に関する情報収集及び情報提供、コーディネート機能の充実
- ③ボランティア活動に対する支援の充実、活動者交流会の開催
- ④有償ボランティア活動の推進

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・民生委員の担い手確保対策（地域福祉：福祉課） ^⑧ ・地域包括ケアシステムの構築（地域包括ケア：長寿課） ・医療・介護・生活支援の一体的推進（小さな拠点の整備）（地域包括ケア：長寿課） （介護人材の確保、施設間情報連携強化、生活サービス基盤強化の推進等） ・傾聴ボランティア養成講座（自殺対策：健康課）
主な活動（社会福祉協議会）
・有償ボランティア団体の立上げ支援、活動継続支援 ・ボランティア養成講座の実施 ・ボランティア活動者交流会の開催 ・ボランティアに対する活動支援、活動希望者への情報発信、コーディネート ・さわやかサポーター養成研修会の開催（年3回）

方針2 人権施策及び福祉教育の推進

- ・ 性別や障がいの有無、人種といった互いの多様性を認め合い、すべての人がいきいきと暮らせる地域社会の構築をめざし、心のバリアフリーや人権教育を推進します。
- ・ 自分が大切にされていると感じることができる教育環境づくりに努めるとともに、市民や子どもたちが人権問題を身近な問題として捉え、差別や偏見をなくし、人権を尊重する意識を高めることができるよう、周知啓発に努めます。
- ・ 地域の福祉活動への理解促進を図るとともに、幼少期からの福祉教育の実施や福祉について学習する機会をより多くの人に提供することにより、相互に認め合い、福祉に関心を持つ人を増やし、支え合い、助け合いの意識を醸成します。
- ・ 生活困窮や性暴力など困難を抱える女性やジェンダーなどの性差をめぐる課題も複雑化・複合化していることから、こうした問題についても理解を進め、生活困窮者自立支援施策や関連施策との連携を図りながら必要な支援につながるよう対応してまいります。
- ・ 行政だけでは解決できない様々な社会的課題に柔軟かつ迅速に対応するため、差別や偏見に傷つき、苦しむ人々に寄り添い支援する人権団体や NPO 法人などとの連携を推進します。

【市の取組】

- ①学校、地域団体等と連携した人権施策の推進
- ②学校、地域団体、福祉施設等と連携した福祉教育の推進
- ③啓発の推進・交流の促進

【社会福祉協議会の取組】

- ①福祉教育や福祉講座の推進（学校、町内会、企業等）
- ②地区福祉活動への理解の促進

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・心のバリアフリー、合理的配慮の推進（障がい：福祉課） ・こころの健康づくり事業（自殺対策：健康課） ・障がい者サポーター養成講座（障がい：福祉課） ・認知症サポーター養成講座（高齢者：長寿課） ・大館市出前講座（生涯学習：生涯学習課） ・男女共同参画セミナー等の開催（男女共同参画：企画調整課） ・人権団体、NPO 法人などとの協働・協力・支援
主な活動（社会福祉協議会）
・福祉教育・福祉講座の開催 ・関係機関と住民による定期的な連絡会、研修会の開催 ・関係機関と住民とのネットワークづくり

方針3 情報提供・発信の充実

- ・ 多様な行政サービスや福祉サービスについて主体的に選び、安心して利用できるよう、様々なサービスについてわかりやすい情報提供を行うとともに、地域や福祉活動に関する情報を発信し、市民の関心・意識の向上と活動への参加につなげます。
- ・ 若者や中高年、子育て世代が求める情報を、SNS や Web サイト、アプリケーションを積極的に活用して発信していきます。また市のホームページを見直し、AI チャットボットの導入や広報誌、ラジオ、SNS 等と連動した発信に努めます。

【市の取組】

- ①福祉関連情報等の提供・発信の充実
- ②デジタルを活用した基盤強化

【社会福祉協議会の取組】

- ①福祉情報の収集及び発信
(社協だより、ホームページ、SNS 等を活用した広報・周知活動、情報提供)

【関係する主な取組】

主な事業（市）
・広報おおだての発行（情報：総務課） ・行政協力員の設置（情報：総務課） ・市ホームページによる周知、AI チャットボットの導入^⑧（情報：総務課） ・住民への災害危険個所の周知(防災マップの配布)（災害対策：危機管理課） ・緊急時情報一斉配信サービス（災害対策：危機管理課） ・防災行政無線の活用（災害対策：危機管理課） ・防災ラジオ(緊急告知 FM ラジオ)の導入^⑧（災害対策：危機管理課） ・SNS(ごみアプリ等)を活用した周知啓発（生活：環境課） ・マイナポータルを活用した周知啓発
主な活動（社会福祉協議会）
・社協だよりの発行 ・社協ホームページによる周知(SNS を活用した情報発信) ・新聞などのメディアを活用した広報活動 ・大館市社会福祉大会の開催

世界人権宣言より抜粋

第一条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1. すべての人は人権、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる。

2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又はなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

(参考) 世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものであり、1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。

多様性を受け入れる
地域風土の醸成
(ダイバーシティ)

様々な分野で
多様性を受容する
取り組みの推進
(インクルージョン)

一人ひとりの
個性が尊重され
誰もが活躍できる
地域社会の形成



出典: おおだて未来づくりプラン

第6章 第2期大館市成年後見制度 利用促進計画

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 成年後見を取り巻く現状と課題
- 5 利用促進にあたっての考え方及び目標
- 6 参考資料

第 6 章 第 2 期大館市成年後見制度利用促進計画

1 計画の目的

本市では、令和 3 年 3 月に成年後見制度利用促進計画（以下「前計画」という。）を策定し、前計画に基づき、大館市成年後見支援センター（市直営）を設置、成年後見に関する施策を実施してきました。

前計画が、令和 6 年度をもって終了するため、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度から令和 8 年度）（以下、「国の第二期計画」という。）の内容を踏まえ、第 2 期地域福祉計画に包含する形で、第 2 期成年後見制度利用促進計画を策定します。

本計画は国の成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用を着実に推進するため、総合的・計画的に策定するものです。

2 計画の位置づけ（国計画との関連について）

促進法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、介護保険事業計画・高齢者福祉計画・障害者計画等の関連計画との整合を図るものです。

3 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

<計画期間>

年度	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和 11 年度
計 画	介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画		次期計画		
	障害者計画		次期計画		
	障害福祉計画・ 障害児福祉計画		次期計画		
	成年後見制度利用促進計画 ※ 地域福祉計画 に包含 (地域福祉活動計画)				

4 成年後見を取り巻く現状と課題

本市では少子高齢化に伴う人口減少が続いておりますが、成年後見制度利用対象者数(表1)は横ばいで推移しています。しかしながら、認知症高齢者や身寄りのない人、親亡き後の障害者等、支援を必要とする人は増加している現状にあります。

※成年後見制度利用者数・市長申立数(表2・表3)

今後も、引き続き**成年後見制度利用のニーズは増加していく**ことが見込まれ、支援体制を強化していく必要があります。

(1) 成年後見制度利用対象者数	表1
(2) 成年後見制度利用者数	表2
(3) 市長申立数	表3

現在、成年後見制度(権利擁護)についての相談は、令和3年度に設置した成年後見支援センターのほか、高齢者に関することは、市内に7カ所ある地域包括支援センター、また、障害者に関することは、大館市基幹相談支援センターが対応しています。

各センターへの成年後見制度に関する相談件数(表4)の推移をみると、**相談件数は増加傾向にあり、相談支援体制の充実が課題**となっています。

(4) 成年後見制度に関する相談件数	表4
--------------------	----

計画策定に向け、市民を対象としてアンケート調査を行ったところ、「成年後見制度の認知状況」については、「制度の名称は知っているが内容は知らない」、「知らない」との回答が合わせて74.1%となりました。また、「高齢者や障害者の人権保護のために必要な取り組み」について聞いたところ、「成年後見制度についての情報の提供」(43.5%)、「医療・福祉・法律などの専門知識のある人たちの連携」(37.4%)への回答の割合が高くなっていました。

アンケート結果から、**制度の周知に向けた広報活動・情報提供**や、後見制度の利用促進のために、**専門的知識のある人たちが連携**することを、市民が求めていることが分かります。

(5) アンケート結果	表5
-------------	----

5 利用促進にあたっての考え方及び目標

1) 基本的な考え方

成年後見制度の利用が必要な人がもれなく制度を利用できるようにするという取り組みは継続しつつ、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会への参加が図られるよう機能の整備・拡充を行います。

また、後見等の利用開始前後の支援として、本人や後見人等を支えるネットワークの整備を行います。

2) 今後の施策の目標

① 中核機関及び地域連携ネットワークの機能拡充

ア) 中核機関

本市では、大館市成年後見支援センター（以下「センター」という）を中核機関として位置づけ、必要な体制整備を行っています。

中核機関には、地域連携ネットワークのコーディネーターとしての役割があり、成年後見等の専門的な相談を受けるほか、必要に応じて地域や、医療・福祉・法律などの関係機関につなぐ役割も担っています。

認知症高齢者や障害のある高齢者の増加などで、権利擁護支援のニーズが多様化及び増大する見込みであることから、相談機能の強化や、関係機関との連携を一層深めていきます。

イ) 地域連携ネットワーク

大館市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という）を設置し、判断能力が不十分な人を地域で支えるための地域連携ネットワークを整備しています。

協議会では、以下の事項について協議しています。

引き続き、地域連携ネットワークの強化のため、関係機関との課題共有・情報交換を実施します。

- ・成年後見制度の利用促進のための関係団体の連携に関すること
- ・制度の住民への周知及び普及に関すること
- ・制度の利用促進にかかる諸課題の検討に関すること
- ・その他、制度等に関することで協議会が必要と認めること

また、大館市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業に加え、令和 7 年度から法人後見の実施を予定しており、地域におけるネットワークを基盤として、相談対応等と一体的に実施する「権利擁護センター」を設置します。中核機関と連携・協働し、権利擁護の推進に取り組みます。

②中核機関が担うべき機能の充実

ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する関係者とともに、本人の権利擁護のために重要な手段となる成年後見制度について、以下の通り、広報活動を行っています。

パンフレットの配布などの一般的な広報に加え、市民や多様な関係者などが参加できる学習会・セミナーの開催について検討します。

成年後見制度の必要性などの理解の浸透のため、成年後見制度の利用の効果・留意点・活用な有効な事例を紹介するほか、声をあげることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し、支援につなげることの重要性などについても周知します。

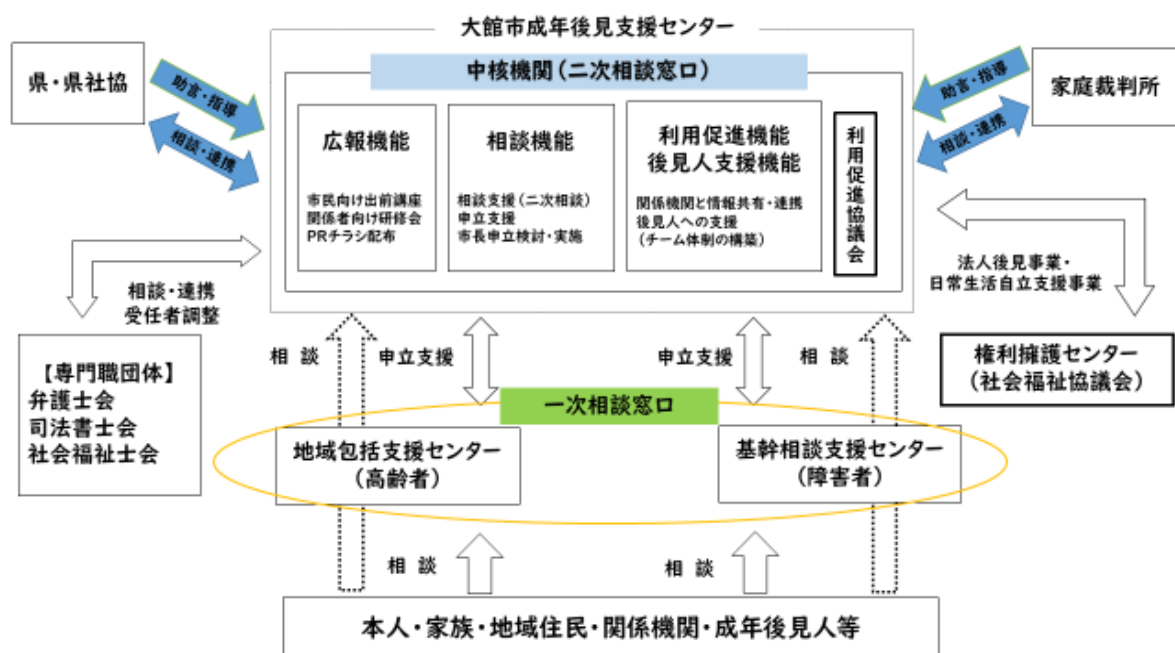
- ・中核機関についての役割や、成年後見制度を周知するためのパンフレットの作成・配布
- ・成年後見制度の理解促進・相談窓口の周知を目的とした情報提供
※「広報おおだて」等の活用
- ・成年後見制度に関する出前講座の開催
- ・関係機関（福祉・医療関係職員等）のための成年後見制度の活用研修
- ・市民・関係者を対象とした成年後見制度の理解・周知を図るためのセミナーの開催

イ) 相談機能

地域包括支援センター（高齢者分野）、基幹相談支援センター（障害者分野）を権利擁護の一次相談窓口として、市長申立や、虐待等の複雑な問題を抱えたケースについては、中核機関を二次相談窓口として、切れ目のない支援を展開しています。

中核機関と各種相談支援機関との連携強化のため、相談事例の検討や支援の振り返りなどを通じて、緊急性の判断、中核機関につなげるタイミング、地域にある社会資源の確認などを実施します。

<中核機関の体制について>



ウ) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく後見等の審判の申立が困難で、かつ要支援者の福祉を図るために必要と認められる場合、市長申立による申立を行います。

後見等開始審判の申立費用や、成年後見人等の報酬については、本人の収入・資産を勘案して、助成を行います。

当事業の対象となる範囲・金額等については、協議会の意見を踏まえ、必要な見直しを行います。

③ 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域ネットワークの以下の2つの基本的仕組みについて、体制を強化します。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人を地域において早期発見し、必要な支援へ結びつけることができるよう、地域や関係機関への周知を行っています。

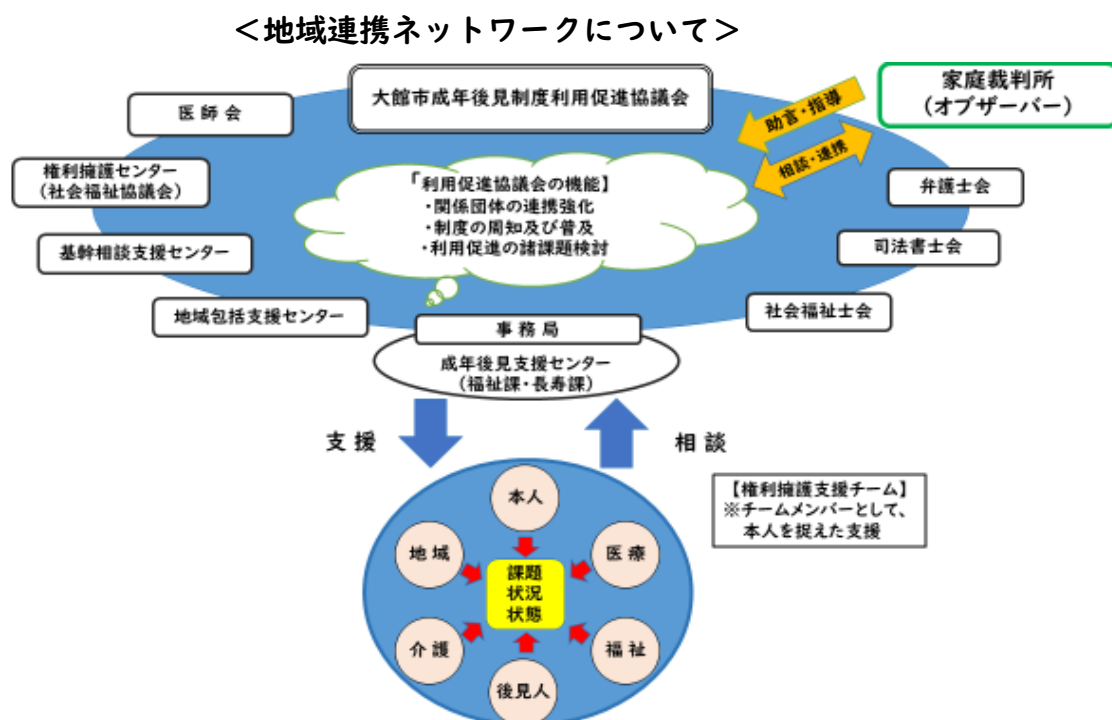
権利擁護支援を行う3つの場面（①成年後見制度の利用前・②申立ての準備から後見等の選任・③後見人等の選任後）では、特定の支援機関、成年後見人等に役割が集中しないよう、権利擁護支援チームによる支援方針等の共有を促していきます。

また、支援方針の共有にあたっては、自分のことを自分で考え決めていくための基盤となるため、できる限り本人も参加し、（本人を）意思決定の主体として捉えます。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に対応するため、医療・福祉・法律の専門職団体や関係団体とともに、支援体制について検討しています。

協議会では、個別の協力活動の実施や、多職種間でのさらなる連携強化等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。



④ 担い手の育成及び支援について

ア) 親族後見人・専門職後見人等への支援

中核機関として、親族や後見人（親族・専門職等）からの日常生活や後見業務に関する相談に応じています。専門的知見が必要であると判断された場合においては、医療・福祉・法律に関する専門職が継続支援することができるよう、専門職団体との協力が得られる仕組みを構築します。

必要に応じて、家庭裁判所との情報共有、連絡調整を行い、後見人による事務が本人の意思を尊重しその身上に配慮して行われるよう後見人を支援します。

イ) 法人後見実施団体の育成及び支援

親族後見人・専門職後見人の不足が問題となっており、社会福祉法人等による法人後見に対する期待は高まっています。身寄りのない高齢者への支援など、複雑な対応を求められるものもあり、福祉サービスに関する知識やノウハウ、地域のネットワークを活かした活躍が期待されています。

本市においても、法人後見等の業務を実施する法人に対し、運営経費の一部を補助する「大館市成年後見制度法人後見支援事業費補助金交付要綱」（令和 6 年 4 月 1 日施行）を定め、法人後見実施団体への取り組みを支援します。

ウ) 市民後見人の育成及び活躍支援

令和 6 年度より「秋田県市民後見人養成基礎研修」が実施されており、センターとして必要に応じて、研修実施に協力していきます。

研修受講後のフォローについて、本市で市民後見人として適切に活動ができるよう、活躍支援の体制のあり方について、協議会において検討します。

⑤ 尊厳のある本人らしい生活を継続するための体制整備

国の第二期計画では、後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすることが明記されています。

ア) 多機関連携による意思決定支援

本人の思いや希望が実現できるよう、後見人のみならず、本人や支援に関わる人がチームとして役割分担をしながら、本人意思の引き出し、意思の実現について支援します。

イ) 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

理解度に合わせた意思決定のための合理的配慮（資料やコミュニケーション方法の工夫）の実施を勧め、支援者側の思いや支援のしやすさに偏重した意思決定にならないよう助言します。

ウ) 意思決定支援や後見人の役割についての理解の浸透

後見人等が参画した権利擁護支援チームが、意思決定支援に取り組めるよう、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に対し、意思決定支援の重要性や考え方などについて、講演会や研修等を通じて普及・啓発を行います。

6 参考資料

表 1：成年後見制度利用対象者について

各年度末（3月31日現在）の人数
（単位：人）

年度	大館市人口	高齢者	推定認知症者	知的障害者	精神障害者	合計
令和元年度	70,902	27,601	3,394	705	616	4,715
令和2年度	69,957	27,462	3,377	726	623	4,726
令和3年度	68,728	27,209	3,346	723	646	4,715
令和4年度	67,550	27,018	3,323	721	730	4,774
令和5年度	66,218	26,766	3,292	707	772	4,771

※成年後見制度利用対象者数は、推定認知症者+知的障害者+精神障害者の合計

※推定認知症者数は、高齢者×厚生労働省の推定認知症有症率（12.3%）調査による

※知的障害者は療育手帳保有者数、精神障害者は精神保健福祉手帳保有者数の合計

表 2：成年後見制度利用者数について

（単位：人）

年度	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
令和元年度	66	1	1	0	68
令和2年度	68	2	1	0	71
令和3年度	68	2	2	0	72
令和4年度	69	3	2	0	75
令和5年度	63	5	2	0	70

※秋田家庭裁判所大館支部調べ

各年度7月31日現在を基準とする

成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準
としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない

【類型について】

- ・後見類型…本人の判断能力が全くない
- ・保佐類型…本人の判断能力が著しく不十分
- ・補助類型…本人の判断能力が不十分
- ・任意後見…本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じる

表 3：成年後見制度市長申立件数について

（単位：件）

年度	高齢者	障害者	合計
令和元年度	3	0	3
令和2年度	2	2	4
令和3年度	2	0	2
令和4年度	3	0	3
令和5年度	3	1	4
合計	13	3	16

※市長申立とは…身寄りがなく成年後見の申立を行う親族がいない等の理由で、市が申立を行うこと

表4：成年後見制度に関する相談件数について

(単位:件)

年度	後見センター	地域包括	基幹相談	合計
令和元年度		18	4	22
令和2年度		21	25	46
令和3年度	3	12	31	46
令和4年度	72	22	26	120
令和5年度	48	33	11	92
合計	123	106	97	326

※相談件数は延べ件数

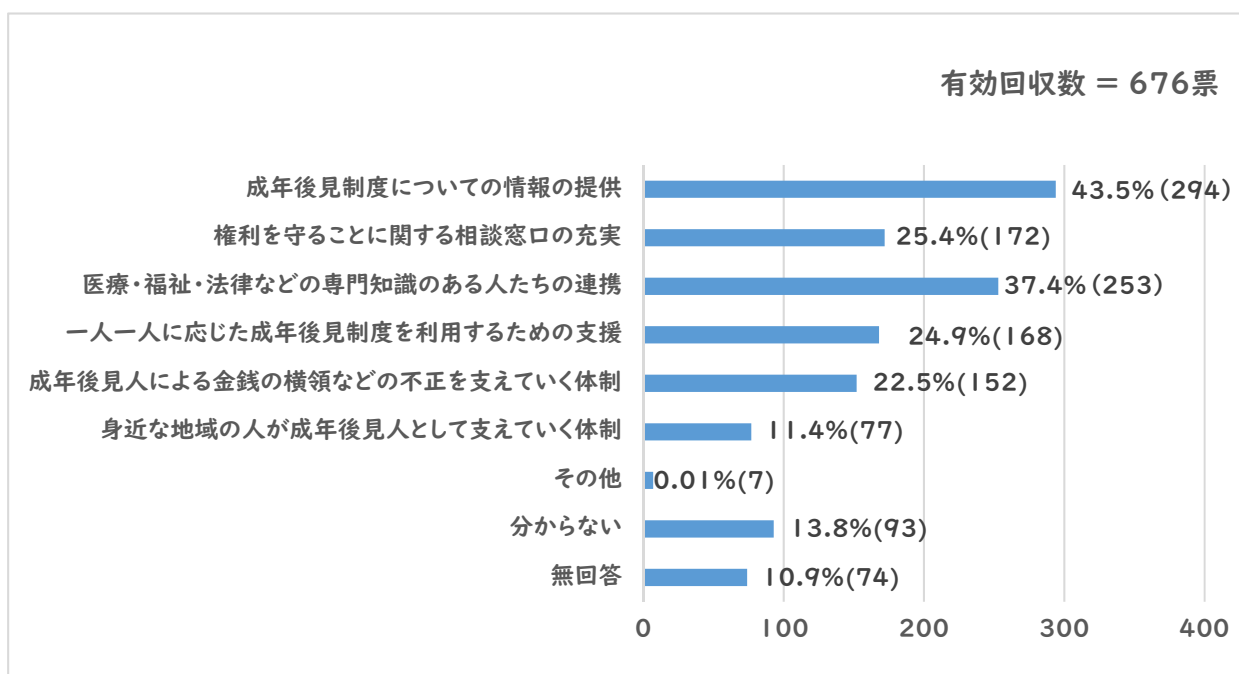
※大館市成年後見支援センター 開設日 R4.3.28

※地域包括支援センターは7カ所の相談件数の合計

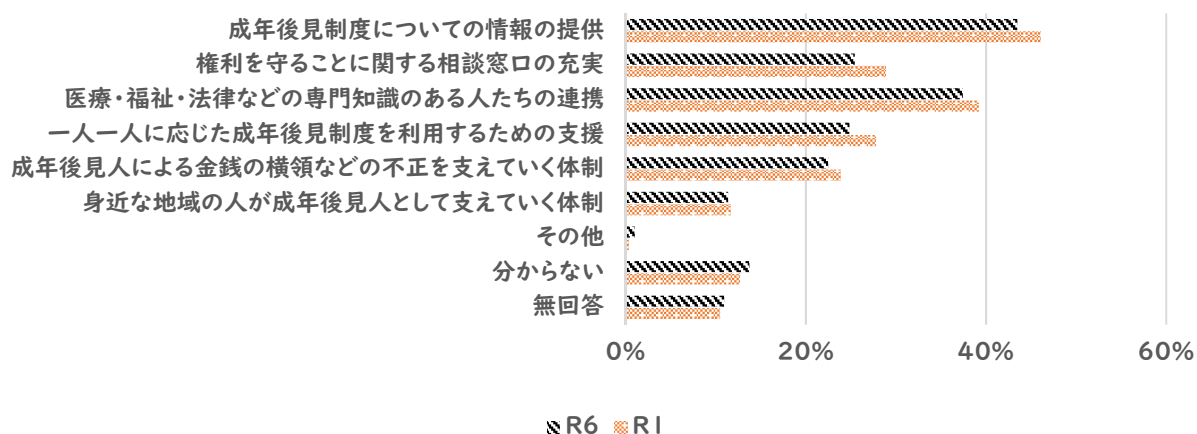
※基幹相談支援センターは1カ所

表5：高齢者や障害者の人権保護のために必要な取り組みについて

アンケート調査結果より



前回との比較

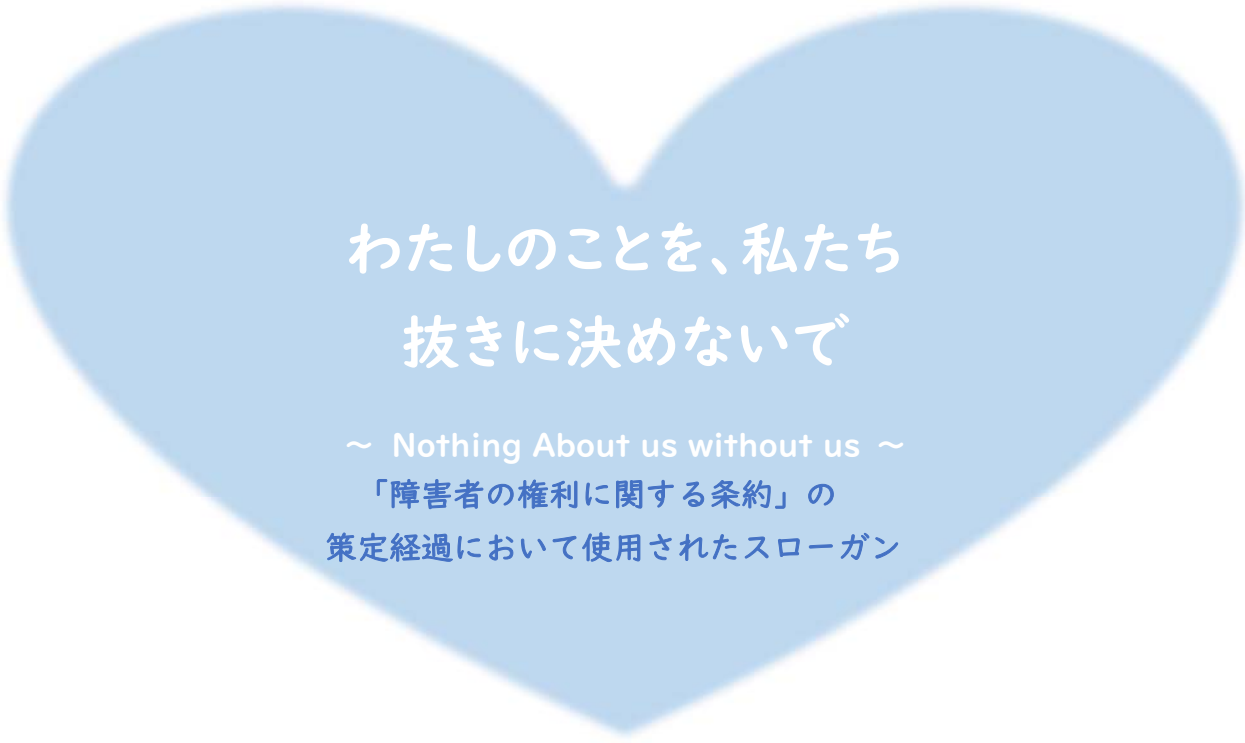


「自分のことは自分で決める」

障がいのあるなしに関わらず、
自分のことは自分で決めることができます。

家族がいても同じです。

家族と支援者は、「自分で決める」ことをお手伝いします。



わたしのことを、私たち
抜きに決めないで

～ Nothing About us without us ～
「障害者の権利に関する条約」の
策定経過において使用されたスローガン

本人の思いを大切にし、一緒に考え、契約や手続きなどの
サポートを行う制度が「**成年後見制度**」です。

第7章 資料編

- 1 アンケート結果
- 2 分野ごとの各種取り組み
- 3 社会福祉協議会の事業・活動
- 4 計画の策定経過
- 5 第2期大館市地域福祉計画・
地域福祉活動計画策定委員名簿

第7章 資料編

Ⅰ アンケート結果

(Ⅰ)調査概要

<調査の目的>

「大館市地域福祉計画」策定に向けた基礎資料とするため、地域における課題を把握し、その解決に向けた取り組みを検討する参考となるように、福祉全般のことや施策ニーズについてアンケート調査を実施しました。

<調査の実施状況>

①調査期間…令和6年4月～5月

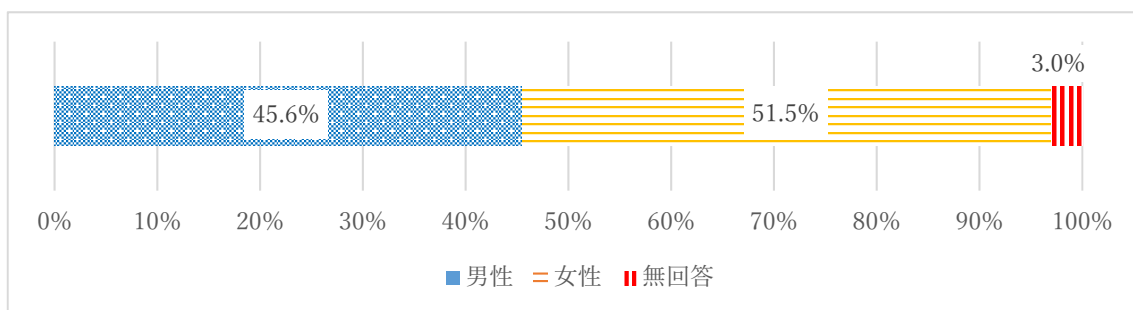
②調査方法…郵送による配布・回収

③調査対象…市内在住の18歳以上の方2,000人

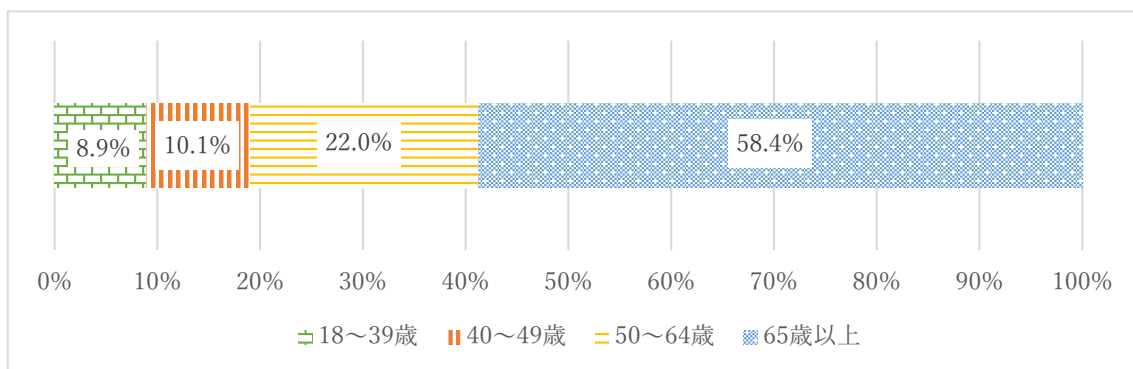
④回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000票	676票	676票	33.8%

<回答者の基本属性>



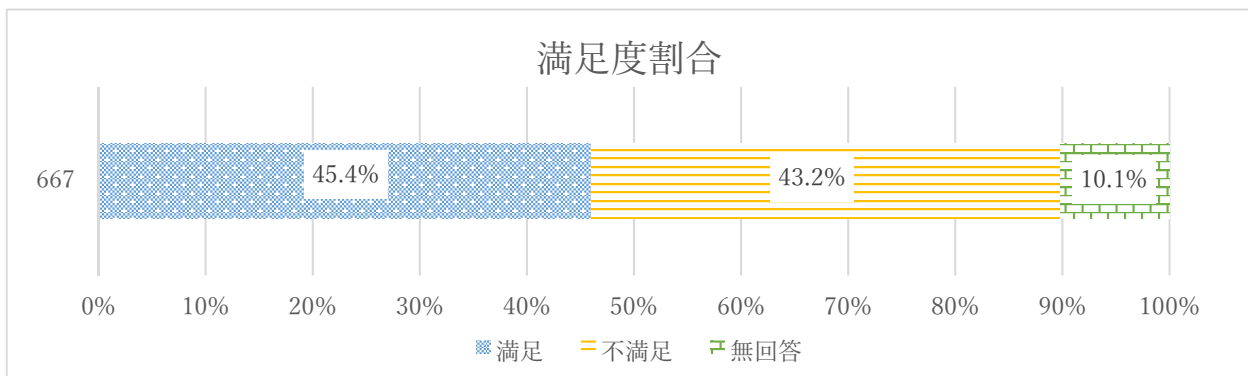
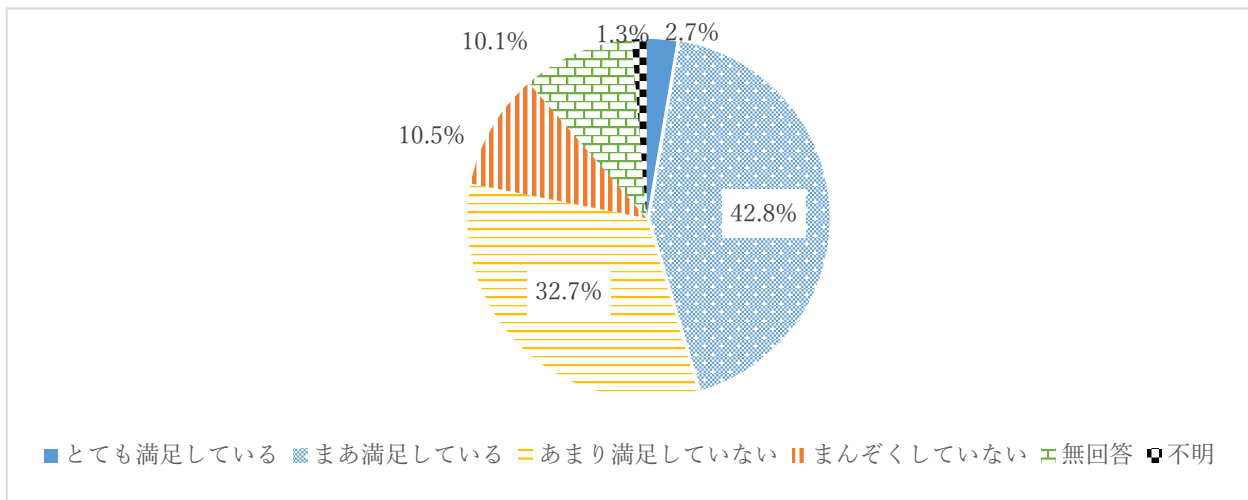
回答者の性別は、「男性」(45.6%)、「女性」(51.5%)と女性の割合がやや高くなっています。



「65歳以上」の高齢者が58.4%と半数を超えています。

(2) 調査結果のポイント

◎現在の本市の福祉サービスにどの程度満足されていますか。(〇は1つだけ)



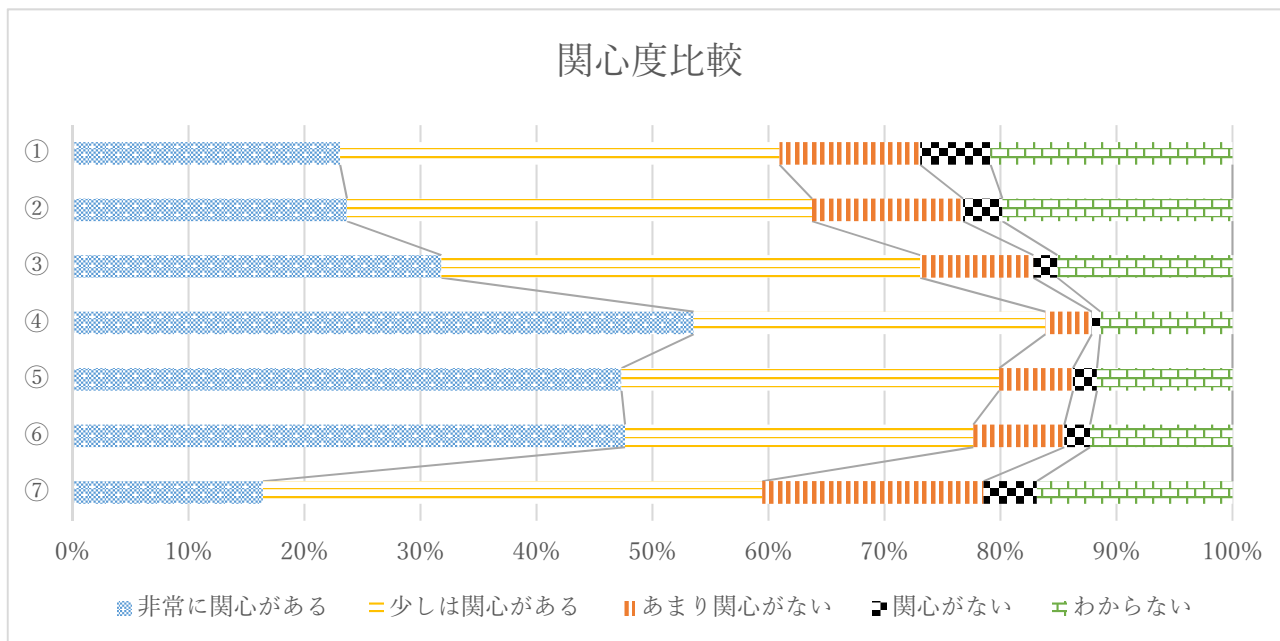
本市の福祉サービスについて、「とても満足している」「まあ満足している」を合わせて「満足」、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせて「不満」として整理すると、「満足」という評価は45.4%、「不満」という評価は43.2%となっています。「満足」という評価が「不満」をわずかに上回っています。

<属性別に見た回答傾向>

属性等		満足	不満
		45.4%	43.2%
性別	男性	46.8%	44.2%
	女性	44.5%	42.2%
年齢	18-39 歳	33.3%	63.3%
	40-49 歳	47.1%	44.1%
	50-64 歳	46.3%	45.0%
	65 歳以上	47.1%	39.2%

年齢別にみると、「40-49 歳」「50-64 歳」「65 歳以上」では「満足」という回答が約半数を占めていますが、「18-39 歳」では「不満」が6割を占めています。

◎次の①～⑦の各分野について、あなたの関心度をそれぞれお答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

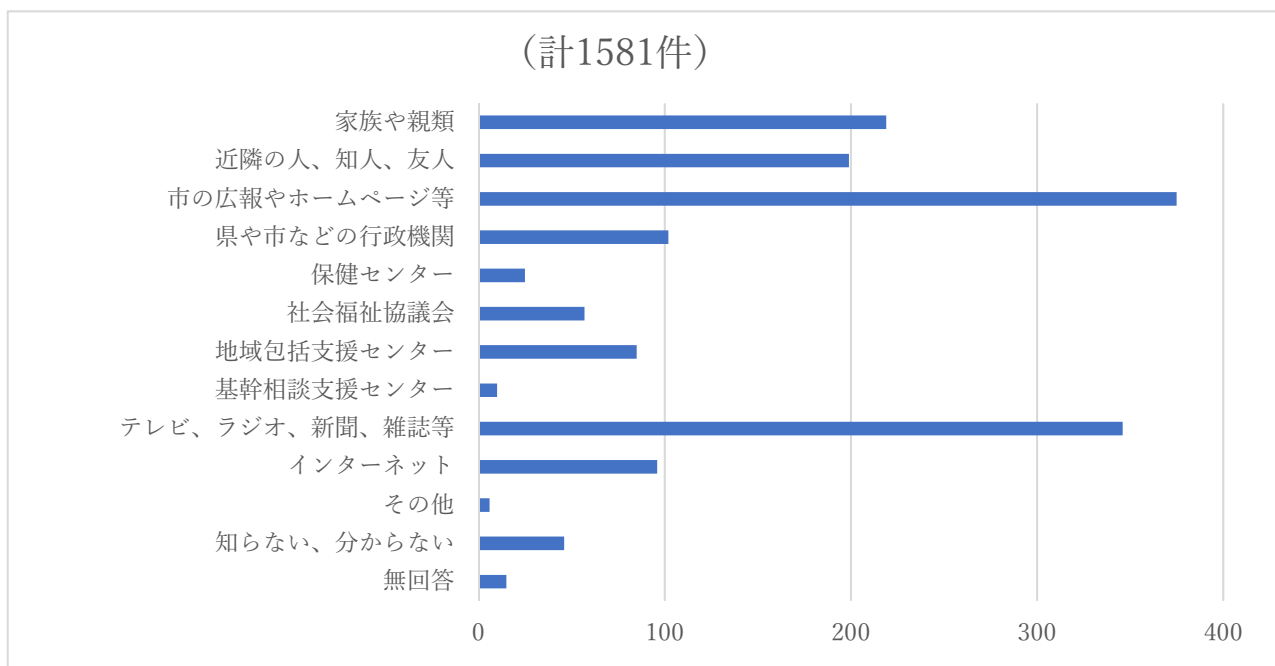


<項目ごとの関心度傾向>

項目	非常に関心がある	少しは関心がある	あまり関心がない	関心がない	分からない
①保育、子育て支援など子どもの福祉に関する事	23.1%	37.9%	12.1%	6.1%	20.9%
②障害者の福祉に関する事	23.7%	40.1%	13.0%	3.4%	19.8%
③保健や健康づくりに関すること	31.8%	41.3%	9.8%	2.1%	15.1%
④医療に関する事	53.6%	30.3%	4.0%	0.7%	11.4%
⑤高齢者の福祉に関する事	47.3%	32.5%	6.4%	2.1%	11.7%
⑥介護保険に関する事	47.6%	30.0%	7.8%	2.2%	12.3%
⑦地域の助け合いやボランティア活動	16.4%	43.0%	19.1%	4.6%	16.9%

「非常に関心がある」と「少しは関心がある」を合わせて「関心がある」、「あまり関心がない」と「関心がない」を合わせて「関心がない」として整理すると、③保健や健康づくりに関すること、④医療に関する事、⑤高齢者の福祉に関する事、⑥介護保険に関する事は、「関心がある」が7割を超えています。また、⑦地域の助け合いやボランティア活動については、「関心がある」が6割近くとなっています。

◎福祉に関する知識や情報をどこから得ていますか。(〇はいくつでも)



<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
家族や親族	32.4%	地域包括支援センター	12.6%
近隣の人、知人、友人	29.4%	基幹相談支援センター	1.5%
市の広報やホームページ等	55.5%	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等	51.2%
県や市などの行政機関	15.1%	インターネット	14.2%
保健センター	3.7%	知らない、分からない	6.8%
社会福祉協議会	8.4%		

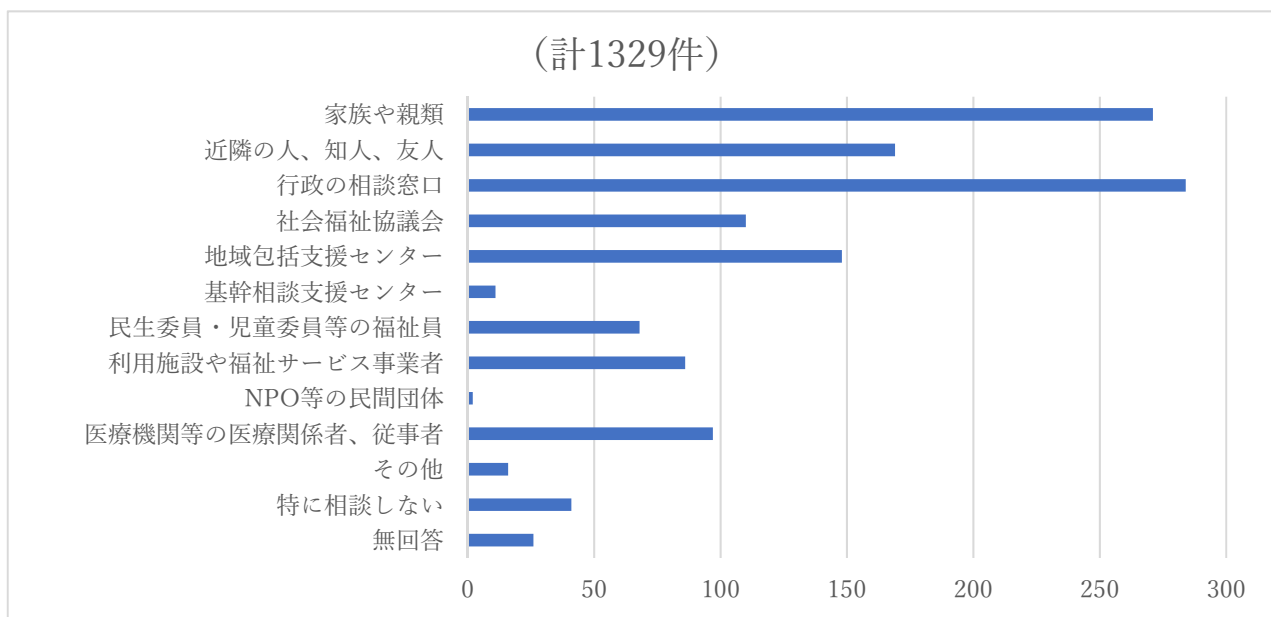
福祉に関する知識や情報の入手については、「市の広報やホームページ等」(55.5%)、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等」(51.2%)が5割を占めています。

<65歳以上の回答傾向>

項目	65歳以上	項目	65歳以上
家族や親類	28.9%	社会福祉協議会	11.1%
近隣の人、知人、友人	31.9%	地域包括支援センター	15.9%
市の広報やホームページ等	58.5%	基幹相談支援センター	1.3%
県や市などの行政機関	18.0%	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等	58.7%
保健センター	4.1%	インターネット	5.1%

65歳以上では、「市の広報やホームページ等」、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等」と回答した割合は半数を超えています。

◎福祉サービスの問い合わせや相談をしたいとき、どこに相談しますか。(〇はいくつでも)

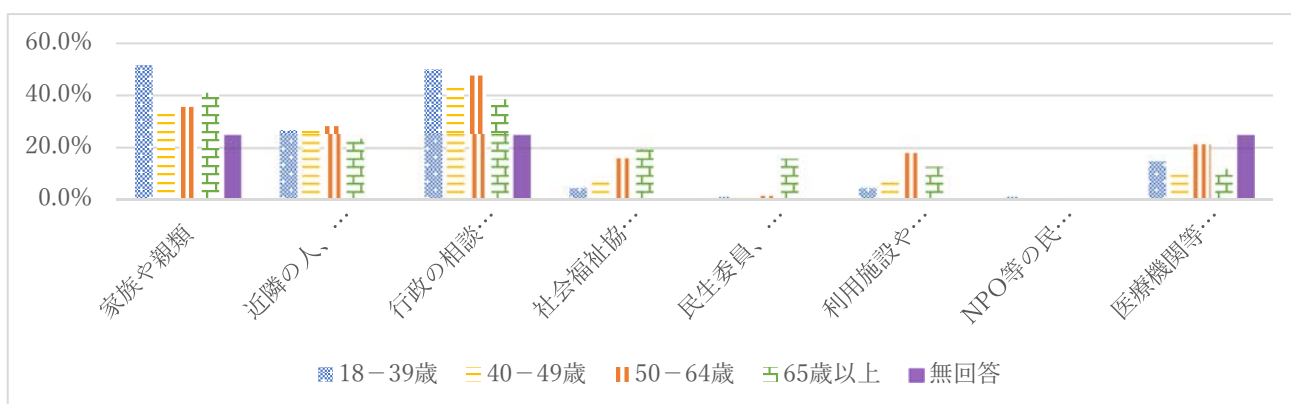


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
家族や親類	40.1%	民生委員、児童委員等の福祉員	10.1%
近隣の人、知人、友人	25.0%	利用施設や福祉サービス事業者	12.7%
行政の相談窓口	42.0%	NPO等の民間団体	0.3%
社会福祉協議会	16.3%	医療機関等の医療関係者・従事者	14.3%
地域包括支援センター	21.9%	特に相談しない	6.1%
基幹相談支援センター	1.6%		

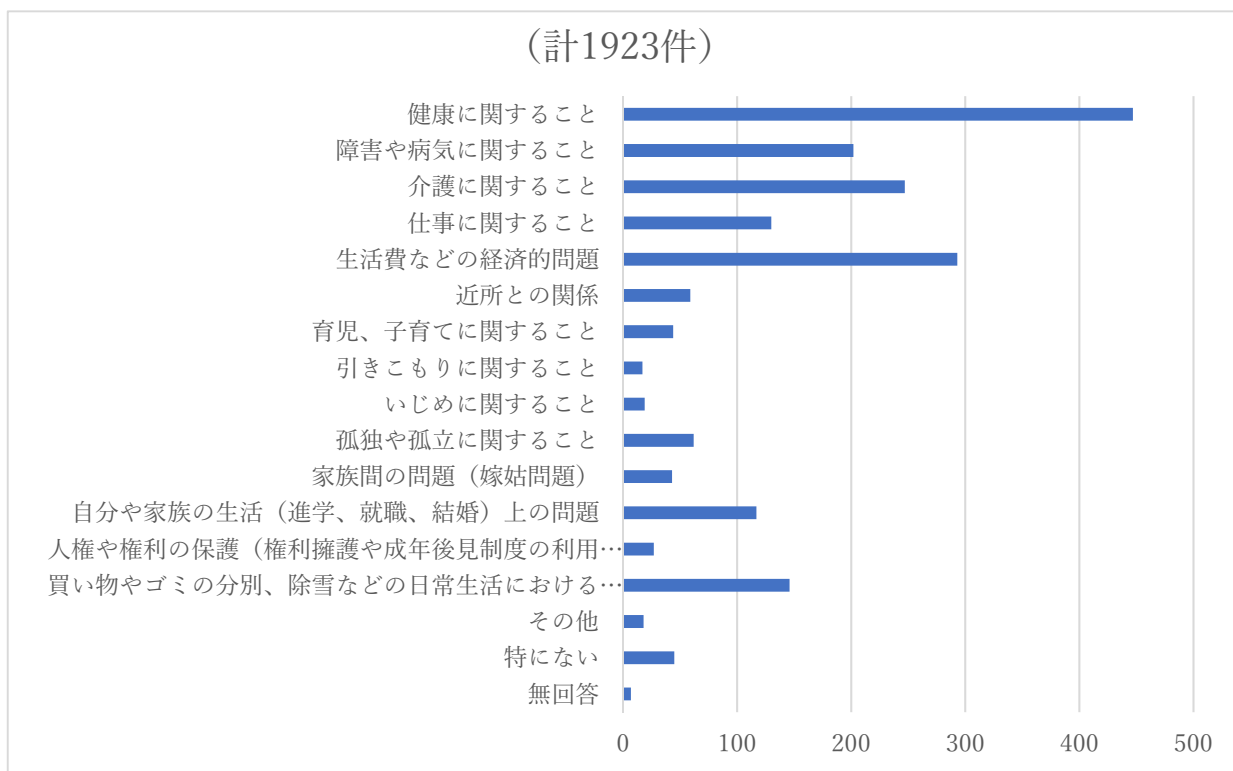
問い合わせや相談するところとして、42.0%が「行政の相談窓口」と回答しており、相談先として行政の窓口が期待されています。次いで、「家族や親類」が40.1%となっています。

<年代別の回答傾向>



年齢別にみると、「18-39 歳」では「家族や親類」(51.7%)の割合が他の年代よりも高くなっています。「65 歳以上」では「民生委員、児童委員等の福祉員」(15.9%)等への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。

◎あなたは毎日の暮らしの中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか。(〇はいくつでも)

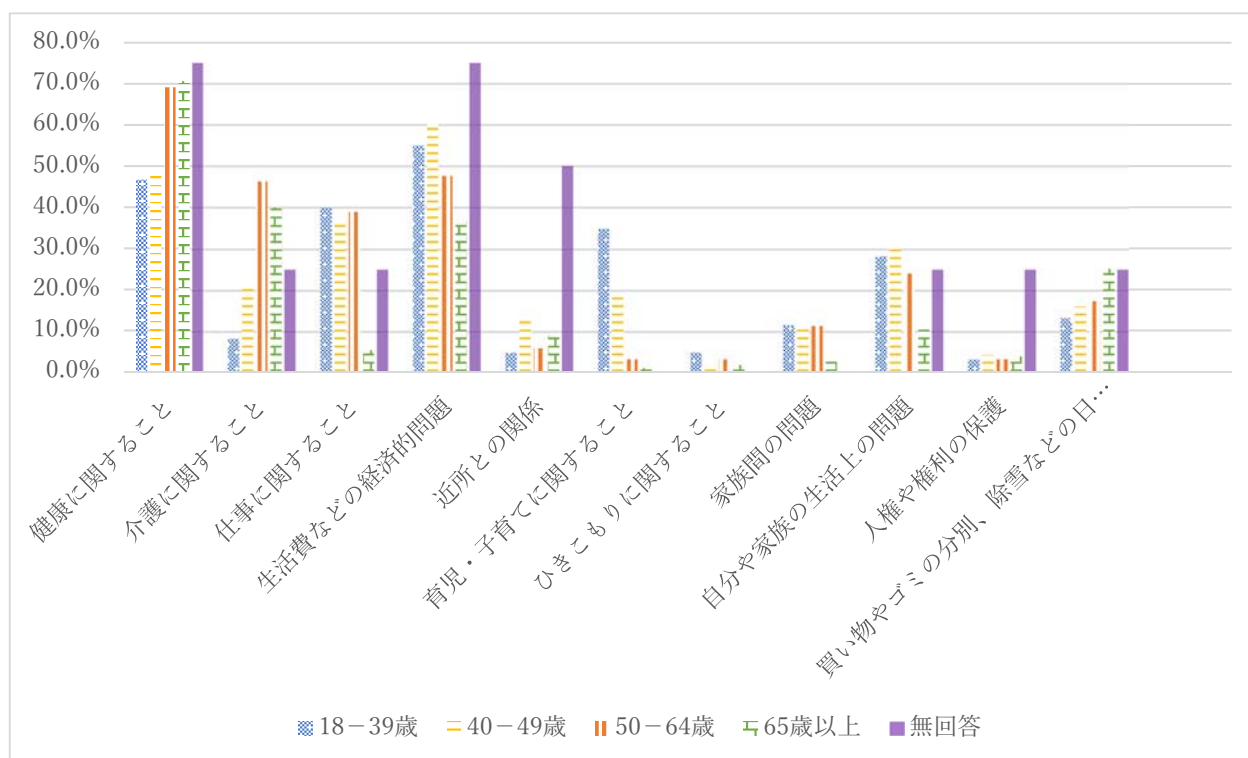


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
健康に関する事	66.1%	いじめに関する事	2.8%
障害や病気に関する事	29.9%	孤独や孤立に関する事	9.2%
介護に関する事	36.5%	家族間の問題	6.4%
仕事に関する事	19.2%	自分や家族の生活上の問題	17.3%
生活費などの経済的問題	43.3%	人権や権利の保護	4.0%
近所との関係	8.7%	買い物やゴミの分別、除雪などの日常生活における問題	21.6%
育児・子育てに関する事	6.5%		
引きこもりに関する事	2.5%		

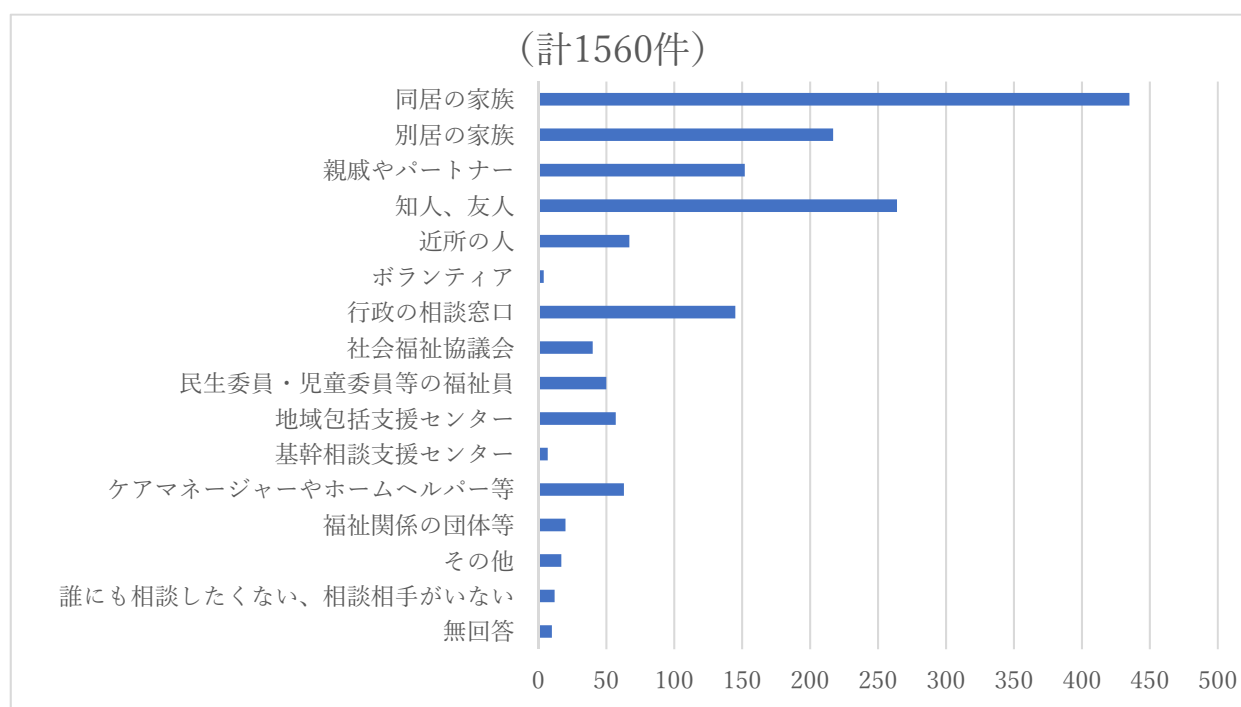
毎日の暮らしの中で悩みや不安を感じていることとしては、66.1%が「健康に関する事」と回答しています。次いで、「生活費などの経済的問題」(43.3%)、「介護に関する事」(36.5%)などに悩みを抱えているという回答の割合が高くなっています。

<年代別の回答傾向>



年代別にみると、「18-39 歳」では、「育児・子育てに関すること」(35.0%)への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。「40-49 歳」では、「生活費などの経済的問題」(60.3%)、「近所との関係」(13.2%)への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。「50-64 歳」では「介護に関すること」(46.3%)への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。「65 歳以上」では「買い物やゴミの分別、除雪などの日常生活における問題」(25.3%)への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。

◎日常の暮らしの中で困ったときに、誰に相談しますか。(〇はいくつでも)

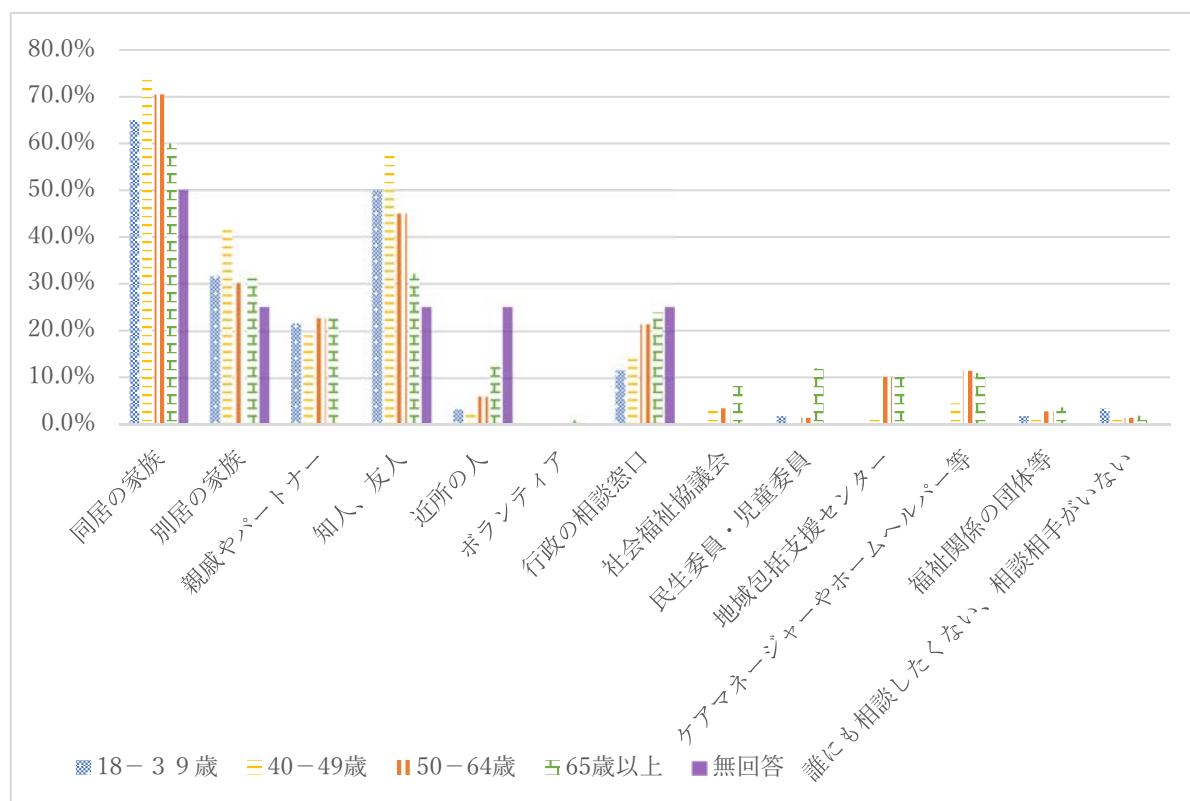


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
同居の家族	64.3%	民生委員・児童委員	7.4%
別居の家族	32.1%	地域包括支援センター	8.4%
親戚やパートナー	22.5%	基幹相談支援センター	1.0%
知人、友人	39.1%	ケアマネージャーやホームヘルパー等	9.3%
近所の人	9.9%	福祉関係の団体等	3.0%
ボランティア	0.6%	誰にも相談したくない・相談相手がいない	1.8%
行政の相談窓口	21.4%		
社会福祉協議会	5.9%		

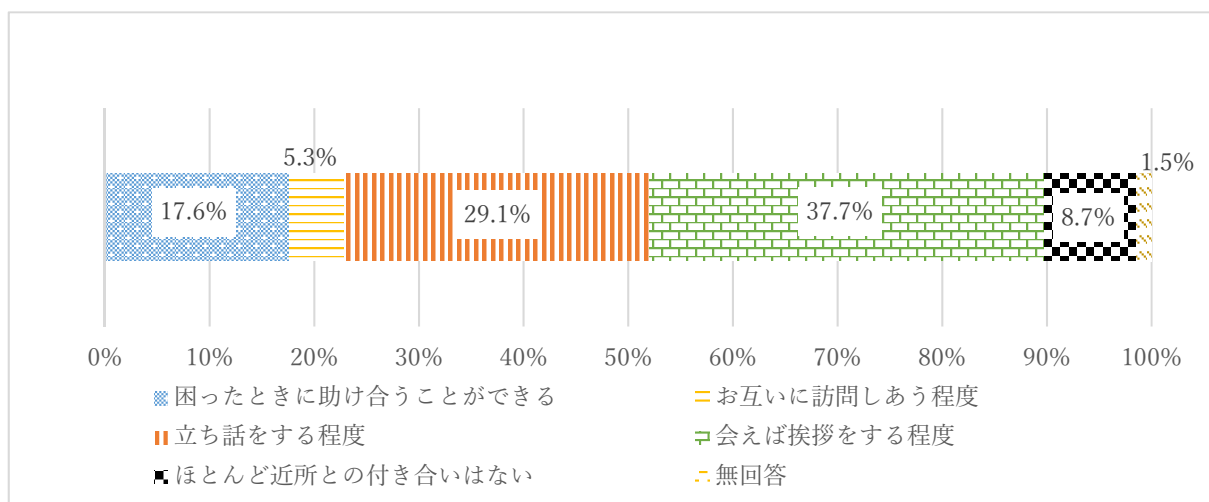
日常の暮らしの中で困ったときの相談相手としては、「同居の家族」が 64.3%で最も回答の割合が高くなっています。次いで、「知人、友人」が 39.1%、「別居の家族」が 32.1%となっており、相談相手として家族や友人、知人が多いなか、「行政の相談窓口」も 21.4%と 2 割を超えています。

<年代別の回答傾向>



年代別にみると、どの年代においても「同居の家族」と回答した割合が最も高くなっており、6 割以上となっています。次いで、「知人、友人」の割合が高くなっています。

◎隣近所の人とのつきあいの程度はどのようなものですか。(〇は１つだけ)

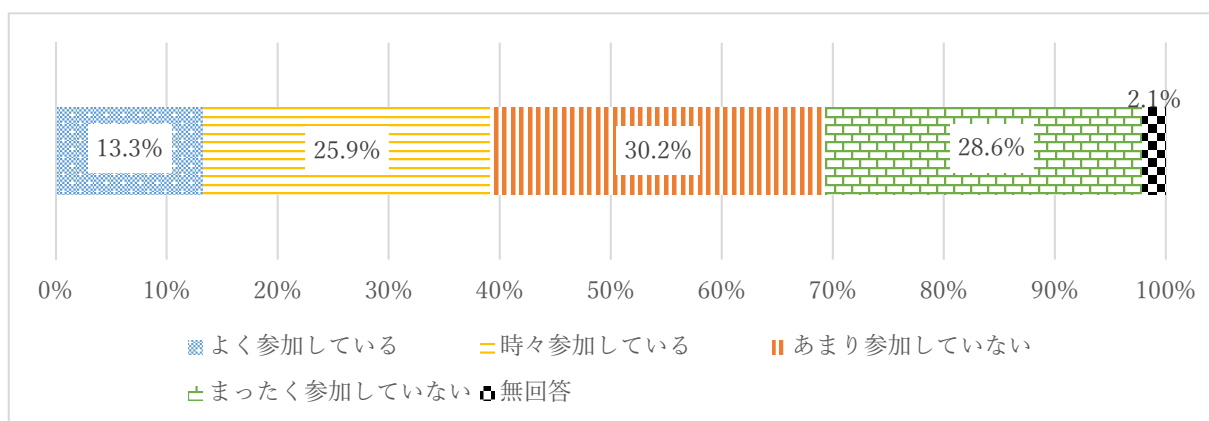


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	選択肢
困ったときに助け合うことができる	17.6%	会えばあいさつをする程度	37.7%
お互いに訪問し合う程度	5.3%	ほとんど近所とのつきあいはない	8.7%
立ち話をする程度	29.1%		

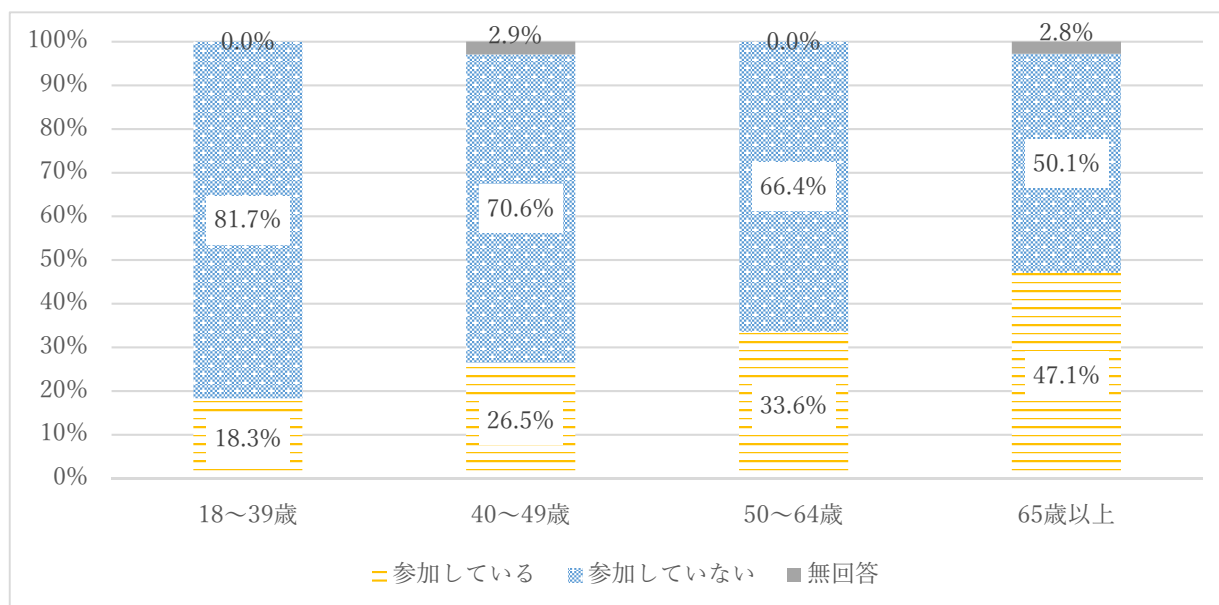
近所づきあいの程度は、「会えばあいさつをする程度」が 37.7%と 4 割近くを占め、「立ち話をする程度」が 29.1%となっています。また、「困ったときに助け合うことができる」との回答は 17.6%、「お互いに訪問し合う程度」は 5.3%となっています。

◎あなたは、お住まいの地域のいろいろな行事や活動にどの程度参加されていますか。(〇は１つだけ)



地域活動への参加状況を見ると、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた「参加している」は 39.2%、「あまり参加していない」と「まったく参加していない」を合わせた「参加していない」は 58.7%と、参加していないという回答の割合が高くなっています。

<年代別の回答傾向>



項目	18～39 歳	40～49 歳	50～64 歳	65 歳以上
参加している	18.3%	26.5%	33.6%	47.1%
参加していない	81.7%	70.6%	66.4%	50.1%

年齢別にみると、「65 歳以上」で「参加している」という回答が 47.1%と、他の年代に比べ高くなっています。

◎地域活動に参加する際に、支障になることはどのようなことですか。(自由記述)

1. 年齢の問題(19 票)

- ・年齢を重ねるとともに体力の低下があり、地域活動への不参加が増えてきている。
- ・先に立って活動している人の高齢化。

2. 仕事の都合(13 票)

- ・仕事があり、休み以外の日の活動には参加できない。
- ・実施日と自分の都合、用事、会社等と合わないのに、行事参加が強制的。

3. 同じメンバーしか参加しない(10 票)

- ・年々参加者が少なくなっていき、いつも同じメンバー。
- ・近所の人に声を掛けても参加してくれない。

4. 役員の圧力(4 票)

- ・役員の圧力が怖い。出てやって当たり前の雰囲気がある。
- ・役員による批判が多すぎて、若者の参加が少なくなっている。

5. 同年代がいない(4 票)

- ・現在中心的に活動してくれる人は 60～70 代で、若い人の参加が少なく参加しづらい。
- ・町内会活動で一緒に活動する人がいない。

6. 人間関係(3 票)

- ・近所に住んでいる人を知らない。
- ・アパートが多いと横のつながりが無い。

7. 交通手段(3 票)

- ・免許返納などにより活動までの交通手段がなくなることが心配。
- ・車がない。

8. 環境(3 票)

- ・町内会館が狭い。
- ・老若男女、皆が興味をもって集まってくれるように運営すること。

9. 協力・理解(3 票)

- ・家族の協力、理解が不可欠。
- ・友人、知人を誘っても参加になかなか理解が得られない。

10. 子どもがいない(2 票)

- ・地域に子どもがいないので活動できない。

11. 担い手がいない(2 票)

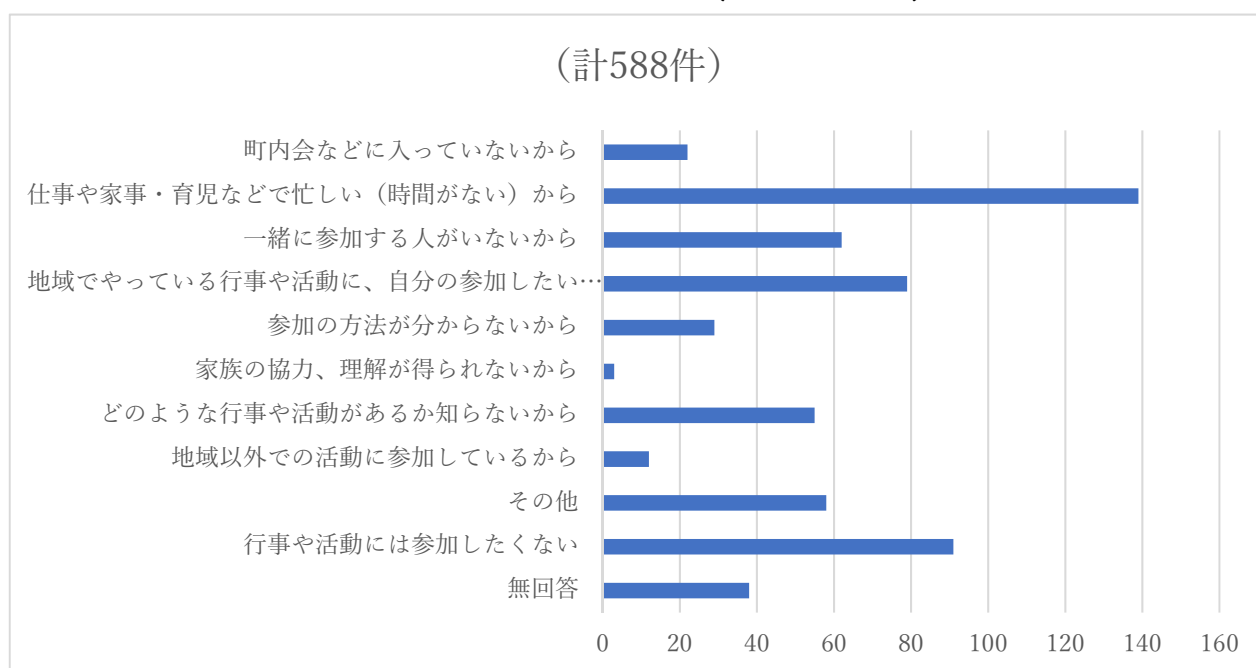
- ・後継者がいないことで町内会の運営が困難になってきているのが現状。

12. リーダーをしたくない(2 票)

- ・高齢化が進む中、組織をまとめる担当が求められることに拒否感がある。

◎ (地域活動に参加していないと回答した方) を対象

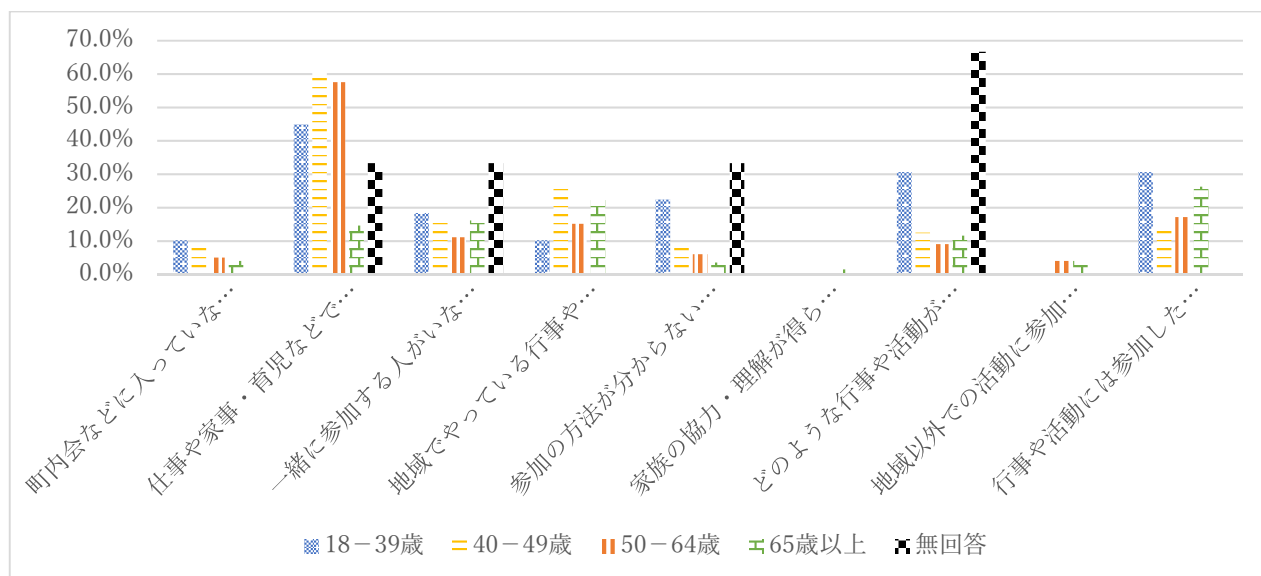
地域活動に参加していない理由について教えてください。(〇はいくつでも)



地域活動に参加していない回答者に参加していない理由について聞くと、「仕事や家事・育児などで忙しい(時間がない)から」が 35.0%で最も割合が高くなっています。次いで、「行事や活動には参加したくない」(22.9%)、「地域でやっている行事や活動に、自分の参加したいものがないから」(19.9%)、「一緒に参加する人がいないから」(15.6%)となっています。

なお、その他を選択し、かつ内容の記述があったものとして“地域との関わりがないため、いざ行くとっても何も教えてくれない高齢者が周りに多い”、“体調不良”、“施設に入所しているため”が挙げられました。

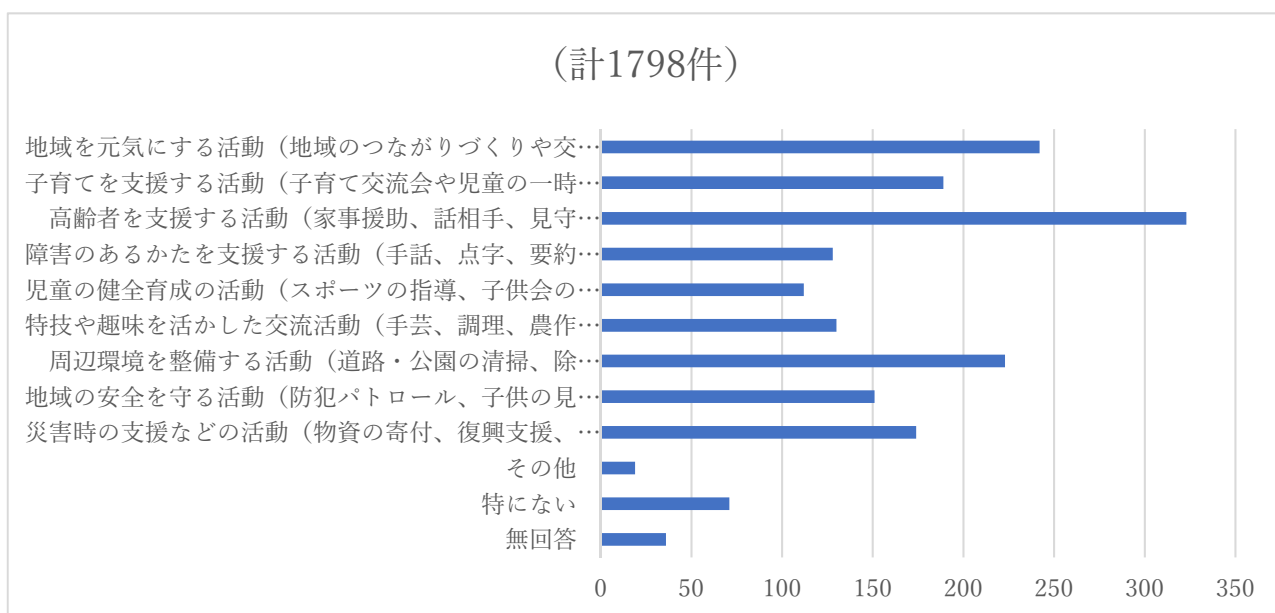
<年代別の回答傾向>



項目	町内会などに入っていないから	仕事や家事・育児などで忙しいから	一緒に参加する人がいないから	地域でやっている行事や活動に、自分の参加したいものがないから	参加の方法がわからないから
18-39 歳	10.2%	44.9%	18.4%	10.2%	22.4%
40-49 歳	8.3%	60.4%	16.7%	27.1%	8.3%
50-64 歳	5.1%	57.6%	11.1%	15.2%	6.1%
65 歳以上	4.0%	14.6%	16.2%	22.2%	3.5%
項目	家族の協力・理解が得られないから	どのような行事や活動があるかわからないから	地域以外での活動に参加しているから	行事や活動には参加したくない	
18-39 歳	0.0%	30.6%	0.0%	30.6%	
40-49 歳	0.0%	12.5%	0.0%	14.6%	
50-64 歳	0.0%	9.1%	4.0%	17.2%	
65 歳以上	1.5%	11.6%	4.0%	26.3%	

年代別にみると、「18-39 歳」では「参加の方法がわからないから」(22.4%)、「どのような行事や活動があるかわからないから」(30.6%)への回答の割合が高くなっています。また、「18-39 歳」「65 歳以上」では「行事や活動には参加したくない」と回答した割合は 3 割近くになっています。

◎あなたは、本市には今後どのような地域活動が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

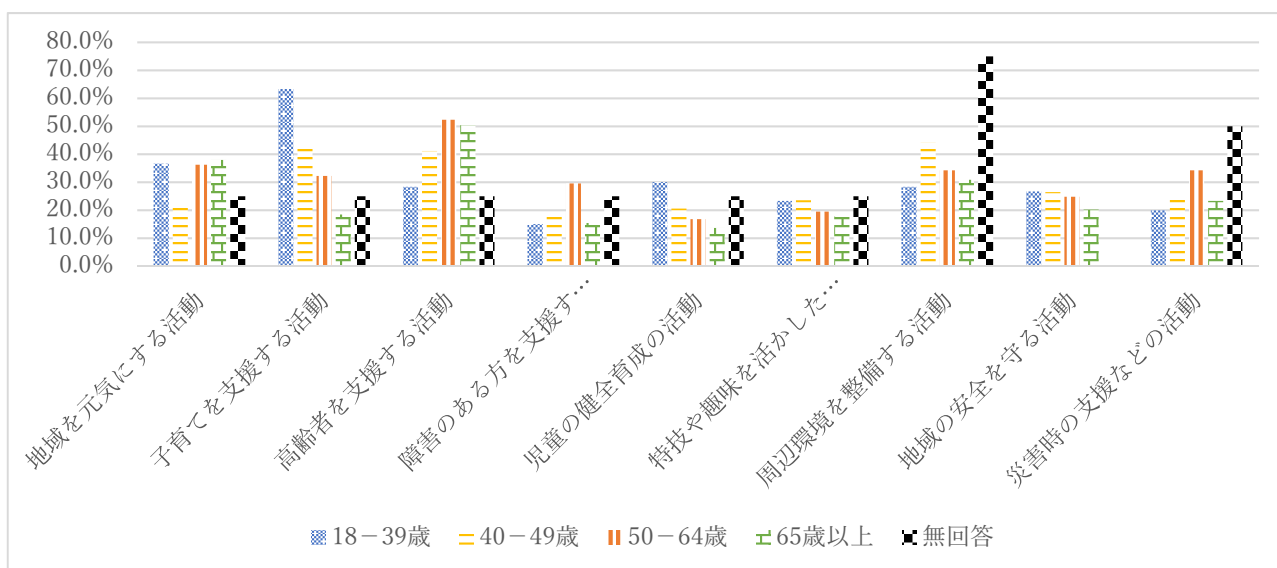


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
地域を元気にする活動	35.8%	特技や趣味を活かした交流活動	19.2%
子育てを支援する活動	28.0%	周辺環境を整備する活動	33.0%
高齢者を支援する活動	47.8%	地域の安全を守る活動	22.3%
障害のある方を支援する活動	18.9%	災害時の支援などの活動	25.7%
児童の健全育成の活動	16.6%		

今後どのような地域活動が必要だと思うかについて、「高齢者を支援する活動(家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出時付き添いなど)」が 47.8%で最も回答の割合が高くなっています。次いで、「地域を元気にする活動(地域のつながりづくりや交流活動など)」が 35.8%、「周辺環境を整備する活動(道路・公園の清掃、除雪、リサイクルなど)」が 33.0%となっています。

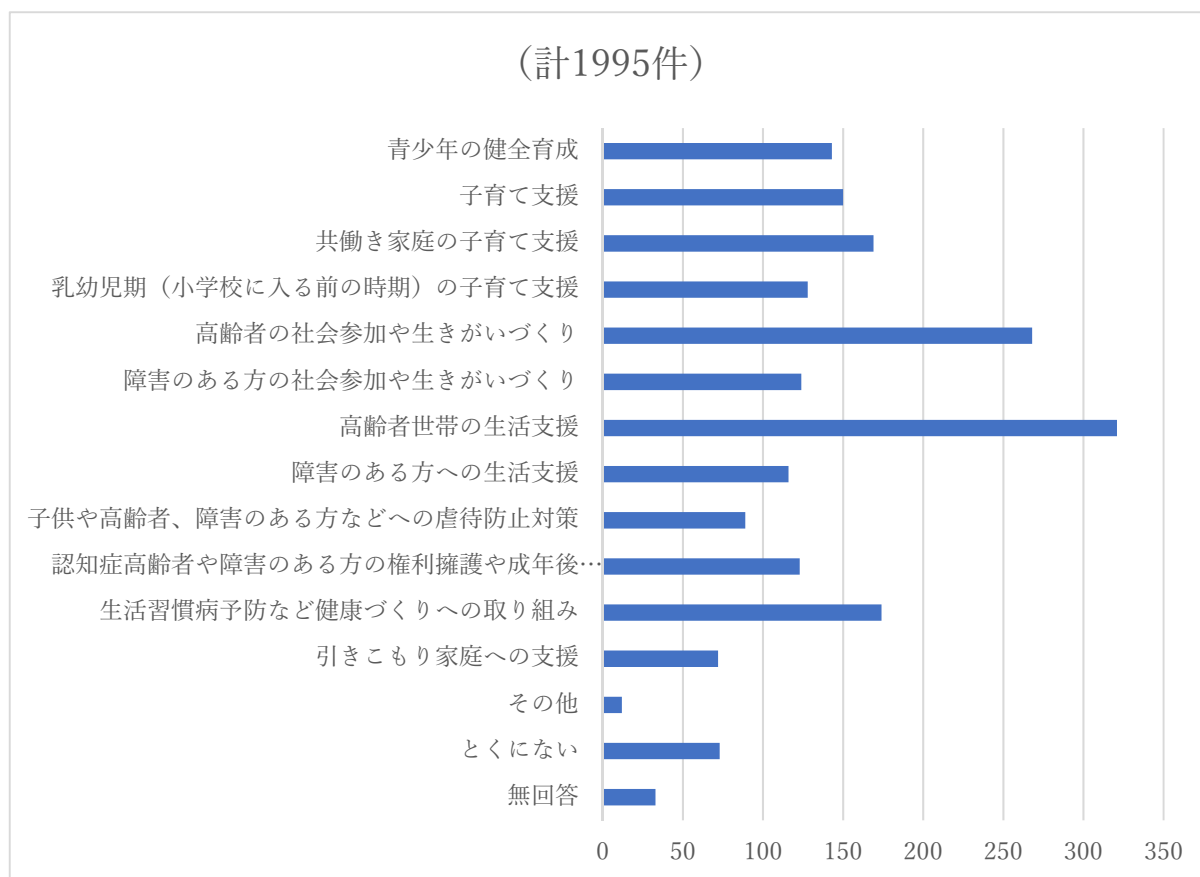
<年代別の回答傾向>



項目	地域を元気にする活動	子育てを支援する活動	高齢者を支援する活動	障害のある方を支援する活動	児童の健全育成の活動
18-39 歳	36.7%	63.3%	28.3%	15.0%	30.0%
40-49 歳	22.1%	42.6%	41.2%	19.1%	20.6%
50-64 歳	36.2%	32.2%	52.3%	29.5%	16.8%
65 歳以上	38.0%	18.5%	50.4%	15.4%	13.7%
(R1→R6)	特技や趣味を活かした交流活動	周辺環境を整備する活動	地域の安全を守る活動	災害時の支援などの活動	
18-39 歳	23.3%	28.3%	26.7%	20.0%	
40-49 歳	23.5%	44.1%	26.5%	25.0%	
50-64 歳	19.5%	34.2%	24.8%	34.2%	
65 歳以上	17.7%	30.9%	20.3%	23.3%	

年代別にみると、「18-39 歳」では「子育てを支援する活動」(63.3%)、「児童の健全育成の活動」(30.0%)への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。

◎あなた自身を含め、地域の人々が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。
(〇はいくつでも)

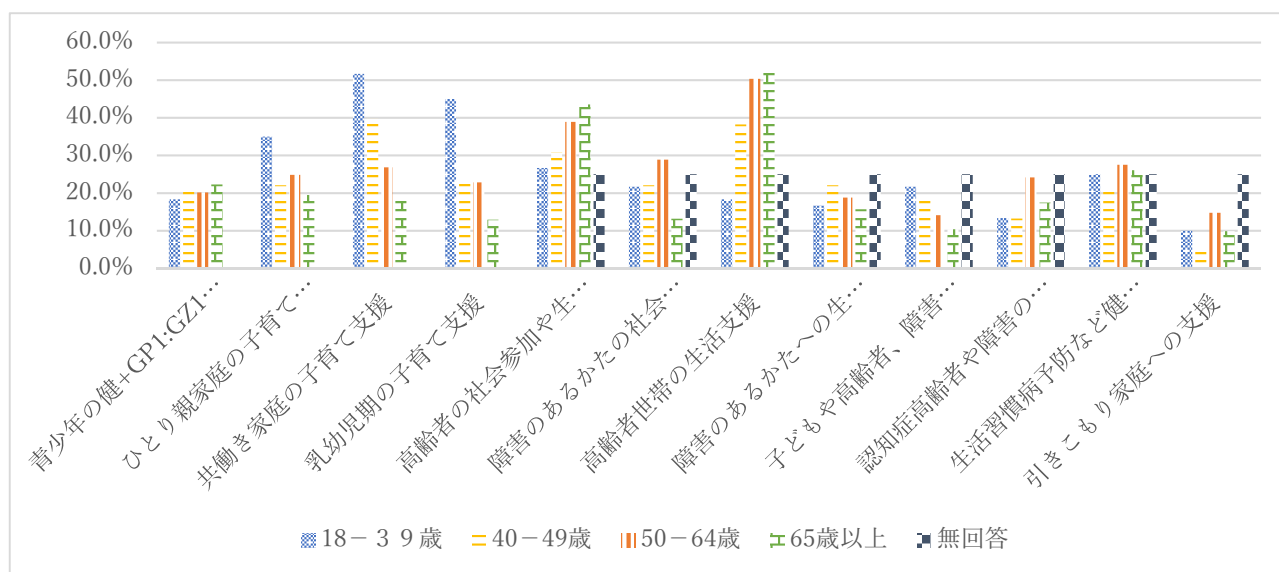


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
青少年の健全育成	21.2%	高齢者世帯の生活支援	47.5%
ひとり親家庭の子育て支援	22.2%	障害のある方への生活支援	17.2%
共働き家庭の子育て支援	25.0%	子どもや高齢者、障害のある方などへの虐待防止対策	13.2%
乳幼児期の子育て支援	18.9%	認知症高齢者や障害のある方の権利擁護や成年後見制度の利用促進	18.2%
高齢者の社会参加や生きがいがづくり	39.6%	生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み	25.7%
障害のある方の社会参加や生きがいがづくり	18.3%	引きこもり家庭への支援	10.7%

地域の人々が取り組むべき課題や問題としては、「高齢者世帯の生活支援」(47.5%)、「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」(39.6%)の回答の割合が高くなっています。

<年代別の回答傾向>



年代別にみると、「18-39 歳」では「ひとり親家庭の子育て支援」(35.0%)、「共働き家庭の子育て支援」(51.7%)、「乳幼児期の子育て支援」(45.0%)などへの回答の割合が他の年代よりも高くなっています。「65 歳以上」では「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」(43.5%)への回答の割合が、他の年代よりも高くなっています。

◎地域の人々が取り組むべき課題や問題として具体的なことがあれば教えてください。(自由記述)

1. 町内活動の変化・充実(11票)

- ・町内活動の内容が数十年変化ないため、時代に合わせて簡略化するなどが必要。
- ・町内行事が減っていて集まる機会が少なくなっているため、何かを企画し集まれたらと思う。

2. 地域の人との交流(7票)

- ・日頃から声掛け、挨拶などの付き合いを心掛ける。
- ・町内全体でコミュニケーションを高める機会を増やす必要がある。

3. 若者を地域活動に取り込む(6票)

- ・若い人の参加も取り込むことで課題解決が始まっていくと思う。
- ・町内会の役員に若者を取り込むなど若返りをしていく必要がある。

4. 地域活動の広報活動(2票)

- ・自分の地域に対して誇りがなく、強みが分からないため、地域用 SNS で発信する。
- ・行事等、強制ではない巻き込み方を考え、参加の門戸を広げる。告知、周知、興味を抱かせる。

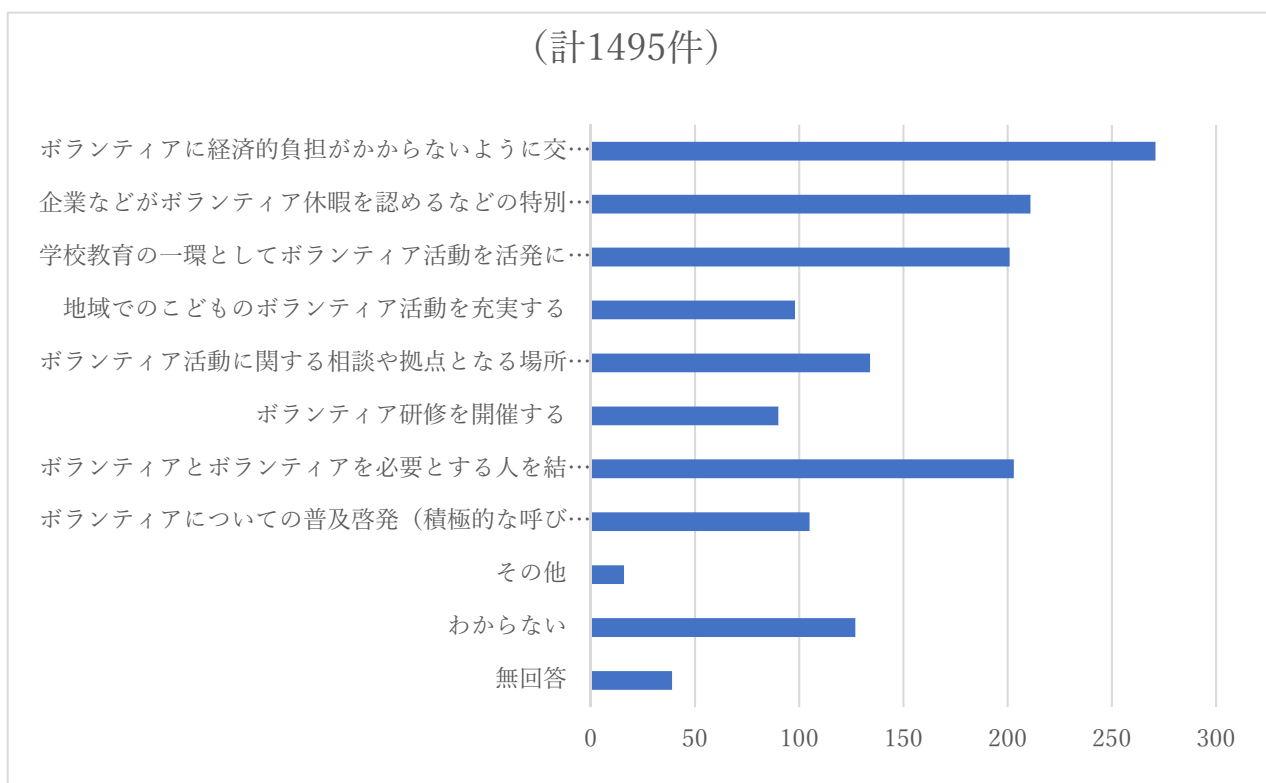
○地域活動の問題点

- ・町内会の役員をしているが、協力的ではない人に手を焼くことがある。
- ・プライバシーが邪魔して話しにくい。人に聞かれても教えることができない。

○地域活動をするうえで必要になること

- ・行政任せにするのではなく、1人1人ができることを取り組もうとする姿勢。

◎今後、ボランティア活動の輪を広げていくためにどのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

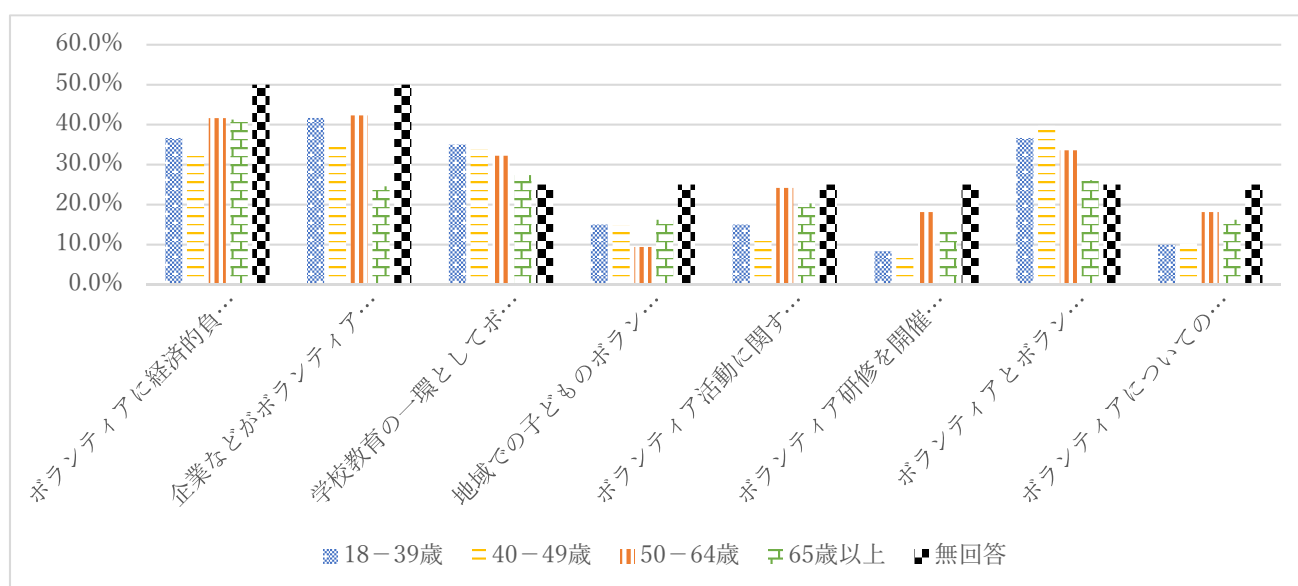


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する	40.1%	ボランティア活動に関する相談や拠点となる場所を提供する	19.8%
企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする	31.2%	ボランティア研修を開催する	13.3%
学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う	29.7%	ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する	30.0%
地域での子どものボランティア活動を充実する	14.5%	ボランティアについての普及啓発を行う	15.5%

ボランティア活動の推進において必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」への回答が 40.1%で最も割合が高くなっています。次いで、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」(31.2%)、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」(30.0%)となっています。

<年代別の回答傾向>

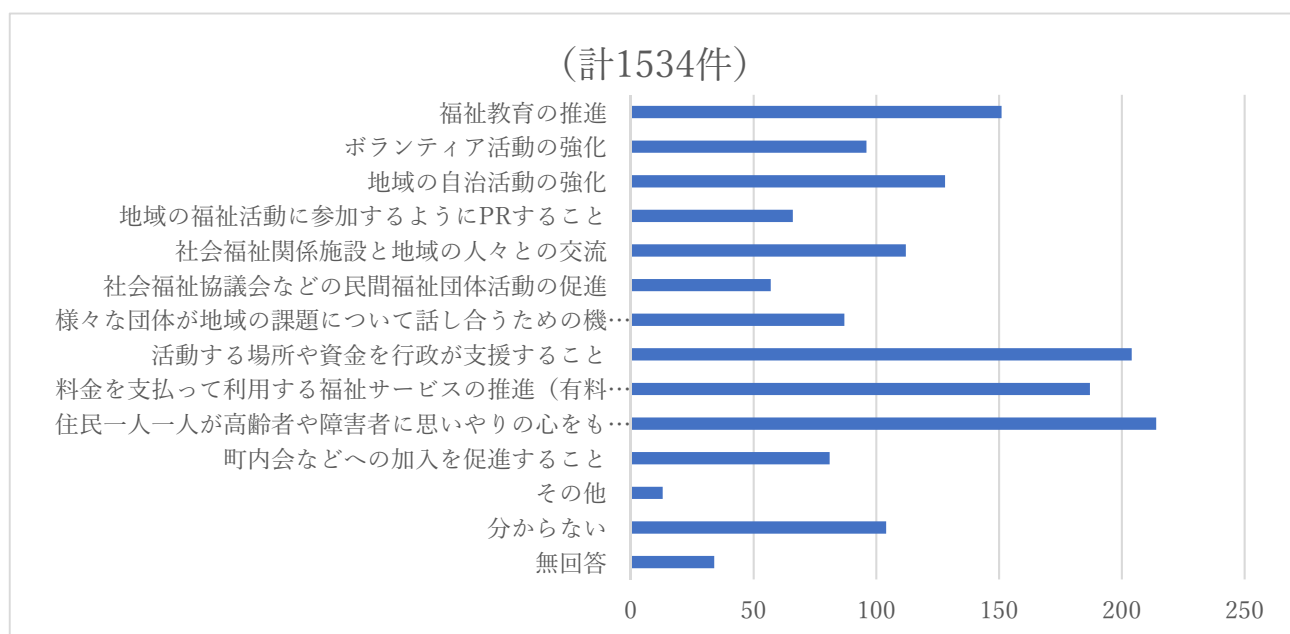


項目	ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する	企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする	学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う	地域での子どものボランティア活動を充実する
18-39 歳	36.7%	41.7%	35.0%	15.0%
40-49 歳	32.4%	35.3%	33.8%	14.7%
50-64 歳	41.6%	42.3%	32.2%	9.4%
65 歳以上	41.3%	24.6%	27.3%	16.2%

項目	ボランティア活動に関する相談や拠点となる場所を提供する	ボランティア研修を開催する	ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する	ボランティアについての普及啓発を行う
18-39 歳	15.0%	8.3%	36.7%	10.0%
40-49 歳	11.8%	7.4%	39.7%	10.3%
50-64 歳	24.2%	18.1%	33.6%	18.1%
65 歳以上	20.3%	13.2%	26.1%	16.2%

年代別にみると、「50-64 歳」では「ボランティア研修を開催する」と回答した割合(18.1%)が他の年代よりも高くなっています。

◎あなたは、今後地域で支え合う福祉を進めていくうえで、どのようなことが重要だと思いますか。
(〇はいくつでも)

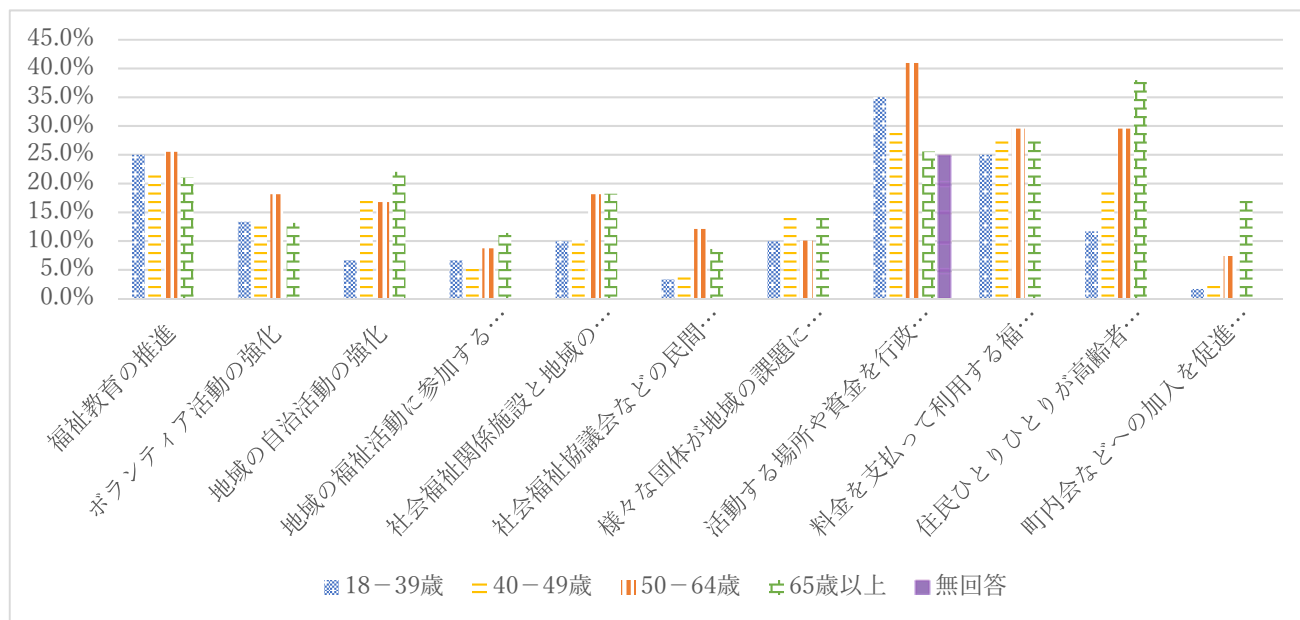


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
福祉教育の推進	22.3%	様々な団体が地域の課題について話し合うための機会を設けること	12.9%
ボランティア活動の強化	14.2%	活動する場所や資金を行政が支援すること	30.2%
地域の自治活動の強化	18.9%	料金を支払って利用する福祉サービスの推進	27.7%
地域の福祉活動に参加するようにPRすること	9.8%	住民一人ひとりが高齢者や障害者に思いやりの心をもつこと	31.7%
社会福祉関係施設と地域の人々との交流	16.6%	町内会などへの加入を促進すること	12.0%
社会福祉協議会などの民間福祉団体活動の促進	8.4%		

地域で支え合う福祉の推進で重要なこととして「住民一人ひとりが高齢者や障害者に思いやりの心をもつこと」が 31.7%で最も回答の割合が高くなっています。次いで、「活動する場所や資金を行政が支援すること」(30.2%)、「料金を支払って利用する福祉サービスの推進(有料の家事手伝い、送迎、雪かきなど)」(27.7%)が 3 割前後となっています。

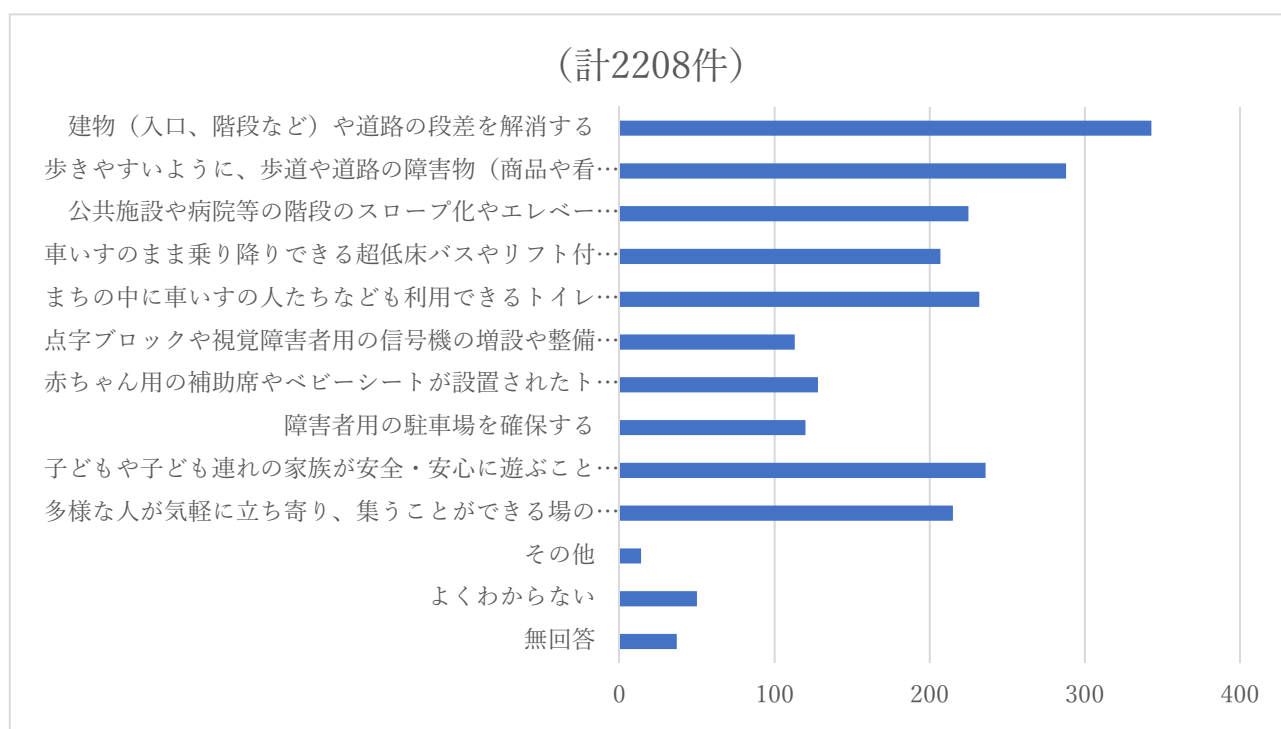
<年代別の回答傾向>



項目	福祉教育の推進	ボランティア活動の強化	地域の自治活動の強化	地域の福祉活動に参加するようにPRすること	社会福祉関係施設と地域の人々との交流	社会福祉協議会などの民間福祉団体活動の促進
18-39歳	25.0%	13.3%	6.7%	6.7%	10.0%	3.3%
40-49歳	22.1%	13.2%	17.6%	5.9%	10.3%	4.4%
50-64歳	25.5%	18.1%	16.8%	8.7%	18.1%	12.1%
65歳以上	21.0%	13.2%	22.0%	11.4%	18.2%	8.6%
項目	様々な団体が地域の課題について話し合うための機会を設けること	活動する場所や資金を行政が支援すること	料金を支払って利用する福祉サービスの推進	住民一人ひとりが高齢者や障害者に思いやりの心をもつこと	町内会などへの加入を促進すること	
18-39歳	10.0%	35.0%	25.0%	11.7%	1.7%	
40-49歳	14.7%	29.4%	27.9%	19.1%	2.9%	
50-64歳	10.1%	40.9%	29.5%	29.5%	7.4%	
65歳以上	14.2%	25.6%	27.6%	38.0%	17.0%	

年代別にみると、年代が上がるほど「住民一人ひとりが高齢者や障害者に思いやりの心をもつこと」、「社会福祉関係施設と地域の人々との交流」、「町内会などへの加入を促進すること」への回答の割合が高くなっています。

◎障がいのある人や妊婦、子ども、高齢者等が外出しやすいまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

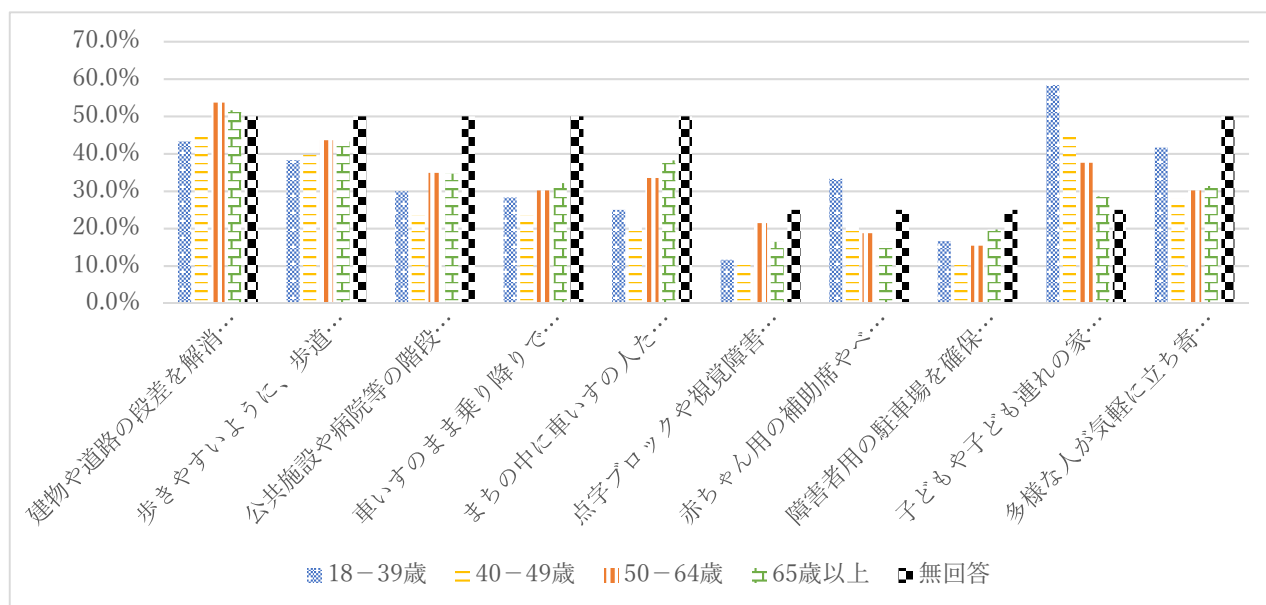


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
建物や道路の段差を解消する	50.7%	点字ブロックや視覚障害者用の信号機の増設や整備を行う	16.7%
歩きやすいように、歩道や道路の障害物を取り除く	42.6%	赤ちゃん用の補助席やベビーシートが設置されたトイレを設置する	18.9%
公共施設や病院等の階段のスロープ化や、エレベーターやエスカレーターを設置する	33.3%	障害者用の駐車場を確保する	17.8%
車いすのまま乗降できる超低床バスやリフト付きバスを運行する	30.6%	子どもや子どもづれの家族が安全・安心に遊ぶことができる場を整備する	34.9%
まちの中に車いすの人達なども利用できるトイレを増やす	34.3%	多様な人が気軽に立ち寄り、集うことができる場の整備	31.8%

障害のある人や妊婦、子ども連れ、高齢者等が外出しやすいまちづくりを進めるために必要なこととして、「建物(入口、階段など)や道路の段差を解消する」(50.7%)、「歩きやすいように歩道や道路の障害物(商品や看板、違法駐車、放置自転車、電柱等)を取り除く」(42.6%)への回答の割合が高くなっています。

<年代別の回答傾向>

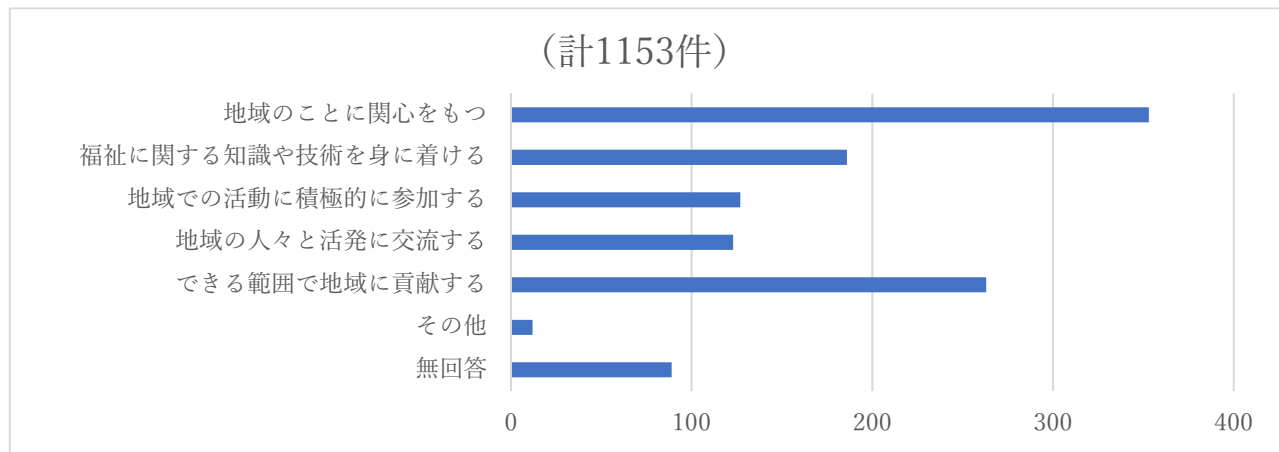


項目	建物や道路の段差を解消する	歩きやすいように、歩道や道路の障害物を取り除く	公共施設や病院等の階段のエレベーターやエスカレーターを設置する	車いすのまま乗降できる超低床バスやリフト付バスを運行する	まちの中に車いすの人達なども利用できるトイレを増やす
18-39 歳	43.3%	38.3%	30.0%	28.3%	25.0%
40-49 歳	45.6%	39.7%	23.5%	23.5%	20.6%
50-64 歳	53.7%	43.6%	34.9%	30.2%	33.6%
65 歳以上	51.6%	43.3%	34.7%	32.2%	38.2%
項目	点字ブロックや視覚障害者用の信号機の増設や整備を行う	赤ちゃん用の補助席やベビーシートが設置されたトイレを設置する	障害者用の駐車場を確保する	子どもや子どもづれの家族が安全・安心に遊ぶことができる場を整備する	多様な人が気軽に立ち寄り、集うことができる場の整備
18-39 歳	11.7%	33.3%	16.7%	58.3%	41.7%
40-49 歳	11.8%	20.6%	11.8%	45.6%	27.9%
50-64 歳	21.5%	18.8%	15.4%	37.6%	30.2%
65 歳以上	16.5%	16.5%	19.7%	28.6%	31.4%

年代別にみると、「18-39 歳」では「赤ちゃん用の補助席やベビーシートが設置されたトイレを設置する」(33.3%)、「子どもや子どもづれの家族が安全・安心に遊ぶことができる場を整備する」(58.3%)、「多様な人が気軽に立ち寄り、集うことができる場の整備」(41.7%)と回答した割合が、他の年代よりも高くなっています。

◎地域福祉の推進のためには、一人ひとりの取り組み(自助)、周囲や地域のサポート(共助)、国や自治体などによる公的な支援(公助)の連携が重要だと考えられます。あなたは地域福祉の推進のため、①自助、②共助、③公助において、どのようなことが重要だと考えますか。(〇は①～③のそれぞれにいくつでも)

①自助において重要なこと

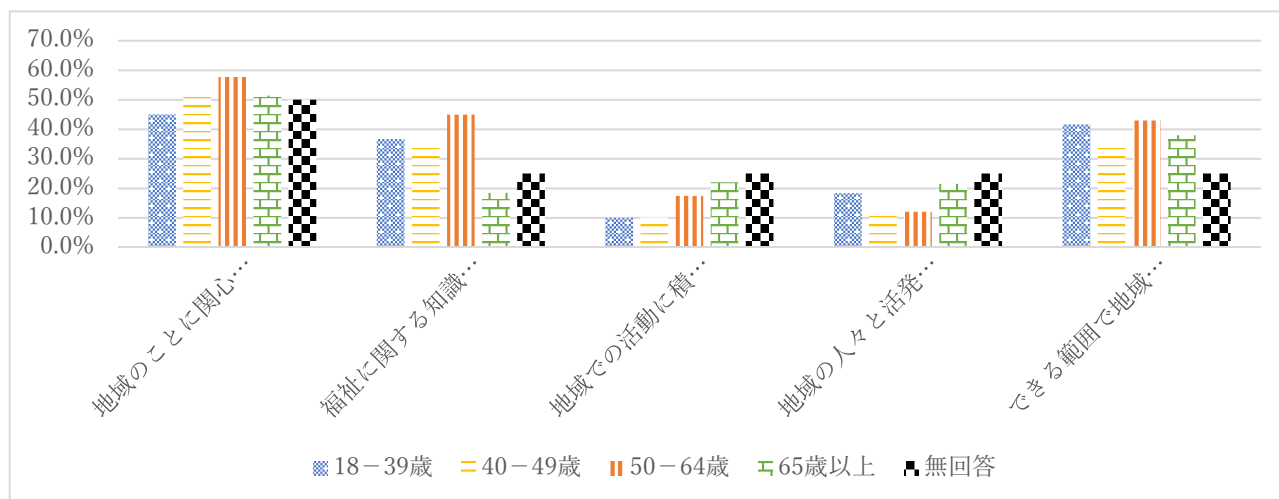


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
地域のことに興味をもつ	52.2%	地域の人々と活発に交流する	18.2%
福祉に関する知識や技術を身につける	27.5%	できる範囲で地域に貢献する	38.9%
地域での活動に積極的に参加する	18.8%		

地域福祉の推進を図るうえで自助において重要なこととしては、「地域のことに興味をもつ」が 52.2%と最も回答の割合が高く、次いで「できる範囲で地域に貢献する」が 38.9%となっています。一方で、「地域での活動に積極的に参加する」(18.8%)、「地域の人々と活発に交流する」(18.2%)の一人一人の具体的な行動を伴う項目への回答の割合は低くなっています。

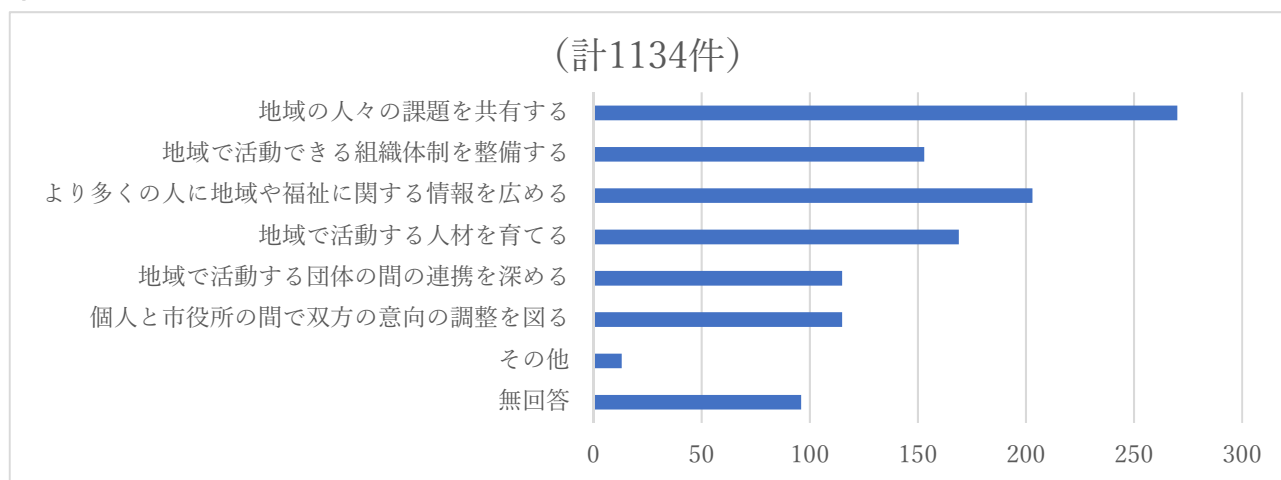
<年代別の回答傾向>



項目	地域のことに関心をもつ	福祉に関する知識や技術を身につける	地域での活動に積極的に参加する
18-39 歳	45.0%	36.7%	10.0%
40-49 歳	51.5%	33.8%	10.3%
50-64 歳	57.7%	45.0%	17.4%
65 歳以上	51.4%	18.5%	22.0%
項目	地域の人々と活発に交流する	できる範囲で地域に貢献する	
18-39 歳	18.3%	41.7%	
40-49 歳	11.8%	33.8%	
50-64 歳	12.1%	43.0%	
65 歳以上	21.5%	38.0%	

年代別にみると、「50-64 歳」では「地域のことに関心をもつ」(57.7%)、「福祉に関する知識や技術を身につける」(45.0%)について、他の年代よりも回答の割合が高くなっています。

②共助において重要なこと

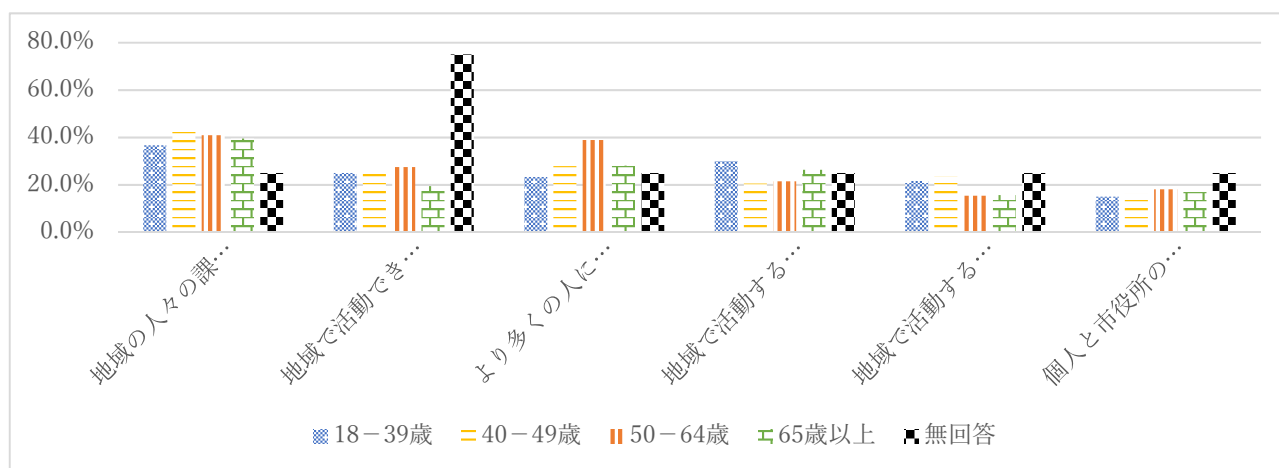


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
地域の人々の課題を共有する	39.9%	地域で活動する人材を育てる	25.0%
地域で活動できる組織体制を整備する	22.6%	地域で活動する団体の間の連携を深める	17.0%
より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める	30.0%	個人と市役所の間で双方の意向の調整を図る	17.0%

地域福祉の推進を図るうえで共助において重要なこととして、「地域の人々の課題を共有する」(39.9%)、「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(30.0%)への割合が高くなっています。

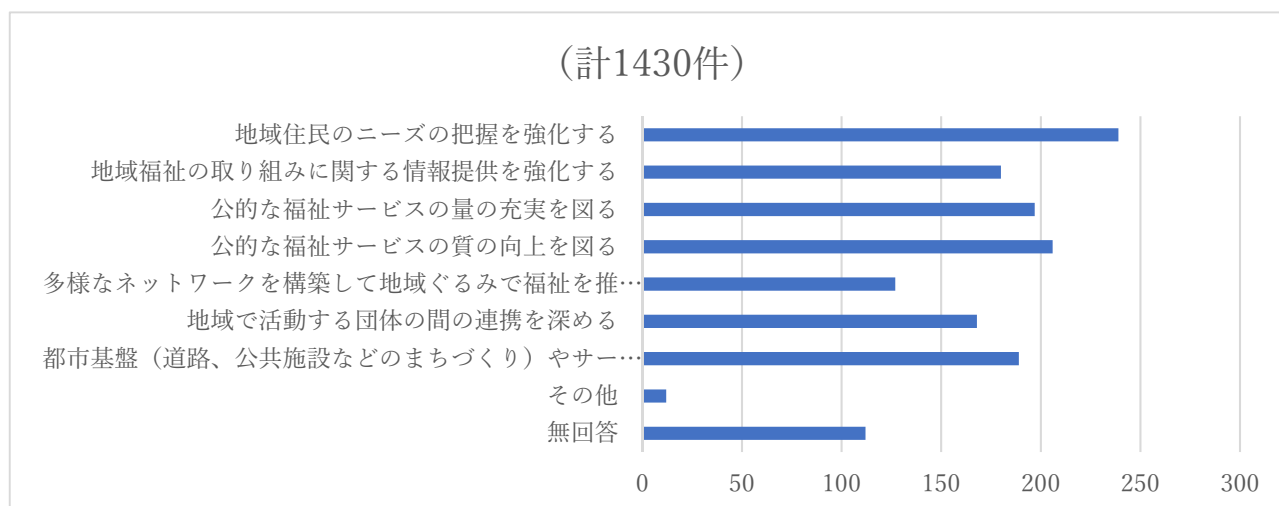
<年代別の回答傾向>



項目	地域の人々の課題を共有する	地域で活動できる組織体制を整備する	より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める
18-39 歳	36.7%	25.0%	23.3%
40-49 歳	44.1%	25.0%	27.9%
50-64 歳	40.9%	27.5%	38.9%
65 歳以上	39.5%	19.5%	28.1%
項目	地域で活動する人材を育てる	地域で活動する団体の間の連携を深める	個人と市役所の間で双方の意向の調整を図る
18-39 歳	30.0%	21.7%	15.0%
40-49 歳	20.6%	23.5%	16.2%
50-64 歳	21.5%	15.4%	18.1%
65 歳以上	26.3%	15.7%	17.0%

年代別にみると、「18-39 歳」では「地域で活動する人材を育てる」と回答した割合(30.0%)が他の年代よりも高くなっています。

③公助において重要なこと

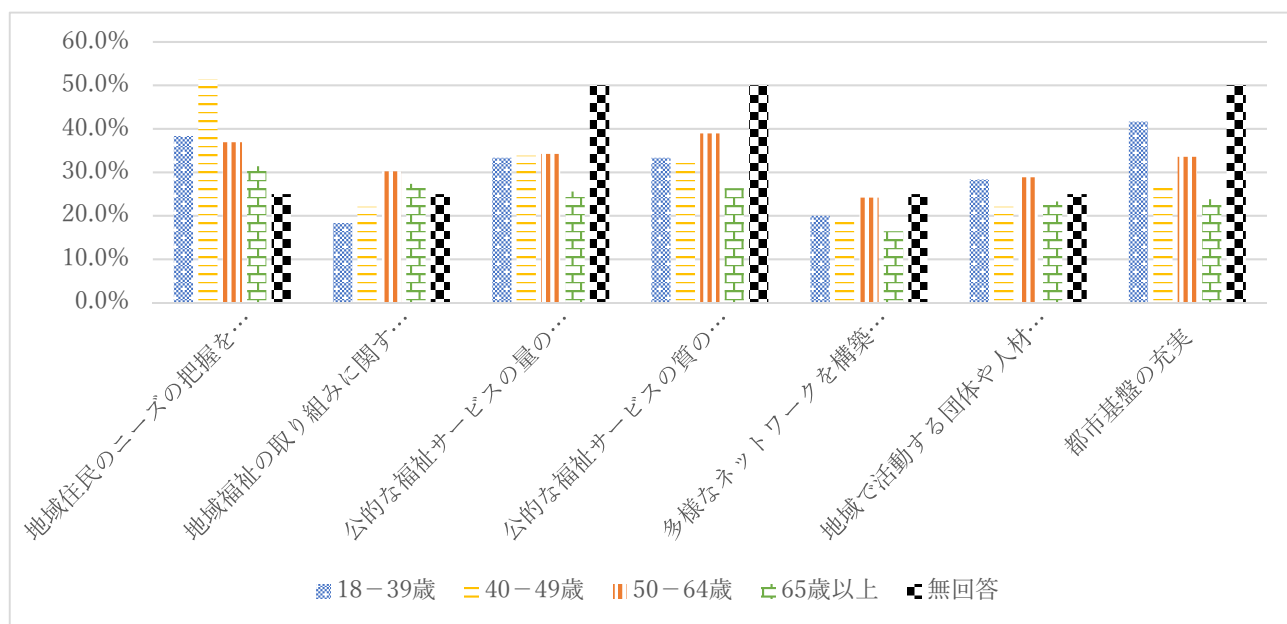


<各選択肢の回答傾向>

項目	割合	項目	割合
地域住民のニーズの把握を強化する	35.4%	多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる	18.8%
地域福祉の取り組みに関する情報提供を強化する	26.6%	地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る	24.9%
公的な福祉サービスの量の充実を図る	29.1%	都市基盤の充実	28.0%
公的な福祉サービスの質の向上を図る	30.5%		

地域福祉の推進を図るうえで、公助において重要なこととしては、「地域住民のニーズの把握を強化する」が 35.4%、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」が 30.5%となっています。その他に、「公的な福祉サービスの量の充実を図る」(29.1%)、「都市基盤(道路、公共施設などのまちづくり)やサービス提供基盤(福祉サービス提供事業者の確保など)の充実」(28.0%)、「地域福祉の取り組みに関する情報提供を強化する」(26.6%)、「地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る」(24.9%)の回答も 2 割を超えており、総合的な取り組みが求められています。一方で、「多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる」への回答は 18.8%に留まっています。

<年代別の回答傾向>



項目	地域住民のニーズの把握を強化する	地域福祉の取り組みに関する情報提供を強化する	公的な福祉サービスの量の充実を図る	公的な福祉サービスの質の向上を図る
18-39 歳	38.3%	18.3%	33.3%	33.3%
40-49 歳	51.5%	22.1%	33.8%	32.4%
50-64 歳	36.9%	30.2%	34.2%	38.9%
65 歳以上	31.4%	27.3%	25.6%	26.3%

項目	多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる	地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る	都市基盤の充実
18-39 歳	20.0%	28.3%	41.7%
40-49 歳	19.1%	22.1%	26.5%
50-64 歳	24.2%	28.9%	33.6%
65 歳以上	16.5%	23.3%	23.8%

年代別にみると、「18-39 歳」では「都市基盤の充実」の回答の割合(41.7%)が他の年代に比べて高くなっています。「40-49 歳」では「地域住民のニーズの把握を強化する」の回答の割合(51.5%)の回答の割合が他の年代に比べて高くなっています。

◎地域福祉の推進に向けて課題となることはどのようなことだと思いますか。(自由記述)

1. 福祉を支える人材の不足(13 票)

- ・地域福祉を支える人材が不足している。
- ・若い世代を育成し、地域のリーダーとして関わってもらうことが求められる。

2. 人口に関すること(6 票)

- ・高齢者が増えて若者が地元を離れていく状況が続き、福祉が弱体化していくのではないかと心配。
- ・小学生以下 0 人の町内だとこの先が心配である。

3. 市としてやってほしいこと(5 票)

- ・家から出られない人もいるため、市から公民館などに出かけてきて色々な情報を教えてほしい。
- ・引きこもりの方への支援、地域との連携

4. 福祉に対する意識(5 票)

- ・他人事と思わず何事にも関心をもち、皆兄弟のように考える力をもつべき。

5. 積極性に関すること(3 票)

- ・人々の積極性が大事だと思う。

6. 仕組みづくりに関すること(3 票)

- ・不安や悩みがあったときに、どこに伝えたらいいのかすぐに分かる仕組みがあるといい。

7. 個人情報の取り扱い(2 票)

- ・地域見守りの団体が、高齢者や子育て世帯の家を回ろうと思っても、リストを手に入れられない(個人情報の保護)。案内を送る手段がないことに困っている。

8. 交流(2 票)

- ・地域の人との交流で、人とのつながりをもつことが重要だと思う。

9. 民生委員に関すること(2 票)

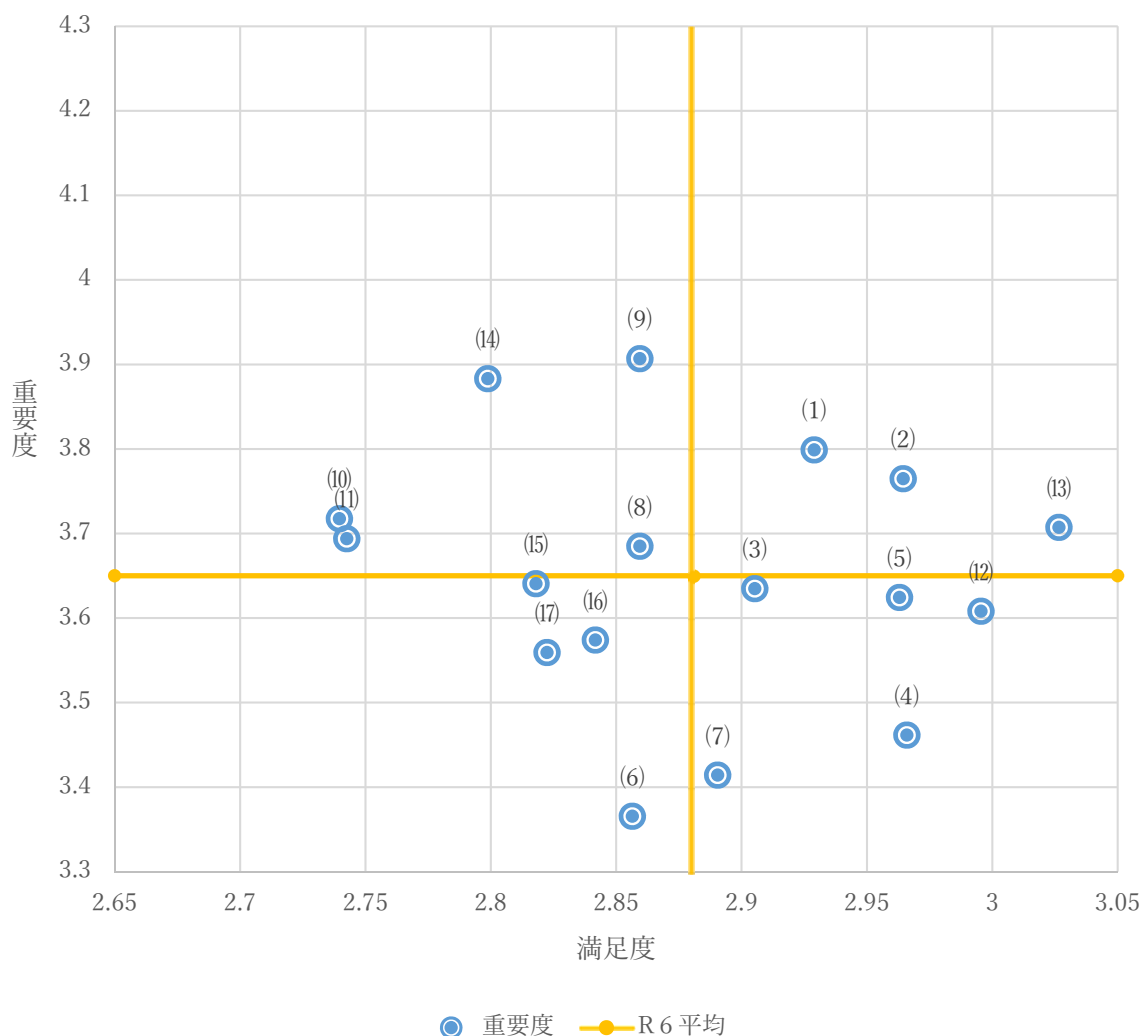
- ・地域の民生委員が民生委員としての仕事をしていないように感じる。

◎地域福祉推進にかかわる主な取り組み(以下の 1～17)に対する、①現状の満足度と ②今後の地域福祉推進における重要度について、5 段階の評価をお伺いします。

(各取り組みについて①と②にそれぞれ〇は 1 つだけ)

- 1) 情報提供体制の充実 2) 相談・支援体制の充実 3) サービスの質の向上 4) 権利擁護の充実
 5) 福祉意識の向上 6) 交流の場の拡充 7) ボランティア・NPO 活動の拡充 8) 日常の支援
 9) 緊急時の支援 10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進 11) 移動への支援
 12) 心身の健康の維持・増進 13) 保健事業の充実 14) 医療資源の充実 15) 就労への支援
 16) 社会的自立への支援 17) 引きこもり者及び家族への支援・対策

十字比較



・満足度と重要度について、各回答を得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

・地域福祉に関わる主な施策について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度と重要度ともに全体の平均に比べて、重要度が高いのにも関わらず、満足度が低い施策は以下の 5 項目となっています。

8) 日常の支援 9) 緊急時の支援 10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進
11) 移動への支援 14) 医療資源の充実

これらは重要と思われるにも関わらず、十分な満足が得られていない施策であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。特に 10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進においては、前回に引き続き課題領域として挙げられています。

また、6) 交流の場の拡充、15) 就労の支援、16) 社会的自立への支援、17) 引きこもり者及び家族への支援・対策については、重要度は高くないものの、満足度が低いため、満足度向上に向けた取り組みが必要と思われる。

◎「誰もが住み続けた地域で安心して暮らすことのできる地域づくり」を進めるために、ご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

1. 若者支援に関すること(16 票)

- ・高齢化や過疎化が進んでいるため、若い人が離れず人を増やす対策が必要だと思う。
- ・少子化を防ぐため、出産から小学校卒業まで医療・教育の面をもっと手厚く見守る必要がある。
- ・大学進学で大館を離れた子どもたちが戻ってこないため、若い人にも目を向けてほしい。

2. 移動支援に関すること(15 票)

- ・市の中心部ばかり交通手段が充実し、出かけるのに制限がかかるため、おっくうになる人が多い。
- ・交通弱者は僻地にいることを忘れないでほしい。
- ・高齢者が多くなり、冬場はどうしても外出できず、行動できない。

3. 福祉サービスの充実・拡充に関すること(10 票)

- ・子ども、障害者、高齢者が共存する施設づくりを行い、住みやすい市にしてほしい。
- ・ホームヘルパーの増員、自宅介護の推進。
- ・何かあったら訪れる場所があると安心につながると思う。

4. 高齢者支援に関すること(8 票)

- ・70 歳以上の人には、定期的に訪問するなど見守ってくれる人が必要。
- ・高齢者のための雇用、住宅、施設の充実を望む。
- ・健康維持ができる場や機会を積極的に設けてみたらいいと思う。

5. 予算の使い方について(8 票)

- ・地域の末端まで行政が目を通す体制づくりから始めてほしい。
- ・公的にサポートする人を年齢等で一律に区切っているが、その条件から漏れているがサポートが必要な人もいるため、そういう人にも目を向けてほしい。

6. 医療に関すること(6 票)

- ・訪問医療の充実をしてほしい。
- ・個人病院が少なくなる中で、医療の充実も必要なのではないかと思う。

7. 生きがいづくりに関すること(6 票)

- ・料理や工作、言語などについての講座に興味があるが、広報に書いてあるものは高齢者や障害者向けで、それ以外の成人が疎外されていると感じる。誰が来てもいいようにしてほしい。
- ・芸術関連の活動など、創造的なコミュニティ活動があればいいと思う。

8. 買い物に関すること(5 票)

- ・店が遠いので、買い物に行けない
- ・ドライブスルーのスーパーがあれば高齢者にも便利だと思う。

9. 交流に関すること(5 票)

- ・年齢、性別関係のない交流の場があってもいいと思う。
- ・まずは自分の住んでいる町内の方との交流が大事だと思う。

10. 障がい者支援に関すること(4 票)

- ・障がい者及び就職困難者への就労支援に力を入れてほしい。(働き口の拡充など)
- ・障がい者と一緒の避難訓練、避難所での生活、その場合の対応について。

11. 防災に関すること(4 票)

- ・災害に強い街づくりを進めてほしい。

12. インターネットに関すること(4 票)

- ・すべての市民が日常的に評価・相談できるような簡単なシステムがあればいいと思う。

13. 地域づくりに関すること(3 票)

- ・地域が主体となって取り組み継続できるものを探る。

14. 意識に関すること(2 票)

- ・他人ごとから自分事ととらえる意識を日頃からもつようにしていく。

2 分野ごとの各種取り組み

(1) 地域福祉の推進に関わる取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
地域福祉意識の醸成、情報提供	広報おおだての発行	広報おおだてを全世帯に配布し、市の各施策・事業の周知に努めています。
	ホームページによる周知	インターネット上にウェブサイトを開設し、市の情報を全国に配信しています。
	コミュニティFMを利用した各施策・事業の周知	コミュニティFMへ番組を提供し、市の各施策・事業の周知に努めています。
地域で支え合う体制・活動の充実	福祉活動専門員、民生委員・児童委員	社会福祉を目的として、社会福祉に関する活動を行う者と連携し、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
	町内会館等コミュニティ施設設置費補助	町内会等が集会施設の新築または増改築をする際に、市が事業費の一部を補助します。
	地域づくりの取り組みの支援 ・地域づくり協働推進支援事業（地域応援プラン） ・地域応援プロジェクト・アップ事業	市民が自ら取り組む地域活性化や地域課題の解決に向けた地域づくりの取り組みを支援する事業です。計画づくり、計画に基づく活動を経済的側面から支援するとともに、取り組みに対する助言を行っています。
	まちづくり団体事業費補助金の交付	市民団体が自主的に行う活力と魅力あるまちづくり活動及び地域コミュニティの基盤となる町内会等の活動に必要な備品の購入経費を支援する事業です。令和2年度からは町内会等の備品購入経費支援も行っています。
	地域支え合い活動支援機械貸付（草刈機・除雪機の貸付け）	地域住民等で組織する団体が、高齢者世帯及び障害者世帯の除排雪や草刈りを行う場合に、草刈機や除雪機を貸付け、地域の支え合い活動を支援します。
生活困窮者への自立支援	福祉まるごと相談支援事業（重層的支援体制整備事業）	属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、1. 多機関協働事業 2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 3. 参加支援事業を行います。
	大館市自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、就労支援等を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。
	生活困窮者等の地域づくり事業	年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築します。
	固定資産税、市民税、国民健康保険税、軽自動車税等の生活保護減免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する税金等を減免しています。
	公営住宅等整備事業 ストック総合改善事業	公営住宅とは、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものです 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る公営住宅を整備します。

(2) 健康づくりの推進に関わる取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
健康意識の啓発	健康ポイント事業	健康づくりに関する関心を高め、生活習慣の改善、健診受診等への動機づけと定着を図ります。
健康づくりへの取り組み	健康診査と保健活動の充実	第3次健康おおだて21（令和6年3月策定）に基づき、市民や関係機関と一体となった市民の健康づくりを総合的に推進します。 1）健康診査・検診 2）健康教育 3）健康相談 4）がん対策 5）特定健康診査・特定保健指導 6）糖尿病重症化予防 7）家庭訪問
	妊産婦健康診査及び精密検査、妊婦歯科健診、母乳育児相談、新生児聴覚検査費用助成	妊産婦健診22回（産後1か月・母乳育児・精密検査を含む）、多胎妊娠の場合6回追加、妊婦歯科健診1回、新生児聴覚検査1回の費用助成をしています。
	人間ドック・脳ドックへの補助	疾病の早期発見・早期治療に資するため、各ドックに補助金を支給し健康増進を図ります。
	がん患者医療用補正具助成事業	がん治療の影響により、ウィッグ及び乳房補正具を使用するがん患者に対して、購入費用の一部を助成することにより、がん治療と就労や社会参画の両立、購入に伴う経済的負担の軽減を図ります。
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者の健康の増進及び健康寿命の延伸を図るために、（1）高齢者に対する個別支援、（2）通いの場等への積極的な関与を中心として取り組んでいます。
こころの健康づくりの推進	こころの健康づくり・自殺予防	こころの不安や悩みに対し、専門の相談員による助言や情報提供を行い、相談者の悩みの解消と自殺防止につなげます。 市民向けの講演会を開催することで、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図り、地域住民の自殺予防とこころの健康に関する意識を高めます。 ・こころの相談事業（面接相談、電話相談、Eメール相談） ・交流サロンの開催 ・心の健康づくり講演会 ・傾聴ボランティア、ゲートキーパー養成講座の開催 ・普及啓発活動（街頭キャンペーン、リーフレット配布、新聞広告） ・大館市自殺予防対策協議会の開催 ・ひきこもり者等支援事業
感染症予防の推進	感染症対策	予防接種の勧奨や感染症予防の啓発等により、感染症の発症・拡大防止を図ります。また、定期予防接種の新規の追加となった場合は、円滑な導入を図ります。
食育の推進	食育推進計画に基づいた施策	心身の健康増進と豊かな人間形成において「食」が重要であることを認識し、望ましい食生活を実践するとともに自然や郷土の恵みに感謝し、「食」を楽しむことで、「市民が健康でいきいきと暮らすまち」を目指します。

項目	施策・事業名	事業概要
健康づくりの環境の整備 (スポーツ振興)	SUP ヨガ教室	初心者を対象に、花岡総合スポーツ公園多目的プールで SUP (スタンドアップパドルボード) を実施し、陸上で行うヨガに比べ体幹を鍛えられる SUP ヨガを通じて市民の健康増進を図ります。
	スポーツ・レクリエーション祭	市民が気軽にスポーツに親しみながら、交流と親睦を深めることを目的として 6 種の競技を開催します。
	体力テスト	市民を対象に 6 つのテスト項目を行うほか、インボディ (体成分分析装置) による測定により自身の体力年齢を把握し、これからの健康づくりのきっかけとなるような場を提供します。
	心のバリアフリー推進事業	ダイバーシティ (多様性) への理解を深め、実践に役立つ知識や考え方を学ぶことで、心のバリアフリーを推進し、共生社会の深化を図ることを目的としたイベントを開催します。
	ポッチャ普及推進事業	令和 6 年 11 月 23 日に『ポッチャのまち大館』を宣言した市として、パラスポーツ「ポッチャ」を通じて誰もが自分らしく暮らせる「ひとに優しい、ひとが優しい」まちづくりを推進する取り組みの中で、ポッチャ定例会「はちくんチャレンジ」やイベント等でのポッチャ体験会を実施します。 また、東京オリンピックのホストタウン相手国であるタイ王国との交流を通じて、相互交流の推進とパラスポーツの理解や普及、障がい者の社会参加、スポーツを通じた共生社会への理解を高めることを目的として、ポッチャ交流会「はちくんオープン」を開催します。
	ユニバーサルマナーセミナー＆車いす体験会「チェア輪 (リン) ピック」	ダイバーシティ (多様性) への理解を深め、実践に役立つ知識や考え方を学ぶことで、心のバリアフリーを推進し、共生社会の深化を図ることを目的として開催します。



令和 6 年はちくんオープン
「ポッチャのまち大館」宣言



(3) 子どもと子育て家庭に対する支援の取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
子育て相談体制の充実	家庭教育講座	市内幼稚園・保育園・小中学校を対象に「子育て講座（40 講座）」を開催しています。また、おしゃべりひろば「ひだまり（12 回）」は子育てサポーターと連携し、子育て中の親を対象に育児の悩みや不安の解消を図っています。
	家庭児童相談	児童の健全な育成を図るため、子どもを養育していく上での様々な悩み等について、保護者や児童からの相談に応じています。
	産前・産後ママサポート事業	妊娠・出産・子育てに悩みを抱える妊産婦が孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるようにサポートします。
	産後ケア事業	出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行うことにより、安心して子どもを産み育てられる環境整備の支援を図ります。
	満 5 歳すてっが相談	就学を見据えて、発達状況を確認するため、満 5 歳の児童の個別検査や小集団活動の観察を行います。保護者向けには子育てに関する講話や個別相談を行っています。
	母子生活支援施設入所相談	母子家庭で、子どもの養育に不安のあるかたの母子生活支援施設への入所相談を行っています。
	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を地区の主任児童委員や民生委員、保健師が訪問し、家庭と地域をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ、健全な育児環境の確保を図ります。
	巡回支援専門員による巡回支援	発達障害についての専門的な知識を持つ専門員が、保育園やこども園等を巡回訪問し、保育担当者や保護者に対し助言等の支援を行っています。
	巡回支援専門員による子ども発達相談室 ふわっと さぼーと	発達が気がかりな児童を支援する家族や園・学校関係者への相談対応や、子どもへの対応方法を学ぶペアレントトレーニングを行います。
多様な保育サービスの提供	子ども発達支援にこここ	発達支援の必要なグレーゾーンの子ども（年中児および年長児）に対し、個別支援を行います。
	多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児、一時預かり、休日保育、子育て短期支援事業による子育て支援の充実を図っています。
	利用者支援事業（特定型）	子育てを支える様々な支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整の支援を行っています。
	利用者支援事業（こども家庭センター型）	こども家庭センター「ほっと（児童福祉）」と「さんまある（母子保健）」を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等の実情の把握や情報の提供などの支援を行っています。
	地域子育て支援事業	就園前児童やその保護者の交流の場を提供しています。
	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝って欲しい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員となり、助け合いながら援助活動を行っています。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育てに関連する取り組みについて、ニーズ調査を行い、計画の策定・見直しを行いました。

項目	施策・事業名	事業概要
保育、子育て環境の充実	保育園の運営	公立保育園の運営、指定管理保育施設の委託、私立の保育施設へ施設型給付費の支給を行っています。
	保育施設の維持管理	公立園の建物修繕や設備整備等の維持管理を行っています。 また、認定こども園などの施設整備への補助もを行っています。
	働くパパママ応援企業啓発事業	仕事と子育てを両立することができるような環境整備等に積極的な企業や団体等を認定する事業です。これにより、更に事業所が仕事と育児・家庭の両立支援に関して積極的に推進するきっかけを作ることを目的としています。
	育児休業支援助成事業	保護者が育児休業を取得しやすい環境を整備するため、支給要件に該当する事業所へ給付金を支給します。
	不妊治療費等助成事業	総合的な少子化対策の一環として、不妊治療等を受けている夫婦の経済的な負担の軽減及びに少子化対策の推進を図ります。
子どもたちの学習環境や居場所の確保	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブを開設、運営し、保護者の就労等による留守家庭児童等の保護育成に努めるとともに、児童の心身の健康に努めます。 また、学校施設を利用し、地域の方々の参画の下、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流等の取り組みを行っています。
	放課後子ども教室	学校施設を利用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流等の活動を行っています。
	土曜教室	全ての子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技術を持つ人材や企業等の豊かな社会資源を利用し、体系的・継続的なプログラムの実施や地域と連携した土曜授業の補助を通じて、土曜日の教育支援体制等の構築を図ります。
	教育支援員配置事業	市立小・中学校に在籍する支援が必要な児童生徒に対し、学校生活のサポート、学習の支援を行うために教育支援員を配置しています。
	ふるさとキャリア教育推進事業	地域や企業等との連携に基づく体験活動や生産活動、職場体験等を通して、ふるさとに根差したキャリア教育を推進し、基礎的・汎用的能力を育成していきます。
個別のケアを必要とする子育て世帯への支援	要保護児童対策	関係機関と連携し、要保護児童等の適切な保護や支援を行っています。
	子ども未来応援計画	子どもの貧困対策に関わる取り組みについて、計画の策定・見直しを行います。
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等で、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育等の支援をしています。
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的な自立に有効な資格の取得や能力開発のための給付金を支給します。
	母子父子寡婦福祉資金の貸付相談	母子家庭、父子家庭、寡婦に対して福祉資金の貸付相談を行っています。

項目	施策・事業名	事業概要
子育て、教育に関わる経済的負担の軽減	出産祝い地域限定商品券贈呈事業	お子さんが生まれた世帯へ地域限定商品券を贈呈しています。
	ほっとワンツー応援事業	1歳又は2歳の誕生日を迎えた子どもがいる家庭に地域限定商品券を贈り、経済的支援を行うと同時に子育て支援の情報提供や家庭状況の把握などを行い、低年齢児の相談支援体制の強化を図る事業です。
	在宅子育て支援給付事業	お子さんを在宅で子育てした期間に応じて給付金を支給しています。
	すこやか子育て支援事業	保育施設に入所している児童の保育料・給食費の助成をしています。
	子育てファミリー支援事業	第3子以降が生まれた世帯へ、一時預かりや病児保育などの利用料を助成します。
	就学援助制度	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費、学用品費などの一部を助成しています。
	特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じ、就学に必要な経費を支給しています。
	児童手当	0～18歳到達後の最初の年度末までの子を持つ親を対象に手当を支給しています。
	児童扶養手当	ひとり親家庭や親に障害がある家庭を対象に手当を支給しています。
	特別児童扶養手当	障がいのある子を持つ親を対象に手当を支給しています。
子どもにかかる医療費等の経済的負担の軽減	助産施設への入所	経済的な理由で入院して出産することができないかたを支援します。 入院費用、出産費用を助成する事業です。
	乳幼児および小・中学生の医療費の助成	乳幼児（未就学児）及び小中学生（中学校修了年度の3月31日までの間にある児童。0歳、1歳、2歳は所得制限がありません。満3歳以降は所得制限があります。）の医療費を助成しています。
	母子・父子家庭児童医療費の助成	ひとり親家庭の児童（市で定める18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）の医療費を助成します。（※所得制限なし。）



(4) 障がいのあるかたの生活支援に関わる取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
障がいのあるかたの支援サービスの充実	自立支援給付及び障害児通所支援	介護給付、訓練等給付、自立支援医療費、障害児通所給付等の適切なサービスの提供と支援を行います。
	心のバリアフリーの推進	「障がい者サポーター養成講座」「手話奉仕員養成講座」の開催など障害のあるかたへの理解促進や合理的配慮の提供に取り組みます。
	地域生活支援拠点等事業	障害のあるかたが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談支援、緊急時の受入れ、対応等、地域全体で支えるための地域づくりを目指します。
	地域生活支援事業	自立した日常生活や社会参加に必要なサービスの提供を行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳を必要とする聴覚に障害のあるかた等に手話通訳者を派遣します。また市役所窓口で行政手続きを行う際に、タブレット端末を利用した遠隔窓口手話通訳を提供します。
	基幹相談支援センター事業（重層的支援体制整備事業）	障害のあるかたが住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談支援体制の充実・強化に取り組みます。
	地域活動支援センター事業（重層的支援体制整備事業）	日中活動を通じて障害のあるかたの社会参加の支援と居場所支援に取り組みます。創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会とのつながりが持てるよう支援します。
	重度心身障害者（児）移送支援	在宅で重度の障害のあるかたへの移送（タクシー券・ガソリン券）に関する支援を行います。
	その他のほかの支援	ヘルプマーク・ヘルプカードの交付、有料道路障害者割引やNHK受信料免除の手続き等を行います。
障がいのあるかたの生活向上に向けた環境の整備	障害者手帳申請進達業務	各障害者手帳の申請受付、県への進達、該当者への障害者手帳の交付を行います。
	障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度に伴う相談業務	虐待の予防・防止に向けた啓発を行います。障害のあるかたの権利擁護と意思決定支援に取り組みます。また、不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務化を周知します。
	障害者雇用の促進	障害のあるかたが地域で暮らし、地域の一員としてともに生活する「共生社会」の実現のため、障害者雇用の促進を図ります。
	障害者就労施設等からの物品等の調達	障害者就労施設等へ物品等を優先的に発注することにより、障害のあるかたの活躍の場の拡大を推進します。
障がいのあるかたの経済的負担の軽減	特別障害者手当・障害児福祉手当	在宅で重度の障害のあるかたへ家庭の経済的負担の軽減を図るための手当を支給します。
	心身障害者（児）医療費の助成	障害者手帳の交付を受けていて一定の要件に該当するかたの医療費を助成します。社会保険の本人のかたは所得制限があります。
	所得税・市県民税の控除	本人が障害者手帳の交付を受けている、または控除対象配偶者や扶養親族に障害者手帳が交付されている場合、所得税・市県民税額の算出の際、障害者控除・特別障害者控除の対象になります。
	自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免	障害者手帳等の交付を受けているかたが使用する自動車・軽自動車について一定の要件を満たす場合、1台に限り税を減免しています。

(5) 高齢者の生活支援に関わる取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
高齢者の健康・生きがいづくりの推進	生きがい健康づくり支援事業	在宅の高齢者に対し、生きがいのある生活を営むことで、社会的孤立及び要介護状態となることを予防します。 地域公民館等を利用して、通所により「教養講座」「軽運動教室」「レクリエーション」等各種サービスを提供しています。
	老人クラブ	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を構築するため、国の高齢者地域福祉推進事業に基づき、単位老人クラブや老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、スポーツ活動、教養講座、健康づくり事業などの活動を支援します。
	シニアいきいきポイント事業	高齢者のボランティア活動を通じた社会参加・介護予防を促進し、元気な高齢者が暮らす地域社会をつくれます。活動に応じてポイントを付与し、貯まったポイントと地域限定商品券と交換します。
	長寿祝金	百歳を迎えた方へ長寿を祝福して顕彰するとともに、10年以上市に引続き住所を有する方で、在宅で百歳を迎えた方には20万円、その他で百歳を迎えた方には、3万円分の地域限定商品券を贈呈します。
	77歳長寿記念品事業	長寿記念品を支給する年度の4月1日現在で満77歳である者であって、8月1日現在で本市の住民基本台帳に登録され、かつ、9月15日現在で大館市内に居住しているものへ3,000円分の地域限定商品券を贈呈します。
	大館市高齢者地域支え合い支援事業	高齢者にとって身近な存在である町内会等の皆様が実施する高齢者への長寿のお祝いや、高齢者を含めた多世代交流などの「敬老行事」に対し、大館市高齢者地域支え合い支援事業費補助金を交付します。
高齢者の日常生活の支援の推進	生活支援体制整備事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、生活支援コーディネーター（支え合い推進員）と住民主体の協議体（支え合い推進会議）を設置し、地域の支え合いの仕組みづくりを支援していきます。
	地域ふれあい除雪支援事業	冬期間、除雪困難な高齢者世帯などを地域住民が支援することにより、地域の支え合いが助長されるとともに、高齢者の安心した在宅生活を支援します。
	高齢者等雪下ろし支援事業	冬期間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図るため、雪下ろしに要する費用の一部を助成します。
	大館市高齢者等定額フリーパス券	高齢者及び障害者の福祉の向上を図るため、65歳以上もしくは障害者手帳を持つ市民に対し、市内を運行する路線バスが乗り放題になる定期券の購入費用の補助を行います。
	移送サービス事業（移送費扶助）	市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な要介護4・5の認定を受けた方または常時車椅子使用者が、福祉制度等を利用するため福祉タクシーを使用する場合、その費用の一部を扶助することにより経済的負担の軽減を図ります。

項目	施策・事業名	事業概要
高齢者の安全・安心の確保	高齢者在宅実態調査訪問	民生委員と連携し、65 歳以上の高齢者が在宅する世帯を訪問し、世帯構成などを聞き取り訪問するとともに、よりきめ細かい所在確認調査を進めます。
	友愛訪問活動強化事業	地域の生活単位で組織されている老人クラブの会員が、身近な友人・隣人として、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯を訪問し、安否の確認や話し相手となる友愛訪問活動を支援し、地域の情報提供や、閉じこもり防止に繋がる見守り体制の強化を図ります。
	大館市見守り隊	市民に密着した仕事に従事している民間事業所などと協力し、日常と異なる不審な点に気づいた際に、迅速に消防、警察、行政に情報を寄せてもらい、適切な対応がとれる体制を整備しています。協力事業所の拡充を図るとともに、定例の連絡会を開催し見守り体制を強化します。
	救急医療情報キット配付	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの緊急連絡先やかかりつけ医などの情報をまとめて保管する救急医療情報キットを無償で配付します。 今後も社会福祉協議会、民生委員、福祉員等と連携してその対応に努めます。
	軽度生活援助事業	65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯に対して、外出時の援助や除雪、家周りの手入れ、暖房器具への給油等、日常生活上の援助を行います。
	地域自立生活支援事業 (高齢者等配食サービス事業)	一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で、心身の障害や諸病等の理由により調理が困難な方を対象に、栄養バランスの取れた食事の配達と安否確認を行います。
	緊急通報装置貸与事業	一人暮らしの老人等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、緊急通報装置を貸与し、消防署、老人福祉施設医療機関、協力員等による連絡体制を確立します。
	ふれあい安心電話推進システム事業	ふれあい安心電話端末機の保守管理、利用者からの相談やふれあいコール等、安否確認や福祉サービスを提供します。
認知症対策の推進	認知症予防教室開催事業	認知症に対する基礎知識や認知症の予防についての講話や軽体操等の実技を取り入れた教室を地域の公民館や会館を会場に開催します。
	認知症講演会	認知症についての正しい知識と理解の普及啓発を図り、認知症高齢者が地域において、安心・安全に生活できるよう、早期発見可能な仕組みづくりや見守り支える環境づくりを進めることを目的として、講演会を開催しています。
	認知症カフェ	認知症の本人及び家族、関係機関が気軽に集える場として、また一般市民が認知症について知り、備える場として、認知症カフェを開催しています。
	認知症サポーター等養成事業	認知症キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催を支援します。

項目	施策・事業名	事業概要
認知症対策の推進	認知症あんしんサポート事業所認定事業	認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人及びその家族を温かく見守る事業所、施設等を、「認知症あんしんサポート事業所」として認定し、その取り組みを広く周知しています。
	徘徊高齢者等見守りシール交付事業	認知症により徘徊行動がみられる高齢者等を安全に保護するためのシステムの利用により本人及びその家族の精神的負担の軽減を図ります。
	はちくんパトロール隊事業	認知症高齢者の道迷いや行方不明事案の増加に対応するため、地域全体が気軽に参加できる見守り活動として、市内在住の愛犬家が、地域の見守り隊として登録し、日常の散歩の時間を地域の見守りを意識した活動として展開しています。
介護予防・介護サービスの推進	地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者やその家族に対し、総合的な相談に応じ、包括的かつ継続的なサービスを総合的に受けられるよう、適切なケアマネジメント体制を構築し必要な援助を行っています。
	(一般介護予防事業) 介護予防・通いの場づくり支援事業	地域住民が主体となり、介護予防を目的とした活動について、運営経費及び立ち上げ経費等に補助金を交付することで、地域の介護予防拠点づくりを支援します。
	(一般介護予防事業) 地域共生の居場所（地域の茶の間）支援事業	子どもから高齢者、障害者等だれもが気軽に集まり交流できる場の設置を支援し、それを拠点とした多世代交流及び地域の助け合い意識の醸成を促進することで、安心・安全な生活を送ることができるよう、住民同士の支え合う地域づくりを推進します。
	訪問理美容サービス事業	寝たきり等で理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に、居家で理美容サービスが受けられるよう、利用券を交付します。
	生活管理指導事業	基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等社会適応困難な高齢者に対して、訪問または短期間の宿泊により日常生活に関する指導支援を行います。 ・生活管理指導員派遣事業 ・生活管理指導短期宿泊事業
	介護保険事業	介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。制度が円滑に推進されるように、介護保険事業計画に基づいてサービス提供や基盤整備に努めています。
	家族介護教室事業	現に高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識、技術を習得させるための教室を開催します。
	住宅改修支援事業	介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修費について、介護支援専門員などが支給の申請に係る必要な理由が分かる書類を作成した場合、作成者に手数料を支払い、住宅改修の利用と促進を図ります。
	車いす貸与事業	一時的に車いすが必要となった方に対し、その日常生活の介護に役立てるため、車いすを貸与します。

項目	施策・事業名	事業概要
施設サービスの確保	老人福祉事業	管外養護老人ホーム入所者のための措置費を給付します。
	養護老人ホーム成章園の設置	大館市社会福祉事業団を指定管理者として、施設の管理運営を行わせることにより、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方を入所させて養護します。
	ケアハウスほうおうの設置	大館市社会福祉事業団を指定管理者として、施設の管理運営を行わせることにより、地域の実情に応じ、高齢者が要介護状態となることを予防する事業、健康増進事業、介護予防関係知識とその方法の普及を図ります。
高齢者の経済的負担の軽減	はり・きゅう・マッサージ施術費助成	大館市内に居住し、満 65 歳以上の方を対象に、施術 1 回につき 1,000 円を助成します。1 年間、1 人つき 6 回を限度に助成しています。
	高齢身体障害者医療費の助成	65 歳以上の方で、身体障害者手帳（4～6 級）保持者の医療費を助成します。（所得制限があります。）
高齢者を支える担い手の育成	介護職員初任者研修受講者支援事業	介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了した者、介護職員初任者研修を受講させ、当該研修に係る費用を負担した市内の事業所等に対し、当該研修の受講に係る費用の全部または一部を助成しています。
	介護福祉士資格取得支援事業	介護職に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を補助しています。

（６）まちづくり、暮らしの安全に関わる取り組み

項目	施策・事業名	事業概要
暮らしの相談体制の充実	くらしの法律相談	法律的助言を求める市民に対して、弁護士による無料の法律相談を年 35 回にわたり実施しています。
	市民相談室の運営（困りごと相談）	市民の生活に関する困りごとについて市民相談室を設置し、相談内容により各課所との連絡調整を行っています。
	消費生活相談事業	特殊詐欺や悪質事業者等との契約トラブルなど消費生活に係る相談を受ける体制を整備。被害の未然防止や拡大防止のため広報紙への情報掲載や注意喚起を実施しています。
権利擁護の推進	成年後見制度等利用支援事業	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が成年後見支援制度を円滑に利用できるよう、成年後見支援センターを設置し、制度の広報及び啓発、相談及び利用支援、親族後見人等の活動支援等に取り組めます。
	成年後見制度利用促進体制推進事業（成年後見制度利用促進協議会）	成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるとともに中核機関の設置を行います。
	法人後見事業	法人後見は、社会福祉法人や NPO 法人などが成年後見人になり判断能力が不十分な人の支援を行います。権利擁護や福祉・法律の知識や技術をもった法人が成年後見の担い手として活動することは、長期的に伴走が必要な案件などにも有効です。
	犯罪被害者への経済的支援	犯罪被害を受けた方やそれによって亡くなられた方のご遺族に対し見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図っています。

項目	施策・事業名	事業概要
バリアフリーの推進	バリアフリー環境整備推進事業 (推進計画の策定)	年齢や障害の有無に問わず、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、2種類の計画を策定し、バリアフリーまじづりを推進します。
	まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業	年齢や障害の有無に問わず、施設利用の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー化に取り組む民間事業者に対し、施設整備等に要する経費の一部を助成する取り組みを推進します。
	公営住宅等整備事業 ストック総合改善事業	公営住宅とは、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸、又は転貸します。 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる公営住宅等を整備します。
防災対策の推進	防災知識の普及啓発	総合防災訓練や大館市出前講座を通じて、防災知識の普及啓発を行っている。総合防災訓練については、実施前に広報掲載を行うことで市民への防災意識の高揚を図っています。
	住民への災害危険箇所の周知促進	浸水想定区域と土砂災害危険箇所及び避難所・避難場所を表示した防災マップを令和4年度で更新し、令和4年9月に全戸配布。 また、転入者には市民課で防災マップを配布しています。
	避難行動要支援者の把握、避難体制の確認	高齢者や障害者など災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」を把握し、迅速かつ安全な避難を実施するために、対象者を名簿に登録するほか、個別避難計画の作成を行います。
	災害時における福祉避難所の開設・運営	災害時に一般の避難所での避難生活に支障を来す恐れのある要配慮者等が安心して避難生活が送れるよう、市内の社会福祉法人と連携し、福祉避難所を開設・運営します。
	緊急時情報一斉配信サービス	事前登録した方へ、登録の携帯電話メール、固定電話、FAXのいずれかの通信媒体に対し、地震や土砂災害などの緊急情報を一斉配信しています。
	災害時における福祉避難所の開設・運営	災害時に一般の避難所での避難生活に支障を来す恐れのある要配慮者等が安心して避難生活が送れるよう、市内の社会福祉法人と連携し、福祉避難所を開設・運営します。
防犯対策の推進	防犯体制の充実	防犯指導員が関係機関と連携し、防犯パトロール及び防犯啓発活動を実施します。
	犯罪被害者への経済的支援	犯罪被害を受けた方やそれによって亡くなられた方のご遺族に対し見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図っています。
	交通安全教室の実施	交通指導員が各保育園・小学校などで交通安全教室を実施し、幼少期・少年期からの交通安全教室を実施しています。
	登下校児童の見守り活動の推進	交通指導員等による登下校時の見守り活動、各小学校区の危険マップの作成と配布、防犯用品の支給などによる通学児童の安全確保の推進を図っています。

3 社会福祉協議会の事業・活動

事業・活動名	概要
広報誌「社協だより」の発行	年 4 回、広報誌を全世帯に配布し、地域福祉事業・活動の周知に努めています。
ホームページによる周知	インターネット上にウェブサイトを開設し、社協事業や地域福祉活動の情報を配信しています。
大館市社会福祉大会	年 1 回、社会福祉の向上に寄与し功績が顕著である方を称えとともに、社会福祉課題の共有と住民参加によるまちづくりの推進を図ることを目的に開催しています。
福祉講座・福祉教育	小中学校、高校での福祉教育を推進します。また、町内会や企業等におけるボランティア講座や福祉講座を開催します。
ボランティア情報とコーディネートの充実	ボランティア受入れ情報を幅広く広報することにより、活動への参加を促し、支援を必要とする方との調整を図ります。
ボランティアに対する活動支援の充実	ボランティア活動を行う個人や団体に対し、既存事業の継続とともに活動上の課題を聞き取り、助成金の利用等、必要な支援を行います。 ・ふれあい安全訪問 ・除雪ボランティア「ハチ公スノーレンジャー」の実施 ・小型除雪機貸し出し ・はつらつ弁当事業 ・ボランティア活動保険加入促進
ボランティア養成講座、活動者交流会	ボランティア活動の基礎を学ぶための講座の開催や、継続していくための意見交換、交流の場をつくります。
ボランティアセンターへの企業登録	地域の課題やニーズと企業（事業所）・団体の地域貢献活動のマッチングを行うことにより、地域の課題解決につなげます。
災害ボランティアセンターの運営	地震や大雨、台風などの自然災害に備え、平時から行政や社協、関係機関との連携を強化し、災害時の支援活動を行うことができる住民団体との連携を推進します。
災害備品の管理	災害ボランティアセンター開設時に必要となる備品や資機材を管理しています。
防災・支え合いマップづくり	地域の社会福祉法人や行政と連携し、各町内において災害時避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成に向けた支援を行います。
町内の話し合いの場づくり、情報交換会	各町内や地域の困りごとや生活課題等の悩みを話し合う場づくりの支援を行います。 ・町内会長の情報交換会 ・町内や地区ごとの話し合いの実施
さわやかサポーター養成研修会	生活上の課題を身近な住民同士で解決できるよう、生活支援の研修会を年 3 回程度開催しています。
町内や地域での各種研修会・福祉活動の支援	町内や地域の課題に応じて、必要な研修会の開催を支援します。また、小地域（小学校区）での福祉活動が活性化できるよう支援を行います。
ふれあいいきいきサロン事業	地域の社会福祉法人と連携し、サロン（地域の居場所）立ち上げや継続の支援を行います。また、活動費の助成事業を行っています。
共同募金配分金助成事業	市内で福祉課題の解決に取り組む当事者組織やボランティア・市民団体の活動に対し、赤い羽根共同募金会からの配分金により財政面の支援を行います。
有償ボランティア活動の推進	支援を受ける方が気兼ねなく頼むことができるよう、少額の謝礼を介在した有償ボランティア活動を推進します。
福祉員活動事業	町内において支援が必要な方や困りごとを抱えている方が地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、近隣住民や関係機関、専門職と連携し、課題解決に向けた活動を行います。
フードバンク事業	生活困窮世帯に対し食料を提供するとともに、相談支援を行います。
福祉用具（車いす、歩行器）の貸し出し	必要な方に対し、福祉用具の貸し出しを行っています。
高齢者疑似体験セットやスカットボール用具などの備品の貸し出し	講座やサロンなどのイベントで利用できる備品の貸し出しを行っています。
多様な主体の交流と連携体制の構築	住民組織と行政、関係機関だけではなく、企業や NPO 法人など、多様な主体が交流できる機会をつくり、新たなつながりや支援体制づくりを促進します。
企業の地域貢献活動の支援	企業の地域貢献活動を促し、地域とのつながりを強化することにより、地域と企業の共存・共栄を目指します。
社会福祉法人との連携事業	市内の社会福祉法人に呼びかけ、住民の生活課題の解決に向けた事業を連携して推進できる体制を構築します。

4 計画の策定経過

日程	内容
令和6年4月～5月	大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査
令和6年6月	大館市議会厚生常任委員会報告(6月議会) ○計画策定の進捗状況について ○今後のスケジュールについて
令和6年7月30日	第1回大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会開催 ○委嘱状の交付、委員及び事務局紹介 ○計画骨子案について ○今後のスケジュールについて
令和6年9月	大館市議会厚生常任委員会報告(9月議会) ○計画骨子案について ○今後のスケジュールについて
令和6年11月6日	第2回大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会開催 ○計画素案について ○今後のスケジュールについて
令和6年12月	大館市議会厚生常任委員会報告(12月議会) ○計画素案について ○今後のスケジュールについて
令和7年1月7日～ 1月24日	計画素案のパブリックコメント(意見募集)の実施
令和7年2月7日	第3回大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会開催 ○計画最終案について ○今後のスケジュールについて
令和7年3月	大館市議会厚生常任委員会報告(3月議会)
令和7年3月	第2期 大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

5 第2期 大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員名簿

(令和7年3月31日現在)

氏名	所属(役職)	備考
仲谷 正一	比内地区民生委員児童委員協議会 会長	委員長
山内 進	大館市民生委員児童委員協議会 会長	
阿部 之義	大館市福祉員連絡協議会 会長	
工藤 透	一般社団法人 大館北秋田医師会 会長	
熊谷 克史	秋田弁護士会 高齢者・障害者問題対策委員会委員	
松坂 憲男	秋田県北部男女共同参画センター センター長	
田村 健	大館市PTA連絡協議会 会長	
三澤 雄太	NPO法人 あき活Lab 代表理事	
菅原 泰	社会福祉法人 大館圏域ふくし会 事務局長	
伊藤 登美子	秋田県立比内支援学校 学校長	
伊藤 政利	一般社団法人 秋田県社会福祉士会 副会長	副委員長
寺内 淳一	秋田県北秋田地域振興局 大館福祉環境部 次長	

【開催状況】

- ・第1回策定委員会 令和6年7月30日
- ・第2回策定委員会 令和6年11月6日
- ・第3回策定委員会 令和7年2月7日

第2期大館市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年(2025)年3月発行

大館市 福祉部 福祉課
〒017-8555 大館市字中城 20 番地
TEL:0186-42-8100
FAX:0186-42-8532

社会福祉法人 大館市社会福祉協議会
〒017-0897 大館市字三ノ丸 103 番地 4
TEL:0186-42-8101
FAX:0186-42-8104